

平成 3 0 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 1 日 開会

1 9 日 間

平成 3 0 年 3 月 1 9 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成30年3月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一

会計管理者兼 中 野 光 二

兼総務課参事 住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 蔦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 5号 専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する
条例）の承認を求めることについて

- 日程第 5 議案第 6 号 専決処分〔平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算
(第14号)〕の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 7 号 千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 号 千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9 号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 9 議案第10号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第10 議案第11号 千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について
- 日程第11 議案第12号 千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正につい
て
- 日程第12 議案第13号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第13 議案第14号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設
置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第15号 平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15
号)について
- 日程第15 議案第16号 平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予
算(第5号)について
- 日程第16 議案第17号 平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算
(第3号)について
- 日程第17 議案第18号 平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正
予算(第2号)について
- 日程第18 議案第19号 平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第4号)について
- 日程第19 議案第20号 平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正
予算(第1号)について
- 日程第20 議案第21号 平成30年度千早赤阪村一般会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に
ついて
- 日程第22 議案第23号 平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算につい
て
- 日程第23 議案第24号 平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
について

日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算につ
いて

日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算
について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第１回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

３月議会、招集いたしましたところ、全員御出席いただきましてどうもありがとうございます。私どもちょうど第４期目の３年目になるわけでございますが、ちょうど私どもの庁舎の建設もほぼめどがついて、これから前向きに進んでいくという状況になりました。また、私どもの村も御存じのとおりでございますが、財政的には比較的順調に推移しております。この状態で、これから千早赤阪村の将来をどうするかということを考える時期に来たのではないかなと、僕は毎日考えております。特に、人口減少がとまりませんし、非常に交通の便も悪い。ただ、こういうところで過疎からの脱却をどうやって図っていくのか、非常に難しい問題でございますが、必ず道があるのかなと、そういうふうに考えます。

ということで、これからぜひ皆さんのお知恵を拝借しながらやっていかなければいけないかなと。特に、我々の行政だけでは非常に人員も少のうございますし、大変な状況でございます。こういう中で、新しい村づくり、もちろん我々も精いっぱい頑張りますが、特に議員の皆さんの御提案あるいは御援助いただかないと何もできないかなと。特に、今小吹台にいたしましても高齢化率が既に５０％を超えておりますし、千早地区も５０％を超えております。特に、千早地区に至りましては全地区土砂災害の危険区域ということでございまして、これからの村づくり、非常に難しい状況でございますし、また小吹台にいたしましても、空き家も非常に多い。やっぱり、これから村の発展を考えるにつきましては、小吹台もきっちりしたリニューアルを考えていかなきゃいけない。そういうことになりますと、ぜひ議員の皆さんのふだんお住まいの、特にお住まいの方々の御意見を聞きながらやっていかざるを得ないのかと。またそれとともに、各地域に議員おいででございますが、例えば森屋、水分あるいは東阪、中津原とか、この辺を全部見ましても非常に、今の状態からいいますと、住民の皆さんは保守的といいますか、何しろ現状維持ということで、なかなか何をするにしても動いていただけない。ただ、こういう状態でそしたら果たしていいのかなと。僕は、もう恐らく今の状態が続きますと１０年、２０年先には非常に厳しい状態が来るかなということを常々考えております。

ということで、確かに住民の皆さん方にも、いわゆる今はやりの言葉で言いますとイノベーションを起こしていただかないと、村なだめなんかなと。特に、大森なんかでも非常に長時間かかりましたけれども、なかなか前へ進まない。やっぱり、行政も一生懸命やっておりますけども、住民の皆さんの協力あるいは住民の皆さんのいわゆる意識改革、これが非常に大切かなと思います。それとともに、ことし非常に皆さんにもいろいろと御心配をかけましたが、道の駅でございますけども、これも4月の初めから従来どおり営業を続けられるようにということで、今一生懸命考えております。特に、今までの状況でございますと、なかなか私どもの村の道の駅ということは考えられなかった。新しく、必ずうちの千早赤阪村でも努力すれば収益が上がる、きっちり営業できるということを実証できるような組織をつくり上げて、ぜひ皆さんとともに、少しずつでも千早赤阪村が元気になるような格好をつけたいと。特に、私どもはぜひ議員の皆さんにはお願いしたいんですが、これから新しく営業を続けますけど、ぜひ皆さんも少しということやなしに関心を持っていただいて、もしもできることなら、同じ商品で値段が大して変わらないんだったら、スーパーとかまちへ行かないで、ぜひ私どもの販売所で買っていただくとかというふうな協力をぜひお願いしていただきまして、議会ともども、我々も精いっぱいやりますけども、村を盛り上げていきたいなと、そういうふうに考えております。

特に、これからのやっぱり村づくりは、議会とともに我々行政も精いっぱいやるということで、ぜひこれからも皆さんの御協力をいただきながら、千早赤阪村が廃村になるのではなく、少しずつは元気になっている、ことしより来年、来年よりは再来年元気になっているというふうな村の姿を住民の皆さんにお見せすることによって、住民の皆さんの意識改革も少しずつ図っていただきながら、前向きにやりたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたしまして、3月議会の冒頭の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、2月22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る2月22日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり議案第5号から議案第26号までの22議案でございます。

審議方法は、議案第5号及び議案第6号を1議案ごとに本会議において審議することに決しております。

議案第7号から議案第20号の14議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

議案第21号から議案第26号の平成30年度予算6議案については、村町の村政運営方針、各会計の概略説明を受け、総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番関口議員、3番井上議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の山形議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。山形議員。

○山形議員 それでは、御報告させていただきます。

平成30年2月15日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。それにつき、内容を御報告させていただきます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、引き続き、本会議では7件の提出案件がございました。順に申し上げます。

1つ、承認第1号南河内環境事業組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

２つ目、承認第２号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、道路占用料の見直しに関する国土交通省の通達に基づき、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。改正内容は、電柱、看板、ガス管、水道管、その他これらに類するものに使用される場合、使用料の単価の改定を行うもので、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

承認第３号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分につき承認を求めることについては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の成立に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認され、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

承認第４号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、平成２９年の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

承認第５号平成２９年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第２号）の専決処分につき承認を求めることについては、給与条例の改正に伴う人件費予算の措置を講じるため、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９９万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２１億８，５０６万１，０００円とし、その財源として繰越金１９９万円を増額するものでございます。

議案第１号平成３０年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算総額を２１億８，９５０万７，０００円とするもので、原案どおり可決されました。主な歳出でございますが、ごみ処理費では第１清掃工場業務管理費が７億５，７８３万３，０００円、前年度比２，１５３万円の減で、建築関係防水工事の新規計上でございますが、人件費や需用費などの減額によるものでございます。第２清掃工場業務管理費は６億１，９８４万２，０００円で、前年度比２，６５９万３，０００円の増で、退職者１名の退職手当と公害関係計装機器更新工事の新規計上によるものです。

以上、ごみ処理費が前年度比１，１１４万５，０００円の減で、１７億３，８２２万５，０００円でございます。し尿処理費は３億２，７５８万８，０００円で、前年度比２，０５６万９，０００円の増となっております。

財源再生センターの業務管理において、退職者１名の退職手当と施設整備精密機能検査業務委託料の計上によるものです。

なお、千早赤阪村の分担金は昨年度比２７６万円の減で５，４７５万４，０００円でございます。

主な新年度予算は以上でございます。

なお、施設整備基金積立金に関連し、地球温暖化対策実行計画最終年度の平成３２年度のごみ処理量で、１．４９％の削減目標の達成と構成団体との人口減少等があるので、第２清掃工場大規模改修等の必要性について質疑があり、平成４０年度のごみ搬入量予測においても、第２清掃工場それぞれ年間最大処理能力を上回るものと予測されることから、２施設によるごみ処理体制を維持し、適切な時期に改修を行うことが必要と答弁がありました。

第７、監査報告第１号例月出納検査の結果については、平成２９年度１０月から１２月分の検査結果の御報告がございまして、特に問題はなかったこととございました。

以上、簡単でございますがこれをもちまして平成３０年度第１回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長　続きまして、大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会定例会の経過報告がございます。

関口議員。

○関口議員　それでは、平成３０年２月１５日に平成３０年第１回大阪広域水道企業団議会２月定例会が開催されましたので、その内容を報告いたします。

本会議に先立ち、議員全員協議会が開催され、本会議の議事運営について、会期を１日間とすること、議案６件を議題とすることなどが確認されました。本会議では、企業長の堺市竹山市長から平成３０年度の企業団運営方針として、中期経営計画に基づき引き続き水道施設の更新、耐震化を推進していくこと、次に千早赤阪水道事業を初めとする市町村域水道事業において、統合時に定めた事業計画を着実に実施していくこと、平成３１年度からの７団体との水道事業統合に向けて取り組むとともに、広域化のさらなる推進に向けて勉強会及び研究会を設置することなどが述べられました。

次に、理事者から企業長提出議案６件について説明がありましたので、順次申し上げます。

第１号議案大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件は、第２号議案の個人情報保護条例の改正にあわせて、個人の権利、利益の保護の観点から行政文書の公開の請求があった場合に公開してはならないこととする文書の範囲を拡大するものでございます。

第2号議案大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正の件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、個人情報や要配慮個人情報の定義を明確化するとともに、個人情報の開示の請求があった場合に開示してはならないこととする情報の範囲を拡大するものでございます。

なお、第1号議案及び第2号議案は、いずれも公布の日からの施行でございます。

第3号議案平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件は、水道用水供給事業において40億5,900万円を、市町村域水道事業において1,200万円を減額補正するものでございます。

第4号議案平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件は、工業用水道事業において14億3,300万円を減額補正するものでございます。

第5号議案平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件は、水道用水供給事業の予算を711億2,600万円に、市町村域水道事業の予算額を25億9,000万円に定めるものでございます。

第6号議案平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件は、工業用水道事業の予算額を140億9,800万円に定めるものでございます。

以上の6議案については、全て原案どおり可決されました。

次に、企業団の一般事務に関する質問として2名の議員から発言がありました。泉大津選出の高橋議員から、市町村の自己水源の重要性に鑑み、水道事業統合に当たっては企業団として自己水源をどのように取り扱うのかといった質問があり、理事者から、水源の安定性や災害時等の危機管理面、費用対効果などを踏まえ、当該市町村の意向を十分に尊重した上で総合的に判断するとの答弁がありました。

次に、四條畷選出の島議員から、企業団として水道に関する住民などからの要望をどのように聞いていくのか。今後、企業団において水道料金システムを統一する際に、システムを供用する市下水道事業に新たな負担が生じないかといった質問があり、理事者からは、地域の水道センターが住民に身近な存在でいられるよう努め、これまでどおり要望もお受けしていく。3水道事業共通の課題については、運営協議会、企業団の全構成団体の水道事業主担当者などで構成しておりますが、そこで議論する。また、将来的には上下水道事業双方の新たな負担とならないように勘案しながら、新しい水道料金システムを導入し、業務の効率化を図っていくとの答弁がありました。

また、監査委員から平成28年度の工事の執行に係る監査の結果はおおむね適正であったこと、また平成29年8月から同年10月までの月例現金出納検査については適正であった旨、書面での報告がありました。

以上、簡単でございますが平成30年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、1月18日、19日に実施いたしました議員会派研修について、田村議員から研修報告をいただきます。

田村議員。

○田村議員 それでは、平成30年1月18日及び19日に実施いたしました議員会派合同研修につきまして御報告させていただきます。

今回の研修先は、西栗倉村、岡山県北東部の先端、鳥取県、兵庫県との県境に位置する山村であります。人口は1,500人弱と千早赤阪村の4分の1ほど、役場職員も36人と千早赤阪村の半分以下しかおりません。数年前に地方消滅が話題となったのを覚えておられる方もいらっしゃることでしょう。そこで語られていましたのは、実に896もの自治体が今後消滅しかねないという驚くべき予測でありました。西栗倉村の人口規模を考えれば、本村以上に消滅の危機に瀕していると言っても過言ではないはずです。

しかし、西栗倉村は今にも消滅を迎えるような自治体ではありませんでした。むしろ、必死に消滅にあらがう村でありました。地域おこし協力隊制度を活用して、全国から移住希望者を募り起業を促す。ウナギの養殖、保育園をターゲットにした木工所、日本酒の出張バー、まきボイラーによる温泉施設、それらは全て移住者により起業されたものです。移住者の起業によって、地域内GDPは実に10倍以上に拡大した、担当者はそうおっしゃっておられました。

西栗倉村の成功の秘密は一体どこにあるのですか、そう尋ねたところ、担当者は苦笑いしながらわかりませんとおっしゃった後、こう続けました。ただ、常に意識しているのは移住者に地域課題を押しつけるのではなく、移住者のやりたいことを徹底してサポートしてあげることです。行政が事業を主導し、そこに民を当て込むのではなくて、行政はあくまで民のやりたいことを尊重しサポートする。プレーヤーはあくまで民間、行政は彼らが活躍できる舞台づくりに徹する。行政が丸抱えするのでもなく、民間に丸投げするのでもない。絵そらごとになりがちな官民協働ですが、西栗倉村では確かにそれが機能しておりました。

しかしながら、行政が民間のやりたいことを尊重すれば、当然そこにはさまざまな問題が生じます。前例がない、失敗するかもしれない、反対する住民がいるなどなど。そこで、担当者の口から出た言葉に私は衝撃を受けました。行政がリスクを負う。

いま一度繰り返させていただきます。行政がリスクを負う、そう担当者はおっしゃいま

した。できることだけやっつけても、そこにリスクは生まれません。できるかどうかではなく、地域の将来にとって必要なのかどうかを判断基準に据える。必要だと判断すれば、できるかどうかは後回しで、とりあえずやってみる。大事なのは、できるかどうかではなく、地域にとって何が必要なのか。そして、そこで初めて行政のスキルが問われる。確かにそのとおりではないでしょうか。リスクを避け、無理なくできることだけをやる。そこに特別なスキルが必要でしょうか。たとえ実現困難であろうとも、それが地域にとって必要な事業だと判断すれば、実現に動く。実現困難なことを実現させる。そのためにこそ、行政のスキルが必要となってくるわけです。

右肩上がりで成長できた時代は終えんを迎えました。今後、日本は間違いなく縮小社会に突入していきます。地方消滅は絵そらごとではなく、現実的な未来予想図であります。生き残りをかけた戦国時代は既に始まっています。今のままで、我々が千早赤阪村は本当に生き残っていけるのでしょうか。その意味におきまして、西栗倉村は一つのモデルケースとなり得る自治体でありました。地域おこし協力隊の活用法やベンチャースクールなど、西栗倉村の取り組みには確かに見習うべき事例が多々ございました。しかし、本当に見習うべきは、できるかどうかで判断するのではなく、地域にとって必要かどうかで判断するという、ある種の企業精神であったように思います。

西栗倉村で実施されたさまざまな取り組みは、いわば花であり実です。それらは全て地域に必要なかどうかで判断するという根があったからこそ生まれることができたように思えます。西栗倉村で実現できたことが、本村で実現不可能なはずがありません。できるかどうかから、何が地域にとって必要なのかへの発想の転換、今後本村が生き残っていくにはその転換が不可欠なのではないでしょうか。

以上をもちまして研修報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第5号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第5号は、平成30年1月15日付で専決処分いたしました千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成27年4月から実施しております低所得者の保険料軽減について、平成29年度分の保険料も引き続き適用することとされたため、専決処分させていただいたも

のでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第5号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は、平成26年の介護保険法の改正によりまして、低所得者である第1段階被保険者の保険料軽減を行ってまいりました。改正当初は、消費税率10%の引き上げが実施される予定でございましたので、これにあわせて平成29年度に保険料の軽減対象者を現行の第1段階から第3段階まで拡充されることとされておりました。

しかしながら、消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されたことに伴い、29年度は現行の第1段階のみを軽減対象とし、保険料軽減を継続するため本条例を改正するものでございます。

本条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

内容につきましては、対象年度に関し平成28年度までとしていたものを平成29年度までと改めるものでございます。

なお、本改正は本来であれば昨年の29年3月議会で改正条例を上程させていただくべき内容でございましたが、改正漏れにより専決処分させていただいた次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 対象が第1段階の人ということですが、これは村で第1段階の人はどれぐらいいてはります。もしわかったら。それで、この専決処分において予算がふえるとか減るとかというものではありませんけれども、対象人口がどれぐらいいてはるかだけ、わかったら教えてください。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 第1段階の被保険者は、済いません、正確な数字が今ちょっと手元にございませんでして、約40名程度いらっしゃるというふうにしております。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第5号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第6号専決処分〔平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第6号は、平成30年2月5日付で専決処分いたしました平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、平成30年度に着手いたします中学校フェンス等設置工事に関する債務負担額の増額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第6号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）の御説明を申し上げます。

最終ページのほうをごらんください。

第1表債務負担行為の補正で変更となる事項名は、村立中学校のフェンス等を設置する工事でございます、中学校安全対策整備工事で、限度額1,000万円から250万円増額し、1,250万円に変更するものでございます。

以上、簡単はでございますが、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 1,000万円から1,250万円増額ということですが、その増額に至る理由というのをお聞かせください。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 本議案につきましては、中学生の安全対策としてフェンスを設置する工事でございます、さきの議会で1,000万円の債務負担の補正を御議決いただいたものでございますが、その後フェンスの設置位置の変更、また以前議会よりいろいろ御意見いただきました分、また中学校と詳細な協議をさせていただきまして詳細設計を行ったところ、約250万円の増額ということでさせていただくものでございます。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい、わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第6号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 6、議案第 7 号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 7 号は、千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

本議案は、現在村の課題となっております庁舎の建てかえ、老朽化した公の施設の大規模改修等に要する資金を積み立てるため、新たに基金を設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらですが、千早赤阪村公共施設等整備基金条例ということなんですけれども、今後どの程度積み立てていかれる計画なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 公共施設、今回基金のほうを設置しまして、もともといわゆる黒字部分とかというのは財政調整基金のほうに積み立てておりましたが、今後庁舎等大規模工事等も始まりますので、やはり使うものはもうあらかじめ公共施設整備基金のほうでためとかれるほうが財政上管理もしやすいということで、そして使うものは、もう単なるむやみやたらに財政調整基金でためるのでなく、目的を持ってためようということで、今回設置させていただきました。金額のほうにつきましては、当然そのときの財政状況等によってわかりませんが、一応庁舎等につきまして一応 10 億円という目安がありますので、その



あたりぐらいまではできる限り積み立てたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第8号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第8号は、千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

平成26年の介護保険法改正により、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村へ委譲することとなったため、指定介護支援事業者の基準を市町村の条例で定めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第8号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第9号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてでございます。

本議案は、条例別表で定める実行組合長の報酬を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第10号は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行により、汚染土壌処理業の譲受、合併もしくは分割または相続の承認の申請に関する規定が追加され、これに伴う申請に対する審査の事務が平成30年4月1日より村に委譲されることとなります。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の閣議決定に伴い、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可申請に対する審査及び砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査に要する手数料が改正されたことにより、千早赤阪村手数料条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第10、議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第11号は、千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてでございます。

本議案は、アリーナ及びトレーニングルームの個人使用並びにプールの使用時において、同伴者及び引率者の使用料徴収について現行の条例では明文化されてないため、公平な使用料の徴収を実施するため条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第11号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第11、議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第12号は、千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いが変更されることに伴い、条例の整備を行うための改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたしま

す。

議案第１２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１２、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１３号は、千早赤阪村介護保険条例の改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第１１７条の規定に基づき、３年ごとの介護保険料の改定を行うものでございます。今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費並びに地域支援事業費等の見込み額を介護保険事業計画（第７期）により算出いたしまして、平成３０年度から平成３２年度の３カ年間の基準保険料を現行の１人当たり年額７万４，７８０円を６万９，７３０円に改定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１３号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１３、議案第１４号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１４号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の３町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第３条に規定する執務場所を、基本協定に基づき本年４月１日から河南町役場に変更することから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といた

します。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第14号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第15号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3億8,804万1,000円を減額いたしまして、予算総額を39億1,909万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきまして村税、地方特例交付金、地方交付税等の一般財源の増減補正、また国庫支出金並びに府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴います増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、新たに設置いたします公共施設等整備基金積立金の増額補正や特定財源の確定等に伴います財源更正及び不用によります減額補正などを行わせていただきました。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。どうですか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第15号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第16号は、平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

事業勘定においては、歳入歳出それぞれ4,234万円を減額いたしまして、予算総額を11億831万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料や療養給付費等負担金などの国庫支出金や府支出金、ほか特定財源の実績見込みに伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、実績見込みに伴います総務費、一般被保険者療養費等保険給付費、後期高齢者支援金、保健事業費、共同事業拠出金など不用額の減及び財源更正、出産育児一時金等の増額でございます。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ353万円を追加いたしまして、予算総額を4,332万7,000円といたしたものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金などの確定に伴います増額の補正でございます。

歳出につきましては、僻地診療所運営助成金及び村国民健康保険療養所赤字補填助成金の増額の補正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第16号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第17号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第17号は、平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定においては、歳入歳出それぞれ１億８，６２１万１，０００円を減額いたしまして、予算総額を６億６，９８４万８，０００円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金など特定財源の減額などでございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費地域支援事業の不用額の減額並びに財源更正や基金積立金の補正などでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。どうですか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１７号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１７、議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１８号は、平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１２８万円を減額いたしまして、予算総額を１億８４１万７，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては保険基盤安定負担金額の確定などによる減額でございます。

歳出につきましては、総務費、広域連合納付金などの経費の不用による減額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたしま

す。

議案第18号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第18、議案第19号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第19号は、平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,203万8,000円を減額いたしまして、予算総額を2億2,170万7,000円とするものでございます。

歳入では、下水道使用料を201万9,000円増額し、分担金及び負担金を126万4,000円、国庫支出金を90万円、一般会計繰入金を549万3,000円、下水道事業債を1,640万円減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費、下水道建設費、下水道管理費、公債費の減額が主なものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第19号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第19、議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第20号は、平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。



本議案は、歳入歳出それぞれ４９３万７，０００円を減額いたしまして、予算総額を１億４，２１０万１，０００円とするものでございます。

内容につきましては、金剛山ロープウェイ専用水道改修工事とロープウェイ等の曳索、並行索交換工事完了による減額等、歳入では一般会計から繰入金及び観光事業債を減額するとともに、専用水道維持補修工事分に基金繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第２０号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員に付託いたします。

ここで一旦休憩を行います。

１１時２０分から再開いたします。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時２０分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２０、議案第２１号平成３０年度千早赤阪村一般会計予算についてから議事日程第２５、議案第２６号平成３０年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての６議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議事日程第２０、議案第２１号から議事日程第２５、議案第２６号までは、平成３０年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆さんの村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

昨年度を振り返ると、千早赤阪村議会議員選挙が実施され、５月から新たな議員を含めた新体制のもと、村政運営に対して慎重かつ効果的な議論を重ねていただいたところであります。そして、１０月には大型台風２１号と２２号が猛威を振るい、村内各地で土砂災害や道路陥没など甚大な被害がありました。生活道路の一部通行止めなど、今なお住民生活に

影響があるところです。引き続き、関係機関に働きかけを行い早期復旧に努めるとともに、より一層の安全・安心な暮らしの確保に向けて取り組んでいく所存です。

また、行政の取り組みに関しましては、大阪府内で初めて導入した地域おこし協力隊や、大阪府や民間会社と連携した農の活性化プロジェクトによる地域や農業の活性化、さらには南河内広域観光事業での台湾へのセールスプロモーションによる観光客の誘致など新たな取り組みを行い、未来につながる村の魅力創造及び情報発信をすることができたものと考えております。

さらに、今年度の国や大阪府の動向に目を向けると、国においては新元号が発表されるほか、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、準備がますます加速されています。また、大阪においては大阪万博誘致など、これからの成長戦略に欠かせない大きな変化をもたらす重要な1年であると認識しております。

そのような中、本村においても河内長野市や大阪府域を超えた自治体間連携による楠公さんの大河ドラマ誘致に向けた広域的な取り組みが動き出しました。これを好機と捉まえ、交流人口の増加や観光産業、文化振興を図ってまいります。そして、昨年度を初めきょうまで種をまいた取り組みを継続して実施することで、芽が出て花が咲き、実りある成果に結びつくことができるものと確信しております。そのためにも、議員各位並びに村民の皆さんの多大なお力添えをいただきながら、将来を見据えた魅力ある村政運営の実現を図っていく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成30年度予算の概要及び本村の財政状況について申し上げます。

平成30年度の一般会計予算編成におきましては、国の経済財政の現状と地方財政の動向、本村の財政状況を踏まえ、第4次総合計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、今年度から新たな取り組みや、より充実させた事業を重点的に実施いたします。

人口の維持、地域の活性化に向けた取り組みを行うため、民間団体と連携した空き家情報バンクの運営や移住体験ツアーの実施、また村民の皆さんの利便性向上につながる企業の誘致に向けた補助制度のさらなる拡充や簡易郵便局開設に向けた準備を行います。とりわけ、企業誘致に関しましては将来の収入確保観点からも積極的に進めてまいります。また、村民の皆さんが安全・安心して暮らしていただけるよう、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助制度の実施や公共施設等の大規模改修、長寿命化を図るため老朽化調査を実施するとともに、健やかに過ごせるよう胃内視鏡検査による胃がん検診の導入や認知症初期集中支援チームによる支援を新たに行います。さらに、夢を持って子育てができるよう妊産婦への支援の充実や新築マイホーム取得に係る支援の実施などにも

取り組み、若年層や子育て世代の定住、定着を図ることで生産年齢人口、将来を担う年少人口の増加を図るなど、村民力が結集された選ばれるまち、住み続けたいまちを目指すための攻めの施策を展開いたします。

厳しい財政状況であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向け選択と集中による限られた財源の有効利用の中で、村民の皆さんの声を少しでも多く反映できるよう、強い決意で平成30年度予算編成に臨みました。

その結果、平成30年度の当初予算における一般会計は、前年対比12.5%増の35億2,588万4,000円で、過去10年間で最も規模の大きい予算となっております。特別会計の総額予算は、20億1,904万4,000円で、一般会計及び特別会計の総額は55億4,492万8,000円となりました。

それでは、平成30年度に取り組む主要な施策について、第4次総合計画における村づくりの基本方向の6つの基本柱に沿って説明いたします。

まず、基本柱1「安全・安心・環境～豊かな自然と共生し やすらぎのある暮らしを育む むらづくり～」については、防災対策の推進では新庁舎の建設について、大規模災害が発生した場合に十分な防災機能を発揮し、村民の皆さんが安全・安心して利用できる庁舎として整備するため、一日も早い防災拠点施設の完成を目指します。くすのきホールなどの施設設備の老朽化が進む公共施設については、民間活力を利用したESCO事業により、省エネ技術を取り入れた設備の更新を行い、運営コストの縮減を図ります。

また、昨年10月には台風21号、22号による土砂災害等が多数発生し、多大な被害がありました。本村としましては、村民の皆さんがより安全・安心して生活できるよう、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助制度を新たに実施し、また地域防災計画に基づく災害に対する危機管理機能の向上に努めるとともに、被害の低減、地域の防災力の向上を目指します。

さらに、住宅耐震化事業では、耐震診断、設計、改修費用の補助、また耐震性の低い住宅の除却費用についても補助を引き続き実施します。

消防・救急体制では、消防団の活動服などの装備充実を行い、消防・救急体制の充実を図り、消防団員の活動効率の向上に努めます。

水道事業では、昨年度に大阪府広域水道企業団と事業統合したことから、企業団が給水事業を運営しております。今後も引き続き、企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するよう努めます。

公共下水道事業では、水分地区の未整備地区の污水管渠布設工事を行うとともに、下水道処理区域外については合併処理浄化槽の維持管理や浄化槽設置に伴う助成制度を引き続

き実施することで、浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上などに努めます。

次に、基本柱2「健康・福祉～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～」については、昨年度から実施している母子の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を継続するとともに、産後鬱の予防や早期発見、また新生児への虐待の予防を目的に、産婦健診診査費用の助成を行うなど、子育てに優しい村づくりを目指します。

また、国民健康保険診療所の運営におきましては、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と引き続き連携し、診療体制の充実及び地域医療の推進に努めます。

そのほか、がんの早期発見、早期治療を目指し、新たに医療機関での胃内視鏡検査における胃がん検診の導入など、引き続き精度の高いがん検診の提供ができるよう取り組みます。

また、乳幼児や高齢者に対する疾病予防として、任意の予防接種についても公費助成を引き続き実施します。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、本年3月に策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）に基づき、高齢者が住みなれた地域でいつでも安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業の機能強化や地域の支え合い体制の整備、医療と介護の連携の強化を行うとともに、今年度から新たに認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症高齢者支援に取り組みます。

国民健康保険では、制度の改正により、大阪府内のどこで住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう保険料率が統一されます。ただし、保険料が急激に増加することがないように、今年度の保険料については財政調整基金を運用し、前年度並みに据え置きます。

次に、基本柱3「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育む むらづくり～」については、国際社会で活躍できる人材育成、英語力の向上などを目的に、中学生、高校生を対象とした海外派遣事業を今年度も実施するとともに、中学生の英語検定費用の補助についても引き続き実施いたします。

学校教育では、子どもたちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成するため、引き続き学力向上の取り組みを推進します。

また、英語を使えるこごせっ子を育む千早赤阪村として、小学校外国語教育については、新小学校学習指導要領の平成32年度の施行を待たず、今年度から5、6年で週2時間、3、4年で週1時間の形で先行実施し、幼稚園、小学校1、2年生も含め、中学校までつながる系統のかつ先進的な英語教育を推進します。

学校施設整備関係では、村立中学校敷地内における通行車両や不審者等の対策として、門扉、フェンス等の設置を行い、生徒の安全の確保に努めます。

また、幼稚園、小学校、中学校の古くなった全ての校務用パソコンの更新を行い、事務の効率化を図ります。

少子化が進む中、子育て世代の負担軽減や安心して子育てができる環境づくりを目的として実施している学校給食費補助金についても、引き続き実施します。

また、万が一の事故や災害次に備え、給食用非常食を今年度から各学校園に配備します。

次に、基本柱4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かし村民の元気を育む むらづくり～」については、まず観光振興については昨年日本を訪れた外国人は2,800万人を超え、来阪外国人も1,000万人台の大台に乗るなど、いずれも過去最高を更新しております。本村でも、外国人観光客は金剛山ロープウェイ利用者の約5%を占めるなど、着実に増加しているところであり、本村では国内外からの観光客を受け入れるための環境整備を進めています。今年度、河内長野市や旅行業者と連携して、楠公史跡をめぐるバスツアーを開催するとともに、昨年度に引き続き、南河内広域観光事業として周辺自治体とともに外国人観光客の誘致に向けたセールスコールに取り組みます。

また、3月25日に閉店する道の駅ちはやあかさかの売店については、民間業者に運営を委ね、現在の建物の建てかえなど再建方針を検討します。金剛山ロープウェイや香楠荘については、昨年度にロープウェイの曳索、平衡索交換工事を行い、専用水道膜ろ過設備設置工事を実施するなど、観光客が安心して利用できる施設となるよう努めました。今後も、両施設の利用者増加など収入の確保に向けて、指定管理者や大阪府と連携します。

農業振興では、大阪府と共同して引き続き、農の活性化プロジェクトに取り組みます。プロジェクトでは、イチゴの産地化、企業参入に向けた農地整備、棚田の保存活動の3本柱により村内農業者との連携、協働などの事業展開を促進し、農業振興及び雇用の拡大を図ります。

このほか、農産物をイノシシ等の鳥獣被害から守るため、農家がみずから行う被害防止柵の設置費用補助を引き続き実施するとともに、農業用施設の改修に係る原材料費の支給については柔軟な事業費補助に変更し、営農活動を支援します。

林業振興では、森林資源の活用と森林整備の促進を図るため、森林経営計画に基づく森林施業に補助を行うほか、間伐材搬出補助、林道整備についての原材料支給制度を継続し、間伐の促進並びに村内材の流通促進を図るなど、森林が持つ多面的機能の発揮に努めます。また、国の森林環境税を活用した間伐を初めとする森林整備の促進に向けた検討を

進めます。

商業振興では、産業の振興及び発展を図るため、新規企業の立地や既存企業の規模の拡大に対し、必要な整備支援を積極的に行うとともに、村民の皆さんや観光客などの利便性が向上するよう、小売業や飲食業、宿泊業などに対して支援を行い、活気あるむらづくりに取り組みます。あわせて、製造業などの企業立地や設備投資に対して、固定資産税減税の導入など、税制優遇策を引き続き実施します。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～」については、村道整備、維持管理では、村道舗装や橋梁などの老朽化が進み、延命化のため予防的補修、計画的な維持管理が課題となっております。

そのような中、舗装については村道整備計画をもとに、引き続き計画的な舗装補修工事を行うとともに、地域要望や村道の損傷状況などを勘案しながら、適切な村道の維持管理に取り組みます。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、棟株橋の補修設計及び補修工事、さくらトンネルの点検業務を行うとともに、桐山時田橋ほか2橋の耐震設計業務を実施します。また、村道以外の生活道路に対する原材料支給については、柔軟な事業費補助に変更するなど、地域にとって活用しやすい制度を見直します。

さらに、安全・安心な交通の確保を図るため、今年度から経年劣化しているカーブミラーの取りかえを計画的に進め、村民の皆さんや来村者が通行しやすい交通環境の整備に積極的に取り組みます。

広域道路網については、国道309号河南赤阪バイパス2期区間工事が完了し、平成29年度末に供用開始されることから、3期区間の早期事業化や村内外の重要な連絡道路である府道について、村立中学校下の府道富田林五條線の線形改良、その他府道の急カーブや幅員狭小箇所の解消、車両の通行の支障となっている樹木の除去や安全対策などについて、引き続き大阪府に要望します。

また、災害時の緊急交通路の確保や地域の活性化を図るとともに、大阪府と奈良県を結ぶ府県間金剛山トンネル事業化構想の調査業務を実施します。

地域公共交通については、今後ますます高齢化が深刻化する中、村民の皆さんが快適に暮らすことができるよう、新たに高齢者や妊産婦などの方にタクシー運賃を助成し、買い物や通院など村内外への移動支援を行います。また、役場職員もノーマイカーデーを設け、公共交通機関を利用する取り組みを始めるとともに、路線バスの終点を森屋から村立中学校前まで延伸、新たにくすのきホールへの乗り入れ開始に向け、民間事業者と連携した地域公共交通の確保、維持に努めます。

定住人口増加に向けた取り組みとしては、所有者や移住希望者、地域などの空き家情報バンクをより活用しやすく、移住後のアフターフォローを担えるよう民間団体に運営を委託し、地域、移住者、行政が移住者の受け入れをスムーズに行えるよう取り組みます。また、新築マイホームの取得に係る費用や若年層単身者、新婚夫婦、子育て世帯向けの共同住宅の整備に係る費用を補助するとともに、空き家移住者への改修補助、引っ越し費用補助、家賃補助を引き続き実施し、今後の本村の将来を担える子育て世帯の定住、定着を図る取り組みにより重点を置き、村民の皆さんがいつまでも住み続けたい村づくりを目指します。

さらに、村民の皆さんが心豊かに心地よく暮らせるよう、またこの自然豊かな美しい風景や環境を未来に引き継ぐため、今年度に村民の皆さんとともに実施した環境条例策定ワークショップや検討委員会での意見を取りまとめ、（仮称）千早赤阪村環境条例を制定いたします。

次に、基本柱6「協働・行政経営～村民と行政がともに育む むらづくり～」については、協働による村づくりでは、昨年度は地域おこし協力隊として就任した2名の隊員に、棚田での田植え体験などを通じて、都市の住民との交流や休耕田の再生、また各地区の祭りや行事などに参加し、信頼を深めるとともに、地域の空き家に移住者を呼び込むなど活動に従事していただきました。今年度も、地域と密着した活動に従事していただき、地域力の維持強化を図ります。また、村民の皆さんと地域の役割は一体何なのかをともに考え、皆さんがより自主的、主体的に企画、実施する村づくり活動を支援するため、地域活動活性化事業を引き続き実施します。

さらに、情報公開を進めパブリックコメント制度を活用するほか、住民意識調査によって住民の皆さんの声に耳を傾けるとともに、本年から開始した村政まちかど講座もより一層活用していただけるよう、多くの村民の皆さんが行政に参加できる機会づくりに努めます。

特に、村民の皆さんの生活や活動にさまざまな利便性をサービス向上をもたらすため、広報ちはやあかさかは、本年1月号よりカラー化いたしました。本年度は、さらにホームページのリニューアルを実施し、より見やすく、よりわかりやすい広報、公聴に心がけ、情報発信の充実を図ります。

昨年3月31日に閉鎖された水分簡易郵便局にかわり、役場内に簡易郵便局を開局できるよう準備を進めるとともに、平日に役場窓口に来ることができない場合は、引き続き電話予約により住民票等の証明書を土曜、日曜に交付するなど、さらなる住民サービスの向上を図ります。

行財政運営では、自主財源の確保として滞納整理の強化により、村税の徴収率の向上に努めるとともに、引き続き村税、国民健康保険料等のコンビニ収納を実施し、利便性の向上を図ります。

人事管理では、昨年度はたび重なる職員の不祥事によりまして、村民の皆さんには多大な御心配と御迷惑をおかけいたしました。前例に固執しない創意工夫と広い視野、世の中の流れに敏感に反応するアンテナを張りめぐらせることができるよう、これまでの役場体質からの転換を図り、職員一人一人が緊張感を持って職務に取り組み、一刻も早い信頼回復に向け、不断の努力を重ねてまいりたいと考えております。時には荒療治も必要となります。村民の皆さんの厳しい御指導を真摯に受けとめ、職員の能力と資質向上のため人材育成を強化し、少数精鋭による職員定数の管理に努め、効率的な組織運営を行います。

行政の広域化の推進では、これまでの成果の検証を行いつつ、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、本村による、より効果的な広域共同事務処理を進めます。また、下水道においても富田林市、太子町、河南町、本村による広域化を進め、事務の効率化と住民サービスの維持、向上に努めます。

以上が今議会に提案しております平成30年度当初予算の施策の概要でございます。本村におきましては、私たちに求められているのは、できない理由を並べて諦めることなく、できるに変えていくための創造力と提案であり、実行力でございます。私たちが植えた新しい芽は、確実に育ちつつあります。この芽に果実が実り、収穫できる大樹に育て上げるためには、私たち行政の実行力はもちろん、村民の皆さんにも自主的、主体的な村づくりへの参画をお願いするとともに、それぞれの地域や人材などの資源を最大限活用しながら、オール千早赤阪村で粘り強く行動してまいります。

議員各位並びに村民の皆さんには、村政運営により一層力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。どうもありがとうございました。

○田中議長　ありがとうございました。

続きまして、議案第21号から議案第26号の一般会計予算及び特別会計予算につきまして概略説明がございます。

菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長　それでは、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算から議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計でございます。当初予算書の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ35億2,588万4,000円と定め

るものでございます。

同第2条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明により御説明申し上げます。

第2条第2表債務負担行為につきましては、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、平成30年度に実施するESCO事業に伴う平成31年度から33年度の3年間の施設維持管理運営委託料で、限度額585万円でございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額などについて定めており、一番最初の村道・橋梁整備事業、限度額6,850万円から下段の給食調理・配送業務委託事業、限度額3,000万円までの16事業、総額3億8,250万円が過疎対策事業債で、償還期限は12年、据置期間が3年でございます。

次のページをお開きください。

緊急防災・減災事業債は、全国瞬時警報システムの受信設置更新事業によるもので、限度額は320万円、償還期限は10年、据置期間が2年でございます。

水道事業一般会計出資債は、大阪府広域水道企業団との水道事業の統合によるもので、限度額4,740万円、償還期限が30年、据置期間が5年でございます。

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を補うもので、限度額は1億1,700万円、償還期限は20年、据置期間が3年でございます。

それでは、1ページへお戻りください。

第4条につきましては、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。また、予算書の説明資料としまして、116ページから123ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして国民健康保険特別会計でございます。予算書の125ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ8億9,822万8,000円、診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,493万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を事業勘定3,000万円、診療所施設勘定500万円とそれぞれ定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用について定めております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算書の195ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,256万4,000円と定めるものでございます。

同第2条の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

続きまして、下水道事業特別会計でございます。予算書の209ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,023万4,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条の地方債につきましては、212ページに起債の目的、限度額、償還期限などについて記載しております。

第3条は一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めております。また、予算書の説明資料としまして、230ページから235ページに給与費明細書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、金剛山観光事業特別会計予算でございます。予算書237ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ781万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それと、予算書の説明資料としまして255ページから259ページに給与費明細書及び債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、済みません、ちょっと飛んでおりまして申しわけございません、予算書167ページをごらんください。介護保険特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,167万6,000円と定めるもの

でございます。歳入歳出予算の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど附属説明資料により御説明申し上げます。

続きまして、第2条でございますが、一時借入金の限度額のほうにつきましては5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、予算の流用を定めているものでございます。

濟いせん、まことに失礼します。

それでは、予算書附属説明資料のほうをごらんください。

平成30年度の会計別予算額の比較表でございます。

一般会計と特別会計の総額につきましては、55億4,492万8,000円で、前年度と比べまして8,604万9,000円、1.5%の減でございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページでございますが、一般会計予算の款別内訳の歳入でございます。主なものを御説明させていただきます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し計上しております。

15款府支出金の増につきましては、民生費府負担金の増などが主な要因でございます。

17款寄附金の減は、ふるさと応援寄附金の減が要因でございます。

18款繰入金の増は、財政調整基金繰入金や教育施設整備基金繰入金の増が要因でございます。

続きまして、21款村債の増はESCO事業などの実施に伴います過疎対策事業債の増が要因でございます。

続きまして、4ページをお開きください。目的別の歳出予算でございます。主なものを御説明させていただきます。

2款総務費の増は、くすのきホールや保健センターなどのESCO事業や災害対策事業の増が主な要因でございます。

6款商工費の減につきましては、前年度に金剛山ロープウェイ専用水道改修工事に伴います金剛山観光事業特別会計への繰出金を行ったことによる減が要因となっております。

9款教育費の増につきましては、校務用OA機器の更新や中学校フェンス等設置事業、くすのきホールの駐車場整備事業などの増が主な要因でございます。

次に、5ページをごらんください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳となっております。

款ごとの増減の要因につきましては、先ほどの説明と同様でございますので省略させていただきます。

右の６ページの棒グラフは平成２１年度からの推移となっております。

平成２７年度決算までは、村税の減によりまして自主財源が減少してまいりましたが、平成２８年度からはふるさと応援寄附金の増により自主財源が若干増加しております。

次に、７ページをごらんください。

一般会計予算の性質別内訳でございます。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費につきましては平成３０年度予算の３９．５％で普通建設事業費の増により投資的経費は１１．７％となっております。

次に、９ページをごらんください。

村税の状況でございます。

村民税の個人につきましては、生産年齢人口の減少によりまして２３０万円の減、法人は平成２９年度決算見込みによりまして１８７万３，０００万円の増、固定資産税につきましては評価がえによります家屋の評価額の減などにより７８０万円減で予算計上しております。

下段の棒グラフは村税の推移で、平成２１年度の決算からでは約１億３，０００万円の減少となっております。

次に、１０ページをごらんください。

地方交付税の状況でございます。

普通交付税、特別交付税及び地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債は、同額で予算計上をしております。

下段の棒グラフにつきましては、地方交付税の推移でございます。普通交付税につきましては、国勢調査の人口が減少すれば交付税も減少することになっておりますが、人口減少等特別対策事業という項目などにより、ここ近年は横ばい傾向でございます。

次に、１１ページをごらんください。

地方債の状況でございます。

本年度予算額６億１，０９４万９，０００円のうち、過疎対策事業債が３億８，２５０万円、大阪広域水道企業団との水道事業の統合による水道事業一般会計出資債が４，７４０万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債が１億１，７００万円、平成２０年度の臨時財政対策債の借換債が６，０８４万９，０００円でございます。

下段の棒グラフにつきましては、地方債残高の推移でございます。平成２６年度から地方交付税の算入があります過疎対策事業債により増加のほうはしておりますが、過疎対策

事業債以外の地方債につきましては減少となっております。

次に、12ページをごらんください。

基金の繰入金の状況でございます。

本年度につきましては、財源不足額を財政調整基金から3億5,000万円、そして学校施設等の整備に宛てるため教育施設整備基金から3,015万円を繰り入れるものでございます。ふるさと応援基金繰入金は、平成28年10月から平成29年9月の実績額から返礼品や手数料などを除いた約37%の7,500万円を繰り入れるものでございます。

下段の棒グラフは、財政調整基金と減債基金、そして平成29年度から新たに創設した公共施設整備基金などの残高の推移でございます。

次に、13ページをごらんください。

平成26年4月より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金の増収分につきまして、その使途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てられるものとされております。平成30年度一般会計当初予算では、地方消費税交付金を1億円で計上しておりますので、1億円の17分の7に相当する4,117万6,000円が社会保障施策経費に充てる財源でございます。国から示されている例示をもとに、記載のとおり社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費にそれぞれ充当しておるものでございます。

次の14ページ、15ページにつきましては、予算額から見た主な指標などを記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、16ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（事業勘定）でございます。

本年度予算額8億9,882万8,000円で、前年度と比べまして2億2,697万1,000円、20.1%の減でございます。歳入の減の主な要因は、国民健康保険の府下一元化に伴います国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の減などによるものでございます。歳出の減の主な要因は、歳入と同様に、国民健康保険の府下一元化に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金共同事業拠出金などの減などによるものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）でございます。

本年度予算額2,493万1,000円で、前年度と比べまして1,420万8,000円、36.3%の減でございます。歳入の減につきましては、一般会計繰入金によるも

ので、歳出の減につきましては、平成２９年度に医療機器の整備事業を行いましたので、その事業の完了によります減となっております。

続きまして、１８ページをごらんください。

介護保険特別会計予算でございます。

本年度予算額は６億７，１６７万６，０００円で、前年度と比べまして１億６，５３７万４，０００円、１９．８％の減でございます。歳入歳出とも平成３０年３月に見直しを行います老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の第７期に基づき、それぞれ歳入歳出のほうを計上しております。

続きまして、１９ページをごらんください。

１９ページは後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本年度予算額１億１，２５６万４，０００円で、前年度と比べまして８１１万９，０００円、７．８％の増でございます。歳入の増の要因につきましては、後期高齢者医療保険料などによるものでございます。歳出の増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金などによるものでございます。

続きまして、２０ページをごらんください。

下水道事業特別会計予算でございます。

本年度予算額２億４，０２３万４，０００円、前年度と比べまして２１１万７，０００円、０．９％の減でございます。歳入の減の主な要因は一般会計繰入金などで、歳出の減の主な要因は下水道費の下水道建設費などによるものでございます。

続きまして、２１ページをごらんください。

金剛山観光事業特別会計でございます。

本年度予算額７，０８１万１，０００円、前年度と比べまして７，６２２万７，０００円、５１．８％の減でございます。歳入の減の主な要因は、一般会計からの繰入金などによる減でございます。歳出の減につきましては、平成２９年度に専用水道改修工事を行いましたので、その事業が完了に伴います減となっております。

続きまして、２３ページをごらんください。

平成３０年度一般会計当初予算の主な施策概要の一覧表で、それぞれ担当課ごとにまとめて、事業名、予算額、内容のほうを掲載しております。常任委員会での予算審議の参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

なお、４０ページからにつきましては同様に、特別会計の予算の主な施策概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上で概略説明とさせていただきます。説明の中で介護保険のほう飛びまして、非常

にわかりにくい説明となりましたことをおわび申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時15分より再開をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 再開

○田中議長 再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、平成30年度予算6議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いをいたします。

それでは、6議案に対する総括質疑に入ります。

山形議員。

○山形議員 議会会派平政会を代表して、総括質問を行います。

まず、平成30年度当初予算では一般会計予算が35億2,500万円で、過去10年で最大の規模である。村民を初め村のために新庁舎建設、ESCO事業による整備の最新や移住定住促進対策事業として住宅取得助成事業、新築住宅建設助成事業、また農の活性化プロジェクト事業など、積極的な事業展開が示されているが、少ない職員数や既存の事業がある中、行政の実力に不安があるのではないかと。今後も、各種事業を実施していく中で、住民の参画が今後より一層必要でないか、また新規事業を初めとして事業の広大化、また各分野にわたり計上されているが、村長は特にどの分野に重点を置かれているのか伺います。

次に、2点目として、村長を先頭に台湾での観光プロモーションの実施や、民間企業と連携し、こごせの里ツーリズムビューローを建設し、積極的に事業を推進しているが、以前計画があったビジターセンター構想など、観光産業、地域振興の分野においてソフト、ハードともに村としての受け入れ態勢ができているのか。そして、誇れる村づくりについては、村役場が村民へのサービス業であると思う。そこで、職員全員が住民サービスに徹する意識の向上はどのように行っているのか。

3点目として、空き家バンクについて移住体験ツアー委託など、委託することでどのような改善が見込まれているのか。

最後に、村民に自主的、主体的な村づくりの参画が求められているが、本村が自治体である以上、自主的かつ主体的に村づくりの参画は本村で生活する住民の責務である。しかしながら、本村を運営していく主体は村民ではなく、役場職員一人一人がまた村の大切な

担い手であり、参画も求められている。できる、できないを判断する基準にするのではなく、何をすべきなのかどうか判断する基準とする。たとえ実現が難しくとも、村のためにプラスになるのであれば、どうすれば実現できるかを考える。村の発展のためにどうすべきなのか、熱意と情熱を持って自主的、主体的に判断して行動していく。こうした姿勢がなければ、想像力、提案力、持続力も何もかも絵に描いた餅にしかならないと思います。

以上、4点について村長の考えを伺います。

以上、総括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 答弁いたします。

最初に、一般会計についてですが、予算額で35億2,500万円と過去10年間で最大規模となっております。事業実施に当たっては、重要政策会議などで各種事業の進捗管理を行ってまいります。重点事業に対しては、職員の重点配分も必要なため、国家公務員、地方公務員として5年以上の経験者を対象とした採用試験を実施し、即戦力となる職員を7月1日付で採用すべく募集する予定でございます。

また、業務における最大の貢献や業務に関しすぐれた改善、提案などを行った職員に対して表彰を行う制度を設け、職員の熱意、努力、やる気を引き出し、職場や職員の士気高揚や励みにつなげ、事業の実行力を高めてまいります。

また、村の活性化を図るには各地区住民の協力が必要であり、地域活性化事業助成や地区補助事業、自主防災組織育成事業など住民の皆さんがみずから地域のために活動する事業に助成を行い、住民参画に対し積極的な支援を行います。

また、平成30年度の予算については村の10年先、20年先を見据え、収入確保の観点から企業誘致の支援、子育て世代の転入の起爆剤となる新築住宅建設助成事業、住宅取得助成事業など、過疎からの脱却に向け効果の高い事業へ重点を置いています。

また、村道整備等の生活の基盤となる事業や、くすのきホール、保健センター等老朽化が進む公共施設には、民間活力を利用したESCO事業などを活用し、財政規律を堅持しながら予算配分を行いました。

次に、交流人口の増加策につきましては、第4次総合計画においても交流人口増加プロジェクトを重点実施として位置づけ、にぎわいと活力を創造するため、自然資源と歴史資源を観光資源として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を目指しているところでございます。交流人口の受け入れ態勢としましては、観光客に対するおもてなしの観点から、快適で利用しやすいトイレの設備に向け、道の駅トイレの改修に取り組みしました。また、文化財所有者に対するトイレ整備費用の助成は、平成29年度に引き

続き、平成30年度も継続してまいります。その他、景観向上事業による西楽寺前や消防署横の空きスペースの整備、大阪府の助成事業を活用した楠木正成関連の歴史資源の案内板の更新をしています。近年では、観光情報をスマートフォン等の機器を使って調べるのが一般的になっていますので、W i - F i 環境の整備も重要と考えております。平成30年度税制改正で新たに創設された観光促進税の活用の有無を含め、今後検討してまいります。

また、長期の滞在に対する受け皿として、近年増加している農泊についても検討していきたいと考えています。

次に、誇れる村づくりについては、昨年は不適切な会計処理や事務処理など、たび重なる職員の不祥事で、住民の皆さんに多大な心配と御迷惑をおかけいたしました。このことは、私も含め全職員が真摯に受けとめ、役場の信頼を回復すべく努力しているところでございます。

このような状況の中、職員全員が住民サービスに徹する意識の向上のため、フロアマネジャーの設置や、役場の本庁1階の窓口をコンパクトにまとめるなど、窓口業務の改善を行いました。また、住民の皆さんの利便性の向上を図るため、来年度から役場内に簡易郵便局の開局ができるよう準備を進めております。職員には、常に住民の目線に立って、最新の住民ニーズを的確に捉え、住民のための行政を心がけるよう徹底した指導を行い、職員の資質向上を図り、住民の皆さんに満足していただける住民サービスを提供してまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンク制度の外部委託におけるメリットについて、本村では移住者の増加と空き家放置による倒壊危険家屋の発生防止の観点から、平成27年度より空き家情報バンク制度を運用しているところでございます。しかしながら、これまでまさに手探り状態で運営してきたところであり、また民間が保有する空き家情報との連携も現時点では困難であることから、本制度の運営を外部に委託することにより、より一層効果的な効率的な空き家情報バンクの運用を目指していくものでございます。また、空き家情報バンク制度の周知に伴い、物件の照会や登録希望者数の増加、契約に当たっての苦情対応など、予想以上の業務量が発生していることから、外部委託できるものは委託することで民間との適切な役割分担を行い、限られた役場職員の効率の向上を図るものでございます。

次に、自主的、主体的な村づくりへの参画は、議員御指摘のとおり、本村の村政運営には住民だけでなく、職員一人一人が自主的かつ主体的な参画が必要不可欠であると認識しております。

こうした中、職員の中には既に地元消防団への加入や地域活動団体に自主的に参画し、

生活活動を通じまして地域の活性化に貢献している者も多数いるところでございます。さらに、将来的には千早赤阪村消防団のサポーター的な組織を役場内に立ち上げ、勤務時間中という限られた時間帯ではありますが、地域の消防、防災活動に自主的に参画するといった仕組みの構築についても研究しているところでございます。また、平成30年度から役場前の府道を職員みずから定期的に清掃活動を行う大阪府のアドプト・ロード・プログラムに役場としても参加するほか、地域の公共交通をみずからの手で守っていく観点から、月1回ノーマイカーデーにおける公共交通機関を利用した通勤の実施などを予定しております。

このように、既に職員の自主的かつ主体的な地域貢献についての取り組みが実施されているところでございますが、役所といたしましても、今後こうした各施策等を通じ職員みずからが地域に貢献していく機運のさらなる醸成を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 続きまして、井上議員。

○井上議員 会派公明党として、総括質問を行います。

基本柱4として観光・産業・地域振興についてですが、本村では現在のところ、金剛山が観光資源の中心となっています。楠木正成の史跡等があり、大河ドラマに取り上げられたときは一時的に盛り上がりましたが、現在は衰えています。もう一度という声も上がっているようですが、いずれにせよ一過性のブームで終わらせぬように、継続性のある企画、開発でなければならないと思います。

外国人観光客のニーズも多様化して、最近の情報では、ありのままの田舎暮らしであったり、普通の生活や風景を体験することに人気があるようです。本村においても、いろいろなプロモーションやプロジェクトが進行していますが、今あるものをもう一度違った視点で見直すことも必要かと思えます。林業、農業の現状を周知してもらい、魅力の発信にもつながると思いますが、いかがでしょうか。村長の考えを伺います。

以上、質問といたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 答弁いたします。

観光・産業・地域振興についてでございますが、日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、その目的は買い物や食事とあわせ自然体験も日本観光のニーズの一つとして上げられております。村の住民にとっては当たり前のことであっても、外国人や都市住民にとっては新鮮に映ることがあり、そういった視点で村の地域資源を再確認することも大切と考えております。

農業体験を通じ、村の魅力を体感してもらうという点で、農の活性化プロジェクトの一つとして実施する棚田オーナー制や大人の棚田塾を関係団体と連携して取り組んでまいります。また、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ農泊の情報収集を積極的に行い、住民との協働を通して農泊の実践を模索していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。私は、平成30年度予算上程に当たり、村長の村政運営方針の所信について、また今後の村づくりなどについて質問をいたします。

初めに、村民の医療体制を守るためにお伺いいたします。

近畿大学の医学部附属病院の統合、再編に伴い、南河内医療圏域の2次、3次救急体制がどうなるのか、不安の声が上がっております。これまででも、南河内医療圏の旧市町村は不十分だと言われておりました。近畿大学医学部附属病院は、現行一般919床、精神など特例病床10床があり、千早赤阪村を含む南河内医療圏の唯一の3次救急体制対応の基幹病院として、地域の重要な医療施設としての役割を果たしてまいりました。

しかし、平成26年1月、近畿大学医学部附属病院は堺市泉ヶ丘駅前地域に移転するという報道をしたことによって、大阪狭山市からの移転は南河内医療圏域の医療機能はもとより、地域経済などに及ぼす影響とともに住民生活に不安と衝撃を与えました。その後、近畿大学、堺市、大阪府、大阪狭山市における調整会議などが行われ、2016年12月に大阪狭山市に新分院として300床規模の2次救急、小児科、産婦人科など、現状とほぼ同等の28診療科目を備える急性期機能の病院を残す予定であるという報告があり、当時は、不十分ではあるが地域の医療機関の充実などでカバーできるものと、この間落ちついてきました。ところが、昨年11月、近畿大学附属病院は突然これまでの再編計画を変更し、病院を一切残さず、全てを堺市に移転することを公表しました。この計画変更は、南河内医療圏域における3次救急や小児、周産期の高度専門医療にも大きな影響を及ぼすだけでなく、同病院は南河内医療圏域における唯一の災害拠点病院でもあり、地域に与える影響ははかり知れません。村民の暮らし、今後のまちづくりにも大きな影響が出てくるものと思われます。病院の統合、再編計画の変更はこれまで説明してきた内容をほごにするものであり、南河内医療圏域の各市町村との十分な調整を行わず、一方的に計画変更を表明する同大学の対応は、到底容認することはできません。

昨年１２月に千早赤阪村を含む７市町村で、大阪府に対し近畿大学に当初協議をしていた３００床を残し、現状と同様の医療機能を確保するよう要請することを求めています。近畿大学に対しても、同様の要望書を提出していますが、これには本村のみ名前を連ねておりません。なぜなのでしょう、理由をお聞きしたいと思います。その上で、もともと貧弱な南河内医療圏域の医療機能を初め、災害拠点や地域経済を守るために、大阪府に対して近畿大学が一昨年１２月公表した小児科、産婦人科など、現状と同等の診療科目を残す新分院を設置するよう、近畿大学に指導することを求めていると思います。そして、村として今後の救急医療体制を守るためにどう対処していくのか伺います。

次に、府立長野北高校の募集停止について伺います。

新政府のもとで、大阪府立長野北高の募集を停止する方針が出されました。大阪府教育委員会は、昨年９月の教育委員会会議で、３年連続定員割れとなった高校を再編整備の対象として長野北高の生徒募集については、今春を最後に２０２０年末で閉校することを明らかにしました。長野北高へは、村からの通学生徒もおり、今後対象となる子どもたちは、遠く離れた学校に通わざるを得なくなります。子どもの数が減少する中で、従前どおりの定員数では定員割れが起こるのは当然のことです。定員割れは、むしろつくられたものではないでしょうか。教育現場に競争原理を持ち込み、序列化して、その地域の子どもたちから学ぶ権利を奪うことになりかねません。どこに住んでいても、安心して通える高等学校が地域にあることが求められています。長野北高は、この千早赤阪村からも地域の学校として通ってきた子どもたちも多くいます。長野北高が存続できるように、大阪府に改めて求めていると思います。

次に、村長の退職金の見直しを求めます。

村長の退職金は、任期満了の４年ごとに支給されております。退職手当については条例で定められており、給料月額に在職月額を乗じた額に１００分の４０を乗じた額とあります。村長の給料月額は７５万円ですので、４年で１，４４０万円が退職金として支払われることになります。平成２８年度任期満了時の退職金は、当時退職金は減額するべきだという世論が高まる中で、減額されて八百数十万円が支払われたかと思います。これまで３期務められて、現在４期目ですので、この間３回の退職金が支払われております。退職時期により減額されているときもあったかもしれませんが、正確ではありませんが、条例どおりですと１２年間で約４，０００万円以上の支給があったことになります。しかし、減額などのこともありますので、３，０００万円以上支給されたことになるのではないかと想像しますが、違っていたらまた言ってください。

最近の厚生労働省の調べでは、一般企業に勤めている人が大学卒業後、定年退職まで約

38年、高校卒業の場合はもっと多いかと思いますが、こうした人たちが約40年前後勤続して、2,156万円という数字が出ております。退職一時金制度のみや、最近では退職年金制度併用など、支給体制が変わっていますが、退職金が年々減少されているのが実態です。自治体首長の退職金は余り明らかにされていませんが、一般の人と比べて高額だということははっきりとしています。低賃金で厳しい生活を送っている住民の感覚から、わずか4年で1,000万円の退職金をもらうというのは、一般の住民からかけ離れているのが実態ではないでしょうか。

河南町では、町長の退職金が大幅に削減されました。私は、河南町までともいきませんが、けれども、この際村長の退職金を見直すべきではないかと思います。村長の所信をお伺いいたします。

次に、道の駅の売店施設の一時閉鎖について伺います。

道の駅の売店施設を3月25日をもって一時閉鎖するというものの経緯については、地元出品者への周知もなく、突然のことで関係者から怒りの声が上がりました。私たち議員に対しても、1月28日、日曜日であるにもかかわらず、副村長みずから住民への広報についてという文書を副村長名で届けられました。それによりますと、道の駅については、これまでも何とかしなくてはといった多くの意見があり、検討課題として上げられており、改善に向けた協議が行われていること、昨年12月には、運営を委託している楠公史跡保存会に対して売店の一時閉鎖を伝えていたこと、3月広報で住民に知らせる予定であったが、急遽2月広報で知らせることにした、地元出品者への説明会を2月1日に行うことなどが列挙されておりました。2月広報に配布されたチラシには、問い合わせ先に担当課である観光産業振興課、加えて副村長名の名前も明記されておりました。住民の間からは、普通、村からのお知らせ、広報は担当課が普通やけれどもどうしたことか、これは何か特別な意味があるのではないかと、こんな声も住民の間からは聞かれました。

さて、地元出品者への説明もなく、2月広報を配布する直前にこうした文書が急ぎ私たちに届けられることになりましたが、その辺の経過がなぜなのか、改めてお聞きしたいと思います。売店利用者は、村外利用者も含めて、ジャガイモやタマネギなど保存できる野菜、また村内産の葉物野菜、弁当などもあって、日常的に私たち村民も利用しております。地元出品者にとっては一時閉鎖の話は全く知らされておらず、春野菜の作付準備も済んだやさきの報告で驚いているとのことでした。

これまで、道の駅を少しでもにぎわいの出るようにと協力していただいた人たちに対して、何の説明もなく進めてきたことは納得できない。このことも当然のことだと思います。彼らにとっては、村内の野菜を安く提供する活動、この活動が彼らの元気の源ともな

ってきました。このことは、元気の源だけではなく、さまざまなことに波及していたと思います。お医者さんにかかることも減っていったのではないかな。また、家の中で閉じこもりがちな高齢者が畑仕事をして元気になる。今回の村のやり方は、こうした人たちの元気も奪っていることになるのではないのでしょうか。

こうしたいろいろなことがありましたけれども、2月1日の地元出品者の説明会では、いろいろ意見もはき出されましたけれども、4月には売店が再開できる方向で協議が進められるようになったようで、前に向いて進んだと聞いております。そうであるなら、なぜもっと以前に関係者への説明を、また協議をしてこなかったのかが問われます。最近の行政の進め方に疑問や不信を抱く声も聞かれる中で、今回の件は象徴的と思われます。事前に丁寧な説明を行い理解をしてもらった上で、計画するべきではなかったのでしょうか。

次に、台風21、22号による災害復旧について伺います。

台風発生以来、村職員挙げて関係機関とも協力のもと、災害復旧に取り組んでいただき、復旧作業も進んできたところでございます。私は、民有地被害に対する対応についても、12月議会で取り上げてきました。新年度予算には、土砂災害特別警戒区域内の家屋移転補助制度が設けられておりますが、今回の台風による被害が特別警戒区域に指定されていない場合はどうなるのかなど、民有地の被害に対する補助は明確ではありません。激甚災害指定を受けた今回の台風による全被災者を補助の対象とすべきではないでしょうか。

次に、地域公共交通について伺います。

これまで2回の実証運行を実施して、それらを踏まえ、新年度より高齢者や妊産婦へのタクシー運賃助成が設けられ、1つ前進いたしました。地域公共交通協議会において協議された上での実施と思いますが、過去に実施された実証運行、買い物施設、公共施設を結ぶ交通網が必要と思います。

平成26年7月1日に第1回の地域公共交通協議会が開催され、以降毎年4回程度の協議会が開催されてきましたが、平成29年度は、昨年12月15日の第1回協議会が開催されたのみとなっておりますが、この協議会では買い物施設や公共施設を結ぶ交通網の検討はなされたのか伺います。

最後に、地域おこし協力隊の活動について伺います。

1年間の活動実績で、空き家住宅の取り組みなど入居成立の成果が見られます。棚田の活動や千早地区でのトークショー、空き家を活用したカフェの開設など、交流人口の増加に向けた取り組みなども行われ、村の活性化、宣伝につながっているのではないかと思います。先ほどの田村議員からの研修報告にもありましたけれども、その地域に求められてい

ることは何か、またそうした人たちに行政としてあれをせえ、これをせえという強制をするのではなく、彼らのやることをサポートする、そういう立場が必要ではないでしょうか。大阪府下で初めての地域おこし協力隊ではありますが、村としては地域おこし協力隊の1年間の活動をどのように評価しているのかお伺いします。そして、彼らの任用期間は1年として、3年を限度として延長することができると定められておりますが、今後さらに活動してもらうことになるのかお伺いをいたします。

以上、総括質問とさせていただきます。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 ただいまいろいろと質問いただきましたが、まとめて答弁させていただきます。

まず最初に、近畿大学附属病院の統合、再編に伴う医療体制についてでございますが、昨年12月の大阪府南河内保健医療協議会において、近畿大学附属病院委員長より大阪狭山市の本院及び堺病院を閉鎖すること、また平成35年4月に堺市泉ヶ丘に800床の新病院を開院し、新病院1院に集中化すると移転、再編計画の変更案の報告がなされました。村としては、南河内医療圏における医療機能について、とりわけ3次救急、小児、周産期の高度専門医療の供給体制を南河内医療圏域内で維持することが必要と考え、昨年12月20日に南河内7市町村で大阪府に対し、病院転院に伴う地域の医療体制の確保を訴える要望書を提出いたしました。

その中では、同病院が担う南河内医療圏域での医療機能が失われることとなった場合、速やかに代替医療機関として大阪南医療センター及び大阪羽曳野医療センターを南河内医療圏の基幹病院とするとともに、失われる医療機能の設置及び拡充を図るよう要望いたしました。今後も、南河内医療圏域内における救急医療体制を初め、医療機能の確保について近隣市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、府立長野北高校につきましては、府立長野高校への機能統合に伴い、本年度入学希望募集を最後に、平成31年度より統合されることが大阪府教育委員会で決定されました。府立高校の再編対象となる条件については、大阪府立学校条例第2条第2項に入学を希望する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みが認められない者は再編整備の対象とすると規定されています。長野北高校の場合、7割以上の生徒が河内長野市内からの通学であり、河内長野市の人口減少率が高いことなどから、今後の改善が認められないとのことであります。今回の統合については、南河内教育長協議会代表により、昨年11月、大阪府教育委員会教育長に対し存続を求める要望を行っております。

次に、私の退職手当の見直しでございますが、特別職の給与に関する条例に規定されたとおり支給されているものでございます。

次に、道の駅売店の一時閉鎖につきましては、従前から道の駅売店は村内地産品が非常に少ない点や、近隣の道の駅施設と比較して何もないといった御意見がありました。本年度は、その改善に向けた検討を進めており、現在委託先である楠公史跡保存会とともに相談していましたが、平成29年12月末に新たに販売事業のノウハウを持つ業者に委託することや地産品販売の仕組みづくりなど、道の駅を再構築することが必要と判断し、楠公史跡保存会に契約の解除を申し出ました。出荷者の方々は、楠公史跡保存会の会員で、それまでは出荷者に直接説明することがなく、今回の一時閉店について猪突であると御批判をいただきました。説明が不足していた点については、真摯に受けとめております。なお、現在出荷者から強く要望のあった暫定的な地元産品の販売については、出荷者と協議し、その内容を検討しています。また、新たな道の駅設置の検討に当たっては、出荷者や住民を含め、広く意見を聞いてその具体化を図っていきたいと考えております。

次に、台風21、22号による災害復旧については、民有地の被害に対する補助が明確になっていないとの指摘でございますが、平成30年度より国の補助制度に基づき土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強対策に対する助成制度を創設いたします。現在、村では家屋の全壊倒壊、浸水被害の大きさにより、最大10万円の見舞金を給付しておりますが、民有地は個人の財産であり、基本的には所有者の責任において復旧していただく必要があります。公平性の観点や将来の財政への影響等を考えると、これ以上行政が介入することは難しいと考えております。

次に、地域公共交通につきましては、平成27年度、平成28年度において地域公共交通の実証運行の結果等を踏まえ、平成30年度は高齢者、障害者、妊産婦、免許証返納者といった要支援者を対象にしたタクシー利用助成制度について、地域公共交通協議会において検討してきたところでございます。御指摘の買い物支援等につきましては、タクシー利用助成制度を通じて支援してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊につきましては、平成29年度から2名が着任し、空き家対策と棚田保全について活動していただいております。来年度についても引き続き活動していただく予定としております。地域おこし協力隊につきましては、制度上3年間を上限とされておりますが、協力隊卒業後も引き続き本村に定住していただけるよう、自立のための起業に向け、村のしても積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長　ありがとうございました。

これにて6議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第21号から議案第26号につきましては、会議規則第38条第1項の規定によりそれぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦勞さまでございました。

午後1時58分 散会

平成30年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成30年3月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一
兼総務課参事

会計管理者兼
総 務 課 長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教育課参事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第 7号 千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について
(委員長報告)

日程第 2 議案第 8号 千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の制定について(委員長報
告)

日程第 3 議案第 9号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について(委
員長報告)

- 日程第 4 議案第 10 号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 11 号 千早赤阪村 B & G 海洋センター条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 12 号 千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 13 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 14 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 15 号 平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 15 号）について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 16 号 平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 17 号 平成 29 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 18 号 平成 29 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 19 号 平成 29 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 20 号 平成 29 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 21 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計予算について（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 22 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 23 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 24 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 25 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 26 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算

について（委員長報告）

- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 監査委員の選任について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 2 4 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 5 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 6 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第１回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第７号から日程第２０、議案第２６号までの２０議案につきましては、３月１日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

次に、議案第７号から議案第２０号までの１４議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第２１号から議案第２６号の６議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第７号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてから日程第１４、議案第２０号平成２９年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についての１０議案を一括議題といたします。

ここで、議事日程第７、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の改正については、行政からお手元に配りました修正案が提出されています。本修正案について、提出者の説明を求めます。

尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正案につきまして御説明を申し上げます。

さきの総務民生委員会において御審議いただきました議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、委員会終了後に条文の記載誤りを確認いたしました。本修正案はこれを正すものでございます。たび重なる修正につきましておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、修正案について御説明させていただきます。

議案第13号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。第2条第1項第6号ア中「法第38条第4項」を「令第38条第4項」に改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 ただいまの修正案を承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 本修正案のとおり承認いたします。

まず、議案第7号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について、議案第8号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について、議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第14号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）の総務民生所管分について、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第17号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第18号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての10議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月1日本会議において付託を受けました議案10件の審査を行うため、3月5日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員の出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第7号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、平成29年度一般会計の基金は21億円とのこと。その見解はどの問いに、上限は考えていない。行財政改革で人件費等削減、また特別交付税を手厚くなり、人口減少はあるものの、普通交付税も横ばいで20億円ぐらいになってきた。地方の基金が多いとの指摘もある中、庁舎の建てかえ、くすのきホール、保健センターの大規模改修が今後出てくる見込みがあり、本年度5億円を積み立てるもの。村は、庁舎の建てかえを控えており、基金の確保は当然のことだと思うが、日常的な村民の暮らしに影響しないようお願いしたい。今ごろこの条例が出るのはどの問いに、使途を明確にするため、また庁

舎の実施設設計や本工事に充てるため、このタイミングのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 7 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 8 号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の施設の具体的な内容は村にはとの問いに、ケアプランを作成する施設、村では植田診療所のこごせ、東阪の春の家、森屋のゆうゆうケアプランセンター 3 カ所のこと。事務の負担は、財源はとの問いに、平成 26 年度からの制度で、もともと富田林の広域福祉課が事務を行っていた。事務は広域福祉課で行うもので、村の負担がふえるということはない。また、負担金として広域福祉課に財源を充てるのは以前と変わらない。第 3 条 2 項で、完結の日から 2 年間で 5 年間となっているのはどう変わるのかとの問いに、利用者の記録をより長く置いておけるようになったもので、よりサービスを的確にできるように定めるものということ。以上により、よい面は事務所の運営等、直接村が意見することができること、悪い面は事務所で不正請求等問題が起こった場合、指定権者の村が原因の追求や解決を行う義務が発生することでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 9 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 10 号千早赤阪村手数料条例の改正について審議の結果を報告いたします。

審議においては、現在業者から問い合わせは今のところない。村に、そのような業者はない。今後申請があった場合のため、法律の改正による条例の追加、具体的な施設とはとの問いに、汚染した壤土を処理する施設で、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設の 4 種類のこと。具体的な事務は広域で行っているため、村は受け付け事務。村の実績はとの問いに、今のところはない。村で砂利採取、採石法を考えている場所はとの問いに、実績はない。今後あれば、申請をもって審査をする。この事務については、平成 23 年度から 6 市町村の広域まちづくり課で事務処理を行っていることでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 10 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 12 号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、例えば従来どおり大阪府から奈良県の施設に入られた 75 歳以上の方

の住所地特例があったが、後期高齢者医療保険がまたぐ場合、つまり75歳未満の国保住所地特例の方が75歳になったときは、奈良県の広域連合で被保険者になっていた。改正後は、国保の住所地特例を引き継ぎ、大阪での広域連合の被保険者になる。これまで該当者はいない。4月1日以降の該当者は1名と考えること。住所地特例の方が多い場合、大阪府の被保険者が多いということになり、それにかかわる給付が大阪府から支給されることになるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正について審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審査においては、介護保険料が引き下げられるのはどういう理由によるものかとの問いに、28年度から29年度にかけて認定者数が減少している。なかなか原因は見込みにくいですが、原課が想定しているので、想定を受けておられる方がお亡くなりになったケースが29年度が多く、介護保険に使われている方が減少しているとの分析でいる。

今回、全ての段階で保険料が引き下げられたが、村では多い段階は、基準額第5段階の想定人員は332名、第4段階で380人、第6段階で333人、第7段階で366、最高の12段階では20人、11段階では14人とのこと。合計所得の金額は国で示されている段階に基づき、金額を想定しているとのこと。

市町村の質問調査権とはとの問いに、介護保険者から利用者に対し、諸所の調査の権限とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第14号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、認定審査会の開催回数は年間50回、事務の場所を固定するほうが予算的にいいのでは、統一したほうがいいのではという話はないかとの問いに、1つの町村に固定すれば、その町村が負担が大きくなる。場所の問題もあるので、公平に2年ごとに輪番で当初より行うことが合意になった。今のところ、輪番にすることによって大きな問題が生じ運営に支障が出るとか、3町村の間で議論が出ているということはないとのことでした。

認定審査会の委員は医師、歯科医師、薬剤師、保健分野、福祉分野の方で構成している。審査の結果が不満な方は、不満への対処法はとの問いに、不服申し立て制度や区分変

更申請制度を活用されているとのこと。

2年ごとに審査委員もかわられるのかとの問いに、2年ごとをお願いしていることから、引き続きの方もおられるし、またたまたまかわられる方もあるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第14号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、新庁舎に関する予算の増減はとの問いに、当初予算審査会経費の三十数万円は執行済み、基本設計等委託料は補正で計上し、うち周囲の測量業務を完了しているが、基本設計は委託料、発掘事業委託料については来年度に繰り越す。早々に努めていきたいとのこと。

吉年老人憩いの家やバス方転地について、繰越明許をせざるを得ない理由はとの問いに、老人憩いの家については土地所有者から不服申し立てがあり、地図改正等作業を進めているところ。バス方転については、文化財の件で大阪府教育委員会と協議中とのこと。

企業誘致3,000万円の増減はとの問いに、1件当たり1,000万円、3件分予算措置し、企業誘致に尽力を尽くしてきたが、結果的に1,000万円のレベルでは来てももらえなかったこと。こちらからも積極的に足を運んで誘致を進めたところ、また数々なところに相談、質問があったが、結果として実を結ばなかったとのこと。

ふるさと応援寄附金の現状はとの問いに、昨年度から決算額で2億3,300万円、昨年現在の1億3,000万円で1億円の減収となっている。理由はとの問いに、モンベル返礼品が大半を占めていたので、モンベルがないことの影響が大きいとのこと。モンベルにかわるものはとの問いに、総務省の指針に合い、なおかつ魅力のあるものは難しいが、今後引き続き業者等を検討していきたいとのこと。法人税の増額の理由はとの問いに、当初予算を若干低い目で想定していたこと、また今年度については業績が好調な企業が多かったとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、実績見込みによるものであるとのこと、施設勘定の繰り入れの見通しはとの問いに、診療所の赤字補填分について今回300万円計上しているが、3月末の赤字額は300万円以上に見込まれている。今後、協会と協議していきたいとのこと。

指定管理者に対する機器の購入１，５００万円については、住民の方には便利になっている。また、疫病の早期発見に努めている。赤字についてはさらに膨らむ見通しの中で、国保の事業勘定また一般会計に大きく影響が出るものではないかとの問いに、公的医療機関で黒字になることは最初から見込んでいない中、村の健康課題について協会と検討し、民間では受け入れてもらえない困難事例等をバックアップしてもらいたいと考えている。また、協会、診療所、行政で村に合った取り組みを模索している。赤字だけ見るのではなく、協会を利用し、村全体の医療保険、行政全般を考えていきたいとのこと。

診療所の収支は、今後の対応はとの問いに、赤字分１，５００万円とのこと。今回３００万円を補填し、見込んでいる１，２００万円については、最終どうするかは当初協定している中で中身を鑑み、協会と相談し決定していきたいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１６号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１７号平成２９年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みを伴うものとのことでした。最終的に積立金の見込みはとの問いに、９，０００万円から９，５００万円を見込んでいるとのこと。保険料の収納率は、特別徴収はほぼ１００％、普通徴収は９９．７％とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１７号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みを伴うものとのことでした。保険料の収納率は２７年度、２８年度１００％とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１８号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第８６号職員の育児休業等に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

なお、委員会審査における詳細な内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 委員長報告の中でお尋ねしたいんですが、議案第15号千早赤阪村一般会計補正予算についてですけれども、審査の結果、全員異議なく本会議において可決すべきものと決しましたと報告されたと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○田中議長 山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 はい、間違いないと思いますけど。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私この予算のときに、異議ありということで発言したんですけれども、賛成多数で可決されたというふうに報告していただくべきものだと思うんですが。

○田中議長 私から言います。

賛成多数ということでございます。

○関口議員 委員長報告は、賛成多数ということで変更していただけるということでよろしいですねんね。

○田中議長 はい、結構です。

○山形総務民生常任委員長 こちらの誤りがあったと思いますので、そういう形で訂正させていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）文教建設所管分について、議案第19号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についての5議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る3月1日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、3月6日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、実行組合長報酬の近隣の状況は、業務の依頼は今後あるのか、費用弁

償はとの問いに、経営所得安定対策における営農計画書の配布に対する報酬は継続する。南河内大半で報償の形、現行報酬は村では1人1万2,000円、富田林市、羽曳野市、河内長野市で5,000円から7,000円、また別途営農計画書の配布枚数掛ける200円などで支払いをされているということです。

実行組合長の意見はとの問いに、昨年、年度当初の会議で検討中であることは説明したが、特に意見はなかった。当初予算が固まった時点で業務内容の精査の結果と会長には説明した。人数は19名、事務局は農協で各地区から選出された方の名簿をいただいているとのことでございました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第9号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の改正は公平性を保つ料金徴収と考えているとのこと。共有スペースについては免除と考えている。線引きを現場で周知願いたいとお願いいたしました。何人ぐらい見込まれているのかとの問いに、アリーナについては約100人、約3万円程度の使用料のアップと考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、繰越明許費の河川災害復旧事業の場所は中津原川の災害場所、地方債1,800万円の景観向上整備事業は消防分署横、棚田等の観光客が駐車できる6台ぐらいの駐車スペース、自転車等で来村される方の駐車スペースとあずまの休憩スペースを設置する。

文化財保護費の土地借り上げ料35万円の減は、上赤阪城址土地所有者と協議を進めてきた中で、30万円の賃借料で協議が調ったことによるもの。文化遺産観光リフレッシュ事業の減1,000万円はとの問いに、500万円2件分を予定していたが、補助の応募がなかったとのこと。地区の人から要望があり、数カ所分の予算を受け、教育委員会からも働きかけをしたが、他の箇所を優先したいとの話があり、今年度は見送ったとのことでした。観光客にとって、村のイメージが悪くなるのではとの問いに、引き続き努力したいとのこと。

英語検定の受検者数は、合格率はとの問いに、中学生全学年で110名、結果はまだ出

ていない。英検以外の受験の補助は考えていないのかとの問いに、英語を考えるこごせつ子を育てるという狙いに沿って取り組んでいるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、審査の結果を報告いたします。

個人マンホールポンプとは、工事費が100%残った理由はといった問いに、家が本管より低い場合、個人の家にポンプを据えて一旦汚水をため、たまった時点で本管にくみ上げるシステムとのこと。3年以内に下水道につないでくださいとお願いしているが、ポンプの設置が必要な家の接続がなかったためとのことでした。

下水道施設の長寿命化工事費についても、50%残っている理由は、5カ年計画の最終年度で交換予定には達しているが、落札減とのこと。受益者負担が昨年度に比べ3分の2程度減った理由は、当初予算は前年度に納めていただいている土地の平均面積、29年度の対象物件数を掛けている。実際の対象面積が下がれば負担金も下がるとのこと。

下水道の普及率と未接続件数と、その対応についての質問がありました。28年度末75.7%、250件程度、村では毎年水洗化の促進を広報紙で2回、工事時点で水洗化を促す説明をしている。今後の対応については検討しているところ。未接続の住民の意向調査のため、アンケートなども実施していきたいとのこと。合併浄化槽の浄化槽区域の水洗化率は39%程度。村が補助している基数は142件ということでした。合併浄化槽の区域は、全村のうち下水道の区域外、千早地区の全域、上東阪地区の全域、小吹地区の小吹台に隣接する地区以外、中津原地区半分以上、その他の地区はほぼ下水道の地区で、ほか下水道の区域内でも下水道の整備が非常におくれている地区については、補助の対象となっているということでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第19号は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

維持補修工事費108万円についての問いに、ロープウェイ専用水道改修工事において、浄水施設までの配水管の経年劣化によるふぐあいに伴う補修工事とのことでした。

ことしの金剛山ロープウェイ香楠荘の利用状況については、前年よりたくさん来ていただいたとのこと。PRについては、今後とも利用者の増を目指して検討していきたいとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第２０号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

ただいま議案第１５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１５号）の総務民生所管分についての関口議員より反対をしたというふうにおっしゃいましたけど、これは今本人からの訂正がございまして、反対はしてないということが決定いたしましたのでお知らせいたします。報告をいたします。

いいですか、関口議員。

○関口議員 はい、失礼しました。

○田中議長 これより議案第７号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１５号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１６号平成２９年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号平成２９年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号平成２９年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第15、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算についてから日程第20、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての6議案を一括議題といたします。

まず、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算の総務民生所管分について、議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、議案第24号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算についての4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る３月１日の本会議において付託を受けました平成３０年度予算４議案の審査を行うため、３月７日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名出席のもと開催をいたしました。

初めに、議案第２１号平成３０年度千早赤阪村一般会計予算についての審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務費、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査を行いました。このような経緯を経て、議案第２１号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、賛成多数となり、議案第２１号の総務民生所管分については、本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２２号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

事業勘定、直営診療所、施設勘定の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２２号の質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、賛成多数となり、議案第２２号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２３号平成３０年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２３号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、賛成多数となり、議案第２３号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２４号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２４号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２４号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算の文教建設所管分について、議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る3月1日の本会議において付託を受けました平成30年度予算3議案の審査を行うため、3月8日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、観光産業振興課、施設整備課の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第21号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第21号についての文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第25号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第25号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第26号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第26号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

もう一度言います。討論される方ありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第21号議案平成30年度千早赤阪村一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

村長の所信表明は、厳しい財政状況であるとの認識のもと、選択と集中による限られた財源の有効活用の中で、村民の声を反映できるよう強い決意で予算編成に臨んだ。その結果、対前年度比12.5%の35億2,588万4,000円で過去10年間で最も規模の大きい予算となったと表明しています。新年度予算では、役場内に簡易郵便局を設置することや崖地近接等危険家屋住宅移転助成事業、また移住・定住促進対策事業の拡充、土砂災害警戒区域内の住宅に対し補強の一部の助成など、暮らしや防災、定住促進の新規事業が盛り込まれ、評価すべきものもあります。また、役場フロアの変更や役場来庁者への窓口案内なども行い、わかりやすい役場にするために努力もされているところです。

一方、職員数は一般職77名という少ない職員数の中で、住民福祉、保健、介護、観光、土木、教育など、全ての分野にまたがる業務を担っております。長年職員採用がほとんど行われていない中、平成23年度以降、毎年3名から五、六名程度の職員が採用されるようになりました。平成29年4月現在、勤続7年未満の職員が30名となり、全体の39%を占めています。このような職員構成の中でも、職員の仕事ぶりに住民から、よくやってくれているといった声も聞かれるようになりました。これは課長以下、一生懸命努力していただいている結果だと感じております。

しかし、残念なことにこの1年の間、不適正会計処理や書類の紛失などが発覚し、職員の処分も行われました。そしてこの間、職員のキャリアアッププランにより、全職員対象にさまざまな職員研修が行われています。きょうの議会にも新しい職員さんも参加していただいているとお聞きしております。

事務事業の研修や法律研修、コンプライアンス研修など、職員のスキルアップ、住民サ

ービス向上につながるものもあり、職員が積極的に、意欲的に参加している内容もあり、仕事に自信を持って天職のように仕事をこなしている姿も見られます。しかし、中には災害時の救援救助活動に対する心構え、困難に打ちかつ粘り強い精神力の養成などを目的に、1泊2日の自衛隊派遣研修まで含まれていました。なぜ自衛隊なのか、消防署などもあるのにといった疑問も持ちます。研修が日常業務への負担になっているのではないかと懸念もいたします。職員の負担にならないことを心から願うものです。

さて、私は村長の退職金についても触れました。退職金は、3期12年の間に3,490万円支給されました。低賃金で厳しい生活をしている一般の住民とかけ離れている額ではないでしょうか。河南町では、ことし1月8割削減が実施されました。そこまでとはいかなくても、退職金の削減をと求めましたが、見直すことに言及されませんでした。職員には、スキルアップやスピード感を求め、職員への減給処分を実施したにもかかわらず、最高責任者である村長の処分は行われておりません。このような村長の日ごろの政治姿勢を批判し、反対討論といたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田村議員。

○田村議員 議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年度千早赤阪村一般会計予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。本村は、平成26年過疎地域として公示され、自立促進のために過疎地域自立促進計画を策定し、そのほか各種施策を進め、第4次総合計画の実現を目指しております。

一方、国におきましては人口減少と将来展望を踏まえた上で、地域の実情に合った地方創生のための総合戦略の取り組みを強力に推進しております。

このような現状と社会情勢の中、本村予算につきましては第4次総合計画を基本に、村の自立促進と地方創生を目指し、安全・安心で元気な村づくりに重点を置いた各種福祉、保健施策の充実や防災対策、生活環境の整備、教育環境の充実、整備、交通安全施設の整備、企業誘致施策の推進、また農林業の振興や観光施策などについて、国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少の経費で最大の効果を上げるべく予算計上をされており、一定の評価をいたすものでございます。

私といたしましても、今後も引き続き住民ニーズを的確に把握し、住民目線で事業を行うのはもちろんのこと、今後予定しております役場新庁舎の建設には多額の経費を要することから、財政健全化に配慮し、安定した行財政運営に努められることを要望し、賛成討

論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第22号議案平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成30年度より、国保の運営が市町村から都道府県に移行されます。被保険者の多くが低所得者である中、国保料が高いという構造問題が解決されない中、国保料の統一化と負担増の心配がありました。市町村や医療関係者などからさまざまな意見、要望が出され、激変緩和措置がとられることで国保料の統一化は先送りされ、平成30年度の村保険料は据え置かれることになりました。しかし、村では平成29年度に1人当たり平均2万円の引き上げが実施されたことで、据え置かれたとはいえ、高い保険料というのが実感です。保険料の引き上げは行わないことを求めます。

また、今後保険料の統一を行わないよう、関係機関への働きかけを求めます。国保診療所の運営について、平成29年度より地域医療振興協会に指定管理が変更され、委託料として1,700万円と当初の助成金1,500万円が交付されました。その後も、今議会で300万円の補填が行われました。そのときの質疑では、29年度の最終赤字は1,500万円ぐらいになる見込みで、赤字の差額1,200万円については、今後協会側と協議するとのことでした。平成29年度の施設勘定は5,000万円を超える決算となる見込みと思われます。

こうしたことから、平成30年度は医師の異動など、改善に向け取り組みが行われますが、30年度当初予算で2,453万3,000円が計上されました。28年度までのやすらぎ会での委託の場合の施設勘定予算は1,227万円、これと比べましても約2倍の



予算に膨れ上がります。村立診療所は、村民の命と健康を守る立場から必要な予算ではありますが、そのことが村民の負担、保険料の引き上げになってはなりません。今後、経営改善と病気予防や健康管理のための取り組みが必要です。そのための努力を要望し、反対討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

井上議員。

○井上議員 議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

事業勘定では、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正により、平成30年度から大阪府が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体となることから統一保険料とする中、被保険者の負担軽減のため、村財政調整基金を運用し、医療分保険料を据え置かれています。また、レセプト点検により医療費の適正化を図り、人間ドック、特定健康診査、若年健診等により疾病予防に努められています。

次に、診療施設勘定では昨年4月より地域医療振興協会を新たな指定管理者とし、千早赤阪村国民健康保険診療所及び千早診療所の運営を委託し、身近な公的医療機関として一般診療や訪問診療など、地域医療の充実、予防接種事業など、公衆衛生の向上及び住民の健康保持、増進に努められています。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第23号議案平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成30年度は、3年に1度の事業計画見直しを行い、第7期の初年度の年となります。第1号被保険者の保険料が第6期より引き下げられ、基準額第5段階で月額6,232円から5,817円に引き下げられることになります。保険料の引き下げについては、被保険者の軽減に努められ評価するところであります。これまでの経過を見ますと、第6期の保険料は府下41団体中3番目に高い保険料で、非常に高く見積もられておりました。また、介護認定者数の推移を見ますと、平成29年度は減少しており、施設利用者も減少しています。今後、介護サービスや施設利用者の増減により、保険料算定に影響が出てまいります。30年度は、国の診療報酬と介護報酬の改定が同時に行われる年となりました。そのため、診療報酬の改定に連動して、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ押し流す仕組みが盛り込まれ、介護サービスの利用抑制につながりかねないという声が多く出ています。

また、ことし8月からサービス利用者の利用料2割負担者のうち、現役並み所得の利用者が3割負担に引き上げられ、村でも影響が出てまいります。高齢になってやむなく介護が必要となった場合、家族のみに負担が重くのしかかっていたものが、介護保険制度の導入によって救われたというところもあります。しかし、介護保険制度のたび重なる改定によって、必要な介護が受けられるのか、こうした心配が出ています。村では、介護予防や健康づくりのための事業を行っていますが、引き続き進めていただくこと、そして保険料抑制のために一般会計からの繰り入れについても検討していただくことを要望して討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

千福議員。

○千福議員 議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

介護保険制度は、平成30年度から第7期計画がスタートします。この第7期計画のもとに計上された予算は、高齢化が進展する中、要介護状態の維持改善を目的として、本人の意欲や能力を引き出すために、介護予防に重点を置いた内容や地域における総合的な相談窓口機能や予防マネジメントなど、包括的、継続的に担う地域包括支援センターの運営経費など、介護保険事業に欠かせないものであり、第6期計画の内容を精査し、第7期計画作成に当たっては地域包括ケアのさらなる進化を目標とし、要支援者、要介護者への給付費を計上するなど、村の介護保険運営に必要な予算であり、高齢福祉の増進に必要と考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第27号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第27号は、監査委員の選任についてでございます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員の定数につきましては、平成29年第4回の12月定例会で千早赤阪村監査委員条例の改正を行い、監査委員の定数を2人から3人に増員したことから、今回新たに藤進氏に監査委員をお願いするものでございます。

藤進氏は、昭和22年生まれ、河内長野市在住で、昭和44年関西大学経済学部を卒業後、河内長野市役所に奉職され、財政課長、環境経済部長、総務部長、企画総務部長など要職を務め、平成12年10月に河内長野市副市長に選任され、8年間副市長として市政運営にかかわられました。副市長退任後も、平成22年10月から平成26年3月までは南河内3市2町1村の共同処理準備室長や、南河内の広域連携研究会事務局長を歴任され、6市町村の調整役として南河内地域の発展に寄与されました。今後は、地方自治法に定める行政事務の執行等に関する監査を定期的に行うため、市町村の行政実務の経験が豊富で精通した監査委員を新たに選任する必要があります。

このようなことから、私といたしましては市町村の行政実務の経験が豊富で精通した藤進氏が監査委員として最適任者であると考え任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案

の理由並びに説明といたします。

なお、御承認いただければ、任期は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第27号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

しばらくお待ち願います。

ただいま監査委員として議会で同意されました藤進氏にお越しいただきました。

それでは、一言御挨拶をお願いいたします。

○藤進氏 失礼いたします。

私は、ただいま監査委員として御承認を賜りました藤進でございます。よろしくお願いいたします。議会運営の貴重なお時間をおかりいたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいまは私の監査委員としての同意を、議員皆様方の温かい御同意を賜りましたことに感謝申し上げ、改めて心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。もとより私

は浅学非才の身ではございますが、これまで積み重ねてきました行政経験を生かしまして、監査委員としての使命を果たすべく、一生懸命に取り組んでまいり所存でございます。

これからも、議員先生方の御指導、御鞭撻を賜らんことを切にお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○田中議長 どうもありがとうございました。御退場をお願いいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第28号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。委員の定数は3名で、任期は3年でございます。東條裕樹委員に引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

東條裕樹氏は、現在アパート経営をされており、また地域の実情にも非常に詳しく、人柄も温厚で人格高潔なお方でございます。私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員に最適任であると考えますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、同意いただければ、任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２８号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２３、議案第２９号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２９号は、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等が変更されることに伴い条例の整備を行うための改正でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第２９号千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正の主な内容は、一般被保険者に係る医療、後期支援金、介護納付金賦課総額及び保険料率の改正、基礎賦課限度額の改正、介護納付金賦課額の改正、保険料の減額の改正等でございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表１ページの目次第１章から第２条の２、協議会の委員の定数までは国民健康保険法施行令の改正による文言の追加や条ずれ等でございますので、説明は省略させていただきます。

第11条の2、保険料の賦課額は現在、医療分では国民健康保険に要する費用、支援金分では後期高齢者支援金の納付に要する費用、介護分では介護納付金に要する費用と規定していますが、平成30年度より大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますので、村は大阪府に各事業費納付金を支払うこととなりますので、これに伴う改正でございます。

2ページをお願いします。

第11条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額は現在、市町村が独自で保険給付や保健事業などを見込み、賦課額を算定していますが、前条と同様、平成30年度より大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますので、新たな仕組みにより賦課総額を算定するものでございます。

3ページ、ア、療養の給付に要する費用や、イ、国民健康保険事業納付金などの見込み額から、4ページ下段ア、イの国や府の補助金、5ページ、ウ、国民健康保険保険給付費等交付金などの見込み額を控除した額を基準として算定した額とするものでございます。

第15条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、現在、村は国民健康保険法施行令の金額にあわせた保険料率としておりますが、大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ料率を改正するものでございます。

第1号所得割は、基礎賦課総額の100分の50で、改正はございません。

第2号均等割は100分の35から100分の30に改正し、6ページ、第3号平等割は100分の15から100分の20に改正するものでございます。これは、応益割の負担割合を変更することで多子世帯に配慮するものでございます。

第3号のイ、ウにつきましては、文言の変更で軽減率などに変更はございません。

第15条の6、基礎賦課限度額は、国民健康保険法施行令の改正によるもので、医療分保険料の賦課限度額を54万円から4万円引き上げ58万円とし、中間所得層の保険料軽減を図るものでございます。

7ページをお願いします。

第15条6の2、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額は、第11条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額と同様の改正で、平成30年度から大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、新たな仕組みにより後期高齢者支援金の賦課総額を算定した額とするものでございます。

8ページをお願いします。

第15条の6の6、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の保険料率は、第15条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料と同様の改正で、大阪府が示す市町村標準

保険料率にあわせて保険料を改正するものでございます。

第15条の7、介護納付金賦課総額は、第11条の3、一般被保険者に係る賦課総額と同様の改正で、平成30年度から大阪府が国民健康保険の財政運営責任主体となり、新たな仕組みにより介護納付金の賦課総額を算定した額とするものでございます。

9ページをお願いします。

第15条の8、介護納付金賦課額は大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ改正するもので、平等割を廃止し、単身世帯の保険料軽減を図るものでございます。

第15条の11、介護納付金賦課総額の保険料率は、第15条一般被保険者に係る基礎賦課総額の保険料率と同様の改正で、大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ改正するものでございます。

第1号所得割は、賦課総額の100分の50で改正はございません。

10ページ、第2号均等割は100分の35から100分の50に改正し、第3号平等割は廃止するものでございます。

第22条は、保険料の軽減でございます。

第2号は、保険料の5割軽減判定金額の改正で、判定に用いる被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に改正することにより所得制限を引き上げ、対象世帯の拡充を行うものでございます。

第3号についても同様、保険料の2割軽減の判定所得金額について、被保険者に乗ずる金額を49万円から50万円に改正することにより、対象世帯の拡充を行うものでございます。

11ページをお願いします。

第3項は、後期高齢者支援金保険料、第4項は介護納付金保険料で、医療分保険料の限度額の改正に伴う文言の変更で、保険料の減額に影響するものではございません。

施行日については、平成30年4月1日から施行するもので、経過措置として条例第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

12ページをお願いします。

前項の規定にかかわらず、当分の間、年度分に係る改正後の保険料率は、国及び府の激変緩和措置対象交付金及び繰入基金を財源に充て、市町村標準保険料率から賦課総額に充当した金額に相当する率及び額をおのおの控除した額とするものでございます。

以上、本条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 30年度からの広域化に伴って、国保料の激変緩和措置が6年間とられることとなりますけれども、その後についてはどういう予定になるのか教えてください。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 平成30年度の保険料につきましては、さきの委員会で承認いただきましたとおり、一般分の医療分につきましては平成29年度と同額、据え置きということにさせていただいております。以降の保険料については、6年間激変緩和措置期間がありますので、村の財政調整基金、その辺を勘案しまして設定していきたいと思います。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 激変緩和措置の6年間というのが非常に影響するわけで、うちの村の場合は附則に当分の間の年度というふうに書いておりますので、6年間に絞られるのか、それ以降も被保険者の保険料軽減のために努力していただけるのかなという期待も持てるわけなんです。その辺については、どういうふうに判断をしていいのか、激変緩和措置のある間なのか、それともそれ以降も軽減のために努力していただけるのか、その辺わかれれば御答弁いただきたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 大阪府は、現在6年間の激変緩和措置期間を設けるということでされております。それで、6年後には統一保険料ということをおっしゃってられますので、村も6年後の統一保険料にあわせ設定していくということでただいま考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 大阪府下の市町村、全国でもですけれども、統一保険料にすること自体が被保険者の負担につながるということで、それとあわせて、うちの村は法定外繰り入れはやっておりませんけれども、全国的には法定外繰り入れを行って保険料の軽減に努めてるわけ。そうしたこともやれなくなるということで、この統一化がいろいろ問題があり、その後、激変緩和措置で6年間は様子を見ようという措置だと思うんですけれども、ぜひ統一保険料にならないように要望していただきたいと思います。

それから、賦課限度額が54万円から58万円に引き上げられることになりまして、4万円の引き上げ、中間所得層の負担軽減のためだというふうに言われておりますが、実際には本当にそうなるのか。村で58万円に引き上げられる人がどれぐらいいてはるのか。そのことによって、本当に中間所得層の軽減につながってるのかというのは、非常に曖昧

というか、はっきりせえへんところなんですよね。その辺が私たちにわかるように教えていただきたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 保険料の限度額を上げるというところですけども、今現在54万円から58万円に引き上げするというところで4万円上がります。今現在、村で9世帯の方が限度額に達しておられる世帯がございます。それで、58万円に引き上げますと8世帯の方になります。それで、今議員おっしゃっていただいたように、限度額を上げると中間所得層の方に配慮したというところを細かく説明していただきたいということでございますけども、保険料総額というのが予算時に計算するわけでございます。それで、7月に本算定ということで料率を決めさせていただきます。そのときに、限度額の世帯が多ければ多いほど、たくさんの保険料を払っていただくということになりますので、限度額が高ければ高いほど所得の高い人がたくさんの保険料を払うというふうになりますので、中間所得層の方が保険料が安くなるというふうな仕組みでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 58万円に引き上げられる世帯が8世帯ということで。

わかりませんけれども、このことで市は32万円、入りとしてはふえるわけですから、その分が中間所得層の軽減につながるということでありますので、実際本当にそうなるのか。本来ならば、国庫支出金がどんどんどんどんこの間削られてきましたけれども、そこを以前のように復活すれば、こうした負担にならないと私は思いますが、それは私の意見として言っておきたいと思います。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第２９号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 条例改正について意見を言います。

今回の条例改正は、国保運営の広域化に伴う国民健康保険法の改正に伴うものも含まれております。本村のように小さい自治体にとっては、国保財政の運営は大変厳しく、国保の広域化の全てを否定できない側面もあります。しかし、国保会計への国庫支出金の割合は１９８０年代の５０％から２０１５年では２５％にまで引き下げられました。こうしたことで、全国の国保会計が厳しい状況に置かれ、国保料の引き上げや広域化へとつながりました。

今回の改正で、中間所得層の負担軽減を理由に、賦課限度額を５４万円から５８万円、４万円引き上げられることは全体の負担増となり、疑問が残ります。村保険料については、保険料統一に従わず、２９年度の保険料を据え置くとされました。これは６年間の激変緩和措置があることなどで据え置かれておりますが、今後激変緩和措置が中止されると、保険料の統一化、引き上げが心配されます。国に対しては、国保会計への国庫支出金の増額を求めていると、国保料の統一を行わないよう求めて意見いたします。

○田中議長 これより議案第２９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２４、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第25、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩に入ります。

13時00分より再開をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

○田中議長 午前中に引き続きまして、議事日程第26、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目に、学校での心肺蘇生教育の普及推進等についてお伺いします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野で

は、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこでお伺いしますが、本村においても児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及、推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。本村の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みを含め御答弁願います。

2番目に、設備投資に係る新たな固定資産税特例についてお伺いします。

本通常国会に提出される生産性向上特別措置法案において、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資が支援されます。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例が講じられることになりました。これは、市町村の判断で新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになるというものです。その中で、物づくりサービス補助金の運用を開始するに当たり、当該特例措置の対象となる事業者等について、1つ、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、2つ、申請書類の中で、事業者が計画策定的意思を表明していること、その計画が市町村計画に適合することが見込まれることが優先採択において加味されます。今回、村内にも補助金を活用したい企業もおられることから、ぜひ本村においても計画策定、特例率等の実施を願いたいと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項、1番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 学校での心肺蘇生教育の普及、推進等についてお答えいたします。

心肺蘇生を含め、学校において児童・生徒が安全に学習できる学校環境の構築は非常に重要であると考えております。議員御質問の自動体外式除細動器、AEDにつきましては村内全ての学校園に設置しております。AEDにつきましては、耐用年数があることから、平成27年度にはこれらの全ての機器の入れかえを終えております。児童・生徒に対

する心肺蘇生教育でございますが、小学校では５年生、６年生、中学校では２年生を対象として心肺蘇生法の実技講習を含む救命救急学習を富田林消防本部の協力のもと実施いたしております。また、学校における突然死ゼロに向け、緊急事態への教職員の対応能力を高めるため、教職員を対象としたＡＥＤ講習を実施しており、ＰＴＡとも連携し、保護者の参加も呼びかけております。

今後におきましては、安全な学校環境の構築を目指し、富田林消防本部など関係機関と連携し、講習など実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 今御答弁いただきました小学校、中学校で実施されているということなのですが、その時間、どれぐらいの時間をされているかというのと、あと大まかで結構です、内容を教えていただきたいと思います。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 ＡＥＤの講習、心肺蘇生教育の部分の時間数でございますけれども、いわゆる授業１時間を利用してさせていただいております。中学校では、２年生を対象なんですけれども、人形や簡易の模擬のＡＥＤを使った実技の練習、これにつきましては２年生全員が体験できるように行っております。

小学校でございますけれども、小学校におきましては、ＡＥＤにつきましては使用の様子を参観するというふうな形で、必要な場合によったらＡＥＤを備えつけの場所から現場まで持ってくる。ＡＥＤにつきましては、持ち出すときにあけますと、非常に大きな音が鳴ります。そういうふうな音が鳴っても気にせずちゃんと持ち出して、現場まで運ぶといったような訓練をしております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 中学校では全員がされるということで、小学校ではちょっと全員にはされていないということなんですけど、私も使用された方、経験された方にお話を聞いたんですけど、なかなかケースから出すのが出せないと。その場、緊張して。そういう状況もあると思われますので、できれば全員が体験できたらいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 より実践に近い形で、生徒らが体験できるようになればなどは考えております。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 そういう形で、できれば全員が、なおかつ、できれば実際に即した、例えば何回心臓を圧迫して行うとか、そういうことまでしていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 設備投資に係る新たな固定資産税特例について御答弁申し上げます。

物づくりサービス補助金は、中小企業の生産性の大幅な向上を図るための設備投資を支援するものです。本事業の優先採択においては、市町村が固定資産税の特例率をゼロとする意向を示していることと、事業者が市町村計画に適合する計画を策定することが加味されることとされております。

市町村が作成する導入促進基本計画については、２月９日に閣議決定された革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法案が成立した後、国から示される導入促進指針に基づき、国に協議、同意の上策定されるスキームが予定されています。村としては、高齢化に備え、法人関係税をふやしていく必要があることから、法案の動向に注意しつつ、その内容について検討を進めてまいります。また、固定資産税の特例率については、市町村の条例で割合を定めることになっております。村としましては、事業の優先採択になるようゼロとしていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

今の中であつた、市町村が策定する導入促進基本計画とはどのような内容か教えてください。よろしくお願いします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 御質問の市町村が策定する導入促進計画につきましては、国の策定する導入促進指針に基づいて策定するものでございます。現在、国の説明資料で示されている導入促進基本計画の内容は、先端設備等の導入促進の目標、先端設備等の種類、先端設備等の導入促進の内容に関する事項、計画期間などでございます。今後、法案



の動向を見ながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○井上議員 要望をお願いします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

ぜひ特例をどんどん使えるような企業があらわれることを願っております。あとまた、きっちりとゼロにさせていただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 第2番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき質問いたします。担当課の答弁を求めます。

認定こども園の開園についてですが、2月号の広報で設置候補地があった村立テニスコートですが、断念せざるを得ないという記事がございました。そこで、こども園の開園に向けての候補地が現在どのように進められているのか、担当課の答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 認定こども園の開園について御答弁申し上げます。

平成29年10月に千早赤阪村認定こども園整備指針を策定し、私有地も含め計12カ所の開設候補地を選出し、鋭意検討を重ねてまいりました。候補地については、住民の皆様の利用しやすい、極力村の中心地付近であることや、村有地の有効活用の観点から第1候補地として村立テニスコートを選定し、土質調査を実施しました結果、断念せざるを得ないと判断したことは既に御報告のとおりでございます。

本村は、約90%が山林や農地で占められており、自然豊かな環境である一方、土砂災害特別警戒区域等が多数あり、開発が容易に行える土地は多くはございません。現在は、さきに検討していた候補地の中から数件に絞り、事業主体である社会福祉法人千早赤阪福祉会と改めて協議を行っておる最中でございます。

今後、迅速に開設場所を決定し、住民の皆様へ御報告したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今の答弁を頂戴しますと、そうかなという気はするんですけど、そこで単純なというよりも、ちょっとお伺いしますけども、これ今一生懸命開設場所を決定するのに努力していただいているんですけど、この時期についてちょっと、開園がいつごろできるのか、担当課としては。御答弁願います。

○田中議長 尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 議員御質問の開園時期でございますが、当初、昨年10月に策定しました認定こども園整備指針におきましては、平成32年4月開園を目指すということで記載のほうをさせていただいておりましたが、あくまでテニスコートを第1候補地として考えた結果の期日でございました。当然ながら、早期の開設に向けて努力をしていく所存ではございますが、選定箇所の結果におきましては、期日のほうも延期せざるを得ない場合も、当然可能性としてはあり得るものというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 今の答弁で、32年4月、当初はそういう形で予定やということをしたもので、これからのことについて今から質問させていただきますけども。平成32年4月開園予定のことでしたんですけど、認定こども園、状況については今答弁ありましたように、理解しながら進んでいきたいなど、私はそう思っておりますけども、村民の中に、本当にできるのかなという不安と、それからこども園に対する期待というものが交差して、早うつくってほしいな、うれしいなというお人もおられますので、できるだけ早くこの事業着手をしていただきたいと、そう願いたいと思っております。

そこで、課長の答弁は別として、村長、ちょっとお伺いしたいんですけど、この質問事項に関連して村長に伺うんですけども、このげんき保育園の跡地利用なんですけど、この保育園の土地は、私の認識では村が無償で貸し付けている。保育園を仮に開園なさんと、契約上、保育園の側が建物を撤去せないかと。返還せないかんということになると思うんですけど。そしてもう一つ、一方で、私がいつもよく言うてるんですけども、村の小吹台出張所や、以前から私がしてきている小吹台のいきいきサロンは老朽化して耐震性がなく、来年度予算のESCO事業でも対象外になっております。山ゆり作業所に貸し付けている建物も、正直言って耐震性がないということを私も認識してるんですけど、またその隣にある小学校のプールも廃止を活用されず、長年放置されてそのままになっている。年々、地元の元気がなくなっていくのが危惧してるんですけども、特に小吹台地区の今村内ではもう60%弱かな、ぐらい超えるほど高齢化が進んでおります。

そこで、このげんき保育園の廃園にあわせて、先ほど申し上げた老朽化した各施設の集

約化と建てかえを行い、小吹台地区の活性化が図れないものかと私考えてるんですけど、常々村長も小吹台地区に関して活性化をせないかないという、今回の30年度の表明でもそういう言葉を頂戴しておりますので、そこらをちょっとお聞かせ願えたら結構です。よろしくどうぞお願いいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 げんき保育園の跡地利用と老朽化した施設の集約化ということやと思いますが、山形議員には以前から小吹台地域の活性化について、いろいろと御提案をいただき、まことにありがとうございます。

御指摘いただきました小吹台連絡所やいきいきサロンの老朽化につきましては、今後の課題として問題意識を強く持っているところでございます。今後の施設のあり方や小吹台地域の活性化を検討していく上で御提案いただいている各施設の集約化というのも、一つの有効な手段であると考えております。新庁舎や認定こども園が一定のめどがついた段階で、立地についてはげんき保育園の跡地がいいのか、現在地での建てかえがいいのか、小吹台連絡所やいきいきサロン、山ゆり作業所、小吹郵便局も含めた形で複合的な施設の建設の可能性について検討してまいりたいと考えております。今の状況はそういうところでございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

ここに課長さんが出席なさってるんですけども、再々小吹台のいきいきサロンの施設について、耐震化にうたってたんですけども、幸いにして、今回げんき保育園と一緒にすることでこども園をつくるということがこの場で決まりました。その流れについて、今回ちょっと関連質問をさせていただいたわけですけども、ちょっと前よりは踏み込んだ御答弁を頂戴しましたので、ちょっとやる気が、うれしいなという気持ち、こういう恒例になりましたけど、冗談抜きにもう一期でも頑張って、この解決、何というか立地条件というか、こういう形が進行するように、もう一遍頑張りたいなという気持ちが今その答弁で湧き出てきたんですけど、これは要望の一つとしときますけども。

最後に、尾谷課長に要望しておきます。

これは全体のことなんですけども、今の教育委員会もそうですけども、少子化における教育、それから保育問題として、村としても大きな課題であると思っております。認定こども園の早期開園について、また子どもの子育て、その施策についても確実な実施をしていただくようよろしく御要望させていただきまして、この質問を終わります。ありがとう

ございました。

○田中議長 第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦稔です。議長通告に基づき、庁舎建設計画について伺います。

平成25年11月に始まった庁舎建設の検討結果を踏まえて、平成27年3月に基本計画が策定されました。その位置はくすのきホールを建てかえ、くすのきホール周辺として、事業費約10億円とされました。そして、同年10月には基本設計が開始されました。しかし、平成28年5月に事業費約29億円になるということになり、住民説明会、アンケートの意見等を受けて、くすのきホール案は凍結されました。事業費が大きくなった理由は、アクセス道路の整備、既存施設のやりかえ、排水施設の新設等でありました。これらは、当初からあるいは事前調査でわかることであって、この結果、これまでの事務費と基本設計委託料1,600万円は成果のない経費として、税金が無駄に消えました。

平成28年10月、新たに建設予定地案が示され、平成29年3月に現庁舎の建てかえが決定されました。こうした中で、くすのきホール案が無くなったことについて、1つは庁舎建設は一大プロジェクトにもかかわらず、専門家がいないうち職員の中で取り組んだことは、組織体制が不十分であったことなどが考えられます。2つ目は、早い完成を目指す余り、基本計画、設計の過程において条件の整理、検討が十分に行われなかったこと、そして財政バランスを考慮したとは言いがたい状況に進められたように見え、これらの責任は村長みずから議会と相談すべき事項であり、また議会はそのチェック機能を十分発揮していれば、こうした事態を回避できた可能性があったのではなど、住民の声があることなどで、議会にも責任は十分あると承知しておりますが、村として具体的にどう対応したのか伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 庁舎建設計画の経過につきまして御答弁申し上げます。

庁舎建設計画の経過につきましては、さきの東日本大震災の発生を受け、本村におきましても防災拠点となる庁舎の早期建てかえの機運が高まり、建設に向けた体制づくりと計画への着手が喫緊の課題となりました。このため、平成26年度に総務課におきまして、課長を含む一般事務職員2名体制で庁舎建設に向けた事業を開始し、27年3月に役場内部におきまして基本計画を策定いたしました。

議員御指摘の件につきましては、監査報告にもありますように、新庁舎建設が大きなプロジェクトであるにもかかわらず、専門家不在の中で本来この業務の中で詰めるべき建設区域の確定や法的な規制のチェック、建設可能な規模、概算建設費等の算出などに関しま

して煮詰め切れていなかったこと、また早期の完成を目指すという焦燥感に駆られる余り、拙速かつ通常業務の延長上で進めた結果、不十分な検討のまま基本設計や実施設計の契約を行ったことが原因であると考えております。そのため、ゼロベースで検討を行いました結果、アクセス道路の整備も含めると総額が約30億円となり、村の財政運営に重大な影響を及ぼすこととなりますことから、住民や議会の意見も踏まえた上で方針転換を図ったものでございます。が、その判断そのものには合理性が認められるものと考えており、また監査報告におきましても、同様の意見をいただいているところでございます。

以上の反省を踏まえまして、改善策としまして、平成27年12月の建築職1名の配置を初め、現在地域戦略室におきまして設備職、行政職を含め庁舎建設に向けた体制の充実を図りながら、現在現庁舎の建てかえ工事の基本設計発注に向けて事業を進めておるところでございます。

また、本年7月以降、庁舎建設に向けた工事も具体化しますことから、本年4月から1名府OBの建築職を雇用する予定としております。さらに、外部の委員で構成をします千早赤阪村庁舎建設検討委員会におきましても、平成28年度から役場が指名した委員以外に、公募によって旧小学校区ごとに選出されました住民代表4名のほか、府建築士協会から推薦されました建築専門委員2名を加えるなど、住民意見や専門家の意見も反映する仕組みを構築しているところでございます。さらには、議会の皆さん方に対しましても、全員協議会や村議会、庁舎建設特別委員会におきまして、これまで機会あるごとに御説明申し上げ、意見を伺ってきたところでございます。

今後とも、総事業費の上限10億円を念頭に、リスクマネジメントを徹底しながら、新庁舎建設に向けて業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

平成29年3月に、現庁舎の場所での建てかえが決定され、平成29年7月の広報で平成30年度前半に仮移転との記事を掲載されました。その後、地図訂正を要することが判明した。その公図を見ると、村敷地内に大阪府と個人の地番があり、水利明示対側地と府道の間に個人の地番があります。現況と公図に相違があることは、専門家でなくても役場の職員なら公図を閲覧すればすぐにわかることで、役場の敷地に限ったことではなく、どの場所でもあり得ることです。現況と公図に相違があることを想定し計画を進めるべきところ、スピード感だけで計画を進めた結果だと思います。地図訂正は、関係者の協力がな

けれどもできないが、本年に入ってこの話は不調になったと聞いております。そのため、開発区域の確定が難しくなりましたが、本年2月19日の第11回庁舎建設特別委員会では、今後の方針とスケジュールが示され、明示を行わなくても建設に着手できる可能性があるという報告を受けました。大規模災害がいつ起こるとも限らない状況であり、防災拠点となるべき新庁舎の早期建設は必要であります。安易ではないかと危惧しております。開発許可が不要、開発許可が必要の判断は、いつごろできるのですか。開発許可が必要と判断された場合でも、本当に建設計画どおりに進むのか、お伺いします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 議員の御指摘のとおり、他の自治体におきましても保有する公有財産の全てにおきまして、境界明示等がなされているものではないことは承知をしておりますけれども、村有財産を適切に管理する観点からは、少なくとも庁舎敷地に関しましては、土地購入時に境界明示が行われているべきものであり、また平成9年にはプレハブ庁舎の建設もあったことから、当然にその時点で明示がなされるものと認識していたというものでございます。基本計画策定時のチェックの甘さはございますけれども、これまで長きにわたって放置するなど、役場における不適切な財政管理が庁舎建設の遅延の大きな原因の一つでもあるというふうに考えております。

開発許可の要、不要につきましては、庁舎建設を進めていく過程におきまして、監督官庁でもある広域まちづくり課と事前相談という形で随時協議をしながら、開発許可を要しない形での建設が可能となるよう計画のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、仮に最終的に開発許可が必要と判断された場合には、庁舎建設予定地に係ります公図の訂正でありますとか筆界の特定、地権者との調整、境界明示と所有者の確定といった手続を経る必要がありますことから、スケジュール的には大幅な見直しが求められるということになると思います。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 もし、たびたびにわたって発表された事業が滞り、あるいは頓挫すると、住民は行政に対して不信感を持たざるを得ません。新庁舎建設関係事業として、平成29年度予算を平成30年度に繰り越した約1,600万円の経費をかけて、開発はできませんではあり得ません。村は、これまでの一連の事業を進めるに当たり、無駄にした経費と時間は幾らになるのかを住民に対してどのように説明されていかれるのかを伺います。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 御指摘いただきました千早赤阪村新庁舎建設基本設計及び実施設計等の業務の変更につきましては、これまで全員協議会でありますとか村議会、庁舎建設特別委員会でも御説明はしてきたところでございます。適宜議会にもお諮りしながら進めてきたというところでございます。

庁舎建設に限らず、行政計画というものは、その時々状況に応じまして不断の見直しを行うというものでございまして、今回の新庁舎建設の見直しに伴いまして契約解除を行ったことにつきましても、その実施履行部分に対します1,600万円余りの支出につきましては、昨年3月の監査委員による監査報告におきましても、合理性が認められるとされているところでございます。

また、当該支出の全てが無駄になるわけではなく、履行部分に係ります成果品が今回の新庁舎建設におけます基本設計や、今後のくすのきホールの改修などにおけます基礎調査などにも相当部分が活かされるものというふうに考えております。

今後とも、事業を進めるに際しましては、その実現に向けまして庁内だけでなく、関係機関とともに十分かつ慎重に検討をするとともに、庁舎建設検討委員会や村議会、庁舎建設特別委員会で意見も十分にお聞きしながら、新庁舎建設を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 村長や副村長は、事あるごとに職員の意識改革とスキルアップを言われ、村政運営方針でも、私たちが植えた新しい芽は確実に育ちつつあると、ことしの村政方針でも言われました。これは大事なことであります。しかし、村の事業の最終責任は村長にあると考えておりますが、いろんなこれまでのふぐあいについて、村長は何ら表明されておられません。今住民が村長に期待し注目しているのは、過疎からの脱却と庁舎建設計画にあります。住民の声を真摯に受けとめ、4期目の3年目を公約実現の年とされることをあわせて、慌てることなく村政運営を行っていただくよう要望いたします。

○田中議長 第4番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、一般質問させていただきます。

本年3月議会初日に、松本村長より30年度村政運営方針を受け、一般質問をさせていただきます。この質問につきましては、平政会での総括質問等重複する箇所もあるかもわかりません。

村長は、従前より交流人口の増加や観光産業、文化振興を言い続けておられます。新年度においても、南河内広域観光事業や、そして大河ドラマの誘致、そしてバスツアーの開催、外国人客の誘致などいろいろな方面にわたって取り組みを発表されました。その受け入れ態勢は整っているのでしょうか、お伺いいたします。案内掲示や休憩所そして食事所、お土産物、遊歩道、さらに宿泊所等々です。その分については、私が感じるところでは何ひとつ整っているとは思えません。そしてまた、地域グルメ、お土産開発委託との実績をお伺いいたします。

そして、もう一点の質問であります。

地域おこし協力隊採用の効果と今後について。

府下で昨年度初めて地域おこし協力隊を採用され、2人の隊員はそれぞれの分野において、今現在全力で取り組んでいただいていると、そのように私は感じております。協力隊は今月で1年が経過し、そしてその経過をもって担当課において、その評価がどのような形で評価されているか、そしてまた30年度、そしてまた3年目契約ということでありまして、最終年度においてどのような期待をされているか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 平成30年度村政所信表明について御答弁申し上げます。

交流人口の増加策につきましては、第4次総合計画において交流人口増加プロジェクトを重点施策として位置づけ、にぎわいと活力を創造するため、自然資源と歴史資源を観光資源として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を目指しているところでございます。

総括質問でも御答弁いたしました。交流人口の受け入れ態勢といたしましては、平成29年度に景観向上及び再整備事業を実施し、案内看板の設置と消防分署横に休息所の整備をいたしました。また、快適で利用しやすいトイレの整備に向け、道の駅トイレの改修に取り組みしました。観光客にサービスを提供する食事所や宿泊所など、施設は十分でないことから、平成30年度予算計上いたしました企業応援補助金の中で、飲食の店舗や宿泊施設についても補助対象とする制度としていくつもりでございます。本年度、事業者の設備投資への意欲を刺激し、観光客が滞在する施設の充実整備に向け誘導していきたいと考えております。

地域グルメ、お土産開発委託については、平成26年度から28年度にかけ、村観光協会に委託し、棚田米プリン、棚田米プチケーキ、棚田米ラスクの3商品を開発いたしました。開発したお土産品については、それぞれ開発した店舗での販売のほか、村ふるさと納



税や棚田でのクラウドファンディングのお礼品に活用しております。また、雑誌等で紹介されたこともあり、村の魅力づくりに貢献しているものと考えております。

今後も、開発お土産品を村のPRに活用できるよう、道の駅売店などで販売していきたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 ありがとうございます。

再整備事業という形の言葉が出ておりました。この事業について、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 景観向上及び再整備事業では、シンボリックな案内看板を消防分署前、西楽寺前及び道の駅売店の駐車場入り口付近の3カ所に設置いたします。この看板は、木製の彫り物をつけ、太平記の名場面を絵巻物で紹介するなど、本村のシンボリックな位置づけの案内番とし、千早赤阪村のイメージアップを図っていきたいと考えております。

また、再整備事業の一環で、楠木正成関連の史跡開設案内板を統一して整備いたします。場所は、千早城跡、建水分神社、楠公誕生地、楠公産湯の井戸、寄手塚・身方塚の5カ所で整備いたします。こちらは、銅板で作成した案内板とし、いずれも菊水をイメージしたロゴマークをつけて統一感を出していきたいと考えております。また、河内長野市におきましても平成30年度において、千早赤阪村と同じロゴマークをつけた案内説明板の整備を予定されており、1市1村で一体感のある整備をしていく計画となっております。

また、教育課においては史跡上赤阪城跡整備事業として、老朽化しておりました守閣展望スペースの手すり柵の改修を、また一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会においては、同箇所の見晴らし向上のため樹木伐採を行っております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 もう一点、30年度に予算計上されております企業応援補助金について、具体的に説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 平成30年度当初に予算計上しております企業応援補助金につきましても、新たな事業の創出や発展性を持って起業する方を応援し、地域経済の活性

化を図る目的のもと、平成30年度から創設する予定の補助制度でございます。

補助内容の主な内容でございますけれども、現時点で想定しておりますのは、飲食の店舗や宿泊施設、アトリエや工房などの起業、開業に必要な事務所、店舗等の整備費用、また土地取得費用のほか、起業に必要な市場調査、経営相談、観光庁への提出書類及び店舗の広報PR費用などを対象といたしまして、上限1,000万円の補助を行う予定でございます。

なお、詳細な制度設計につきましては、現段階ではまだ成案を得られてはおりませんが、税収の増加や地域の活性化はもとより、働く場の確保や移住・定住の促進につながるような事業者を支援する制度となるよう、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

交流人口等の増加策の分につきましては、いろんな形で計画、そしてまた実施のほうをやっていただけてます。本村に来られた方々が、よい村であったとか、いい印象を持って帰っていただいて、そしてまた再度本村のほうへ訪れていただくというような形で、いろんな方面において一層の整備のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊採用の効果と今後につきまして御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、今年度から2名の隊員に着任をしていただいております。1人は空き家対策、1人は棚田の保全活動と、いずれも本村における重要な課題に対しまして活動していただいているところでございまして、議員お見込みのとおり、両隊員とも本村のにぎわいづくりのために全力で取り組んでいただいているところでございます。今年度の具体的な取り組みにつきまして、まず空き家対策といたしましては、空き家を活用しましたカフェやワークショップの開催など、地域の魅力創出やにぎわいづくりの取り組みのほか、村外からの移住希望者の支援などに活躍をいただいております。また、棚田保全といたしましては下赤阪棚田の会等の団体などと協力をいたしまして、棚田の保全活動や援農、また耕作放棄地の耕作再開などの取り組みのほか、田植え体験イベントなどを通じての援農者の発掘や育成、また棚田米の販路拡大などに御活躍いただいているところでございます。地域戦略室といたしましては、この1年の両隊員のこうした活動につきまして、当初の期待を大幅に上回るすばらしい活躍をしていただいていると、非常に評価し

ているところでございます。

来年度につきましても、引き続きこうした活動を継続していただき、さらなる地域の活性化や魅力創造につなげていただきますとともに、これから2年後の地域おこし協力隊卒業後の起業を見据え、この地域に定住、定着するための活動というものもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 地域おこし協力隊の方ですね、一応3年契約で、本年で1年経過したという形の部分なんですけど、ここ1年間については活動に関しては評価をしていただいているという、ただいまの御答弁でありましたけども、ただいまの答弁の中で、起業というちょっとお話があったかと思うんですが、この後2年後、そしてまた3年後経過するに当たって、本村に定住していただくがための生計のための職業、なりわいというんですか、が必要であります。隊員の今後の生活にとって、極めて重要な事柄であります。村として、隊員の卒業後の起業についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊といいますのは、都市地域から過疎地域などの条件不利な地域に住民票を異動しまして、生活の拠点を移した方に対しまして委嘱をするという制度でございます。最終的な目標は、その隊員が地域協力活動を行いながら、その地域に定住、定着していただくこと、ということが目標となっております。このことから、議員御指摘のとおり、卒業後のなりわいづくり、起業ということは極めて重要な事項であるというふうに考えております。このため、役場といたしましても具体的な支援といたしまして、例えば本村の空き家情報バンクの運営の委託など、来年度検討しておりますほか、今後例えば、商工会等を通じまして経営のノウハウに関する研修会の情報提供など、協力隊の今後のなりわいの発掘に関しまして助言等を行い、協力隊の今後の起業に向けた活動について、村としても積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

今後、お二方の協力隊の皆さんに一層意欲が湧くような形で、いろんな方面でのサポー

ト等をぜひやっていっていただきたいと思います。この件に関しましては、言いましたら地域の方々もちょっと協力が必要な面もあろうかと思います。そして、言いましたら起業に向けた活動という形で、いろんな面で専門的な部分においてもサポートのほうをぜひお願いしときたいと思います。ただいまの件は要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中議長　ここで休憩をいたします。

午後２時１０分から再開いたします。

午後１時５４分　休憩

午後２時１０分　再開

○田中議長　再開いたします。

第５番目の質問者、関口議員。

○関口議員　日本共産党関口ほづみです。私は、通告に基づき２点について質問いたします。村長初め理事者の皆さんの御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、村長４期目就任の折り返し地点に当たり、この間の村政運営について質問をいたします。

平成２９年度は、役場フロアの変更や職員研修、来庁者への受付案内など、住民サービス向上に向けた取り組みが進められました。役場を訪れた人から、丁寧に対応してもらったという声も聞きます。一方、新庁舎建設に伴う仮移転やビジターセンターの設置、こども園の計画、道の駅売店の一部閉鎖に至る行政の進め方に問題はなかったでしょうか。役場内で十分議論され、関係機関と協議も行われた上で結論を出し、住民に広報できたのか疑問が残るところでございます。

新庁舎の建設については、くすのきホール跡に建設しようと強引に進めたことが、そもそも問題でした。当初、多くの住民からくすのきホールを解体することに見直しや反対の声が出されていたにもかかわらず、強引に当初計画を進めた結果、費用がかかり過ぎることなども明らかになり、基本設計、実施設計などの業務契約解除となり、１，６１４万円の精算金が発生し、村財政に大きな損失を生みました。そうした経過の後、役場は現庁舎跡に建設することが決まり、住民の要望が実り、胸をなでおろしました。昨年７月の広報には、庁舎建設に向け、役場の仮移転とスケジュールが報じられました。その後進展はなく、住民にとってはどうなっているのか、こういった声が出ております。

ビジターセンターの設置についても、２７年度で基本計画策定に１，２９６万円が執行されたものの、地主との協議が調わず中断されました。こども園については、昨年１０月２３日の全員協議会で、認定こども園を検討する、こういう方針が出され、テニスコート

地を候補地に選定していることなどが報告されました。しかし、テニスコート場は建物を建てるには地盤が軟弱だということで中断されております。道の駅の売店一時閉鎖についても、地元出品者への説明もなく、道の駅には3月25日をもち閉店というポスターがかけられ、住民に対しては2月広報にチラシが折り込まれました。

こうした一連のことから、住民が反対しているものを強引に進めてきたことや、関係者と十分協議が行われない状況でアドバルーンを上げてきたことではないか。こうした行政の進め方に問題はなかったか。改めて伺いいたします。

次に、子育て支援の充実を求めて質問いたします。

人口減少と高齢化が進む中、これ以上の人口減少に歯どめをかけるために、若い世代が子育てしやすい環境を整え、村民の村外流出にストップ、それと村外からの移住で人口増につなげていきたいと、これまでも提案をしてきました。村では、昨年府下初めて地域おこし協力隊を採用し、その活動が今活発に進められております。空き家を利用したカフェの開設や千早でのトークショー、空き家の改修や宣伝など活発に行われ、空き家バンクへの入居成立の成果も見られます。先日は、千早地区の空き家に宿泊をし、大学のフィールドワークも行われました。地域おこし協力隊も加わって、若い人に村のことを知ってもらい、こうした企画で村のことを宣伝してもらえるものと私は期待をしております。

若い人が環境のよい千早赤阪村で子育てしたいと希望する人も多くおられ、空き家に入居したいと登録している人が66件あると聞いております。環境が整えば、若い人が千早に移り住みたいという人がこれだけおられるということがわかりました。私は、これまでも要望、提案してきましたが、学校給食の無償化をぜひ実施していただいて、人口増につなげていただきたいと再度要望するものです。学校給食の無償化は、大阪府下ではまだこの自治体も実施しておりません。空き家入居登録している人以外にも、子育て環境がよければ、千早に移住したいと希望する人はまだまだいると思います。ぜひ実施をお願いいたします。

次に、学童保育の充実を求めます。

現在の社会情勢では、共働き家庭がふえ、学童を必要とする家庭がふえております。2年前の村長選挙で、村長は赤阪小学校区への学童設置を公約されました。現在、千早小吹台小学校の学童は公設民営、自主運営の形で運営されています。平成29年5月現在で登録児童数は、千早小吹台小学校、赤阪小合わせて51名おり、8名の指導員さんがローテーションを組んで子どもたちの放課後の生活指導や見守りを行っていただいております。両校からの児童が利用し、一定の人数が確保でき運営が成り立っているという側面もあります。組織が分散することにより、児童数が減少することも予想されます。今後実施する

に当たっては、関係者の意見をよく聞き、村の実情に合ったものにすることが欠かせないと思います。そして、将来的には村が責任を持って運営するべきと思いますが、そうしたことについて村の考え方をお伺いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 新庁舎建設、認定こども園の設置などにつきましては、いずれも本村の村政運営における重要施策として位置づけており、いずれの施策につきましても、この間の庁内や関係機関を初め議会の皆様とも十分議論し、議会の御理解を得た上でスピード感を持って進めてきたところでございます。

御指摘のありました新庁舎建設につきましては、主たる原因としましては村有財産の敷地境界明示がないなど、過去の不適切な財産管理によって、この間事業の進捗のおくれや計画の変更が発生していることは事実であり、この点に関する御批判については真摯に受けとめたいと考えております。

また、認定こども園につきましては、当初から地質調査の結果も踏まえて最終候補地を決定することとしていたものであり、当該調査結果を踏まえ、現在候補地を引き続き検討しているところでございます。

そして、道の駅再編整備につきましては、長年光熱水費に相当する赤字部分に税金を投入しており、再考する必要があることから見直しを行うものであり、今後の進め方に関しては、生産者の皆さんとも鋭意協議してまいります。

今後とも、村政運営に関する重要な施策につきましては、庁内や関係機関を初め、議会の皆様とも十分議論し、御理解を得た上でその政策形成プロセスを積極的に広報し、検討段階から住民意見をできる限り反映するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 総括質問でも言いましたけれども、この間の重要な村政運営上とても重要な施策について、この間役場の建設については、あれだけ反対や問題を指摘したにもかかわらず、強引に進めてきたことに問題があったのではないかと。そのことに関しては、改めて今の役場に建てかえることに変更されたということについては、私たちも評価をするものです。

また一方、こども園につきましては予定地であったところは村営地でありましたので、そうした地質調査については発表する前にできたのではないかなと思うのです。また、道の駅についても、今地域おこし協力隊の人たちを中心に、4月から売店は継続していただ

けるということも出ましたので、1つのマイナスからそれを乗り越えてプラスに行けると  
いうことでは、非常によかったと思うんですね、このことは。だけれども、やっぱりこれ  
も地元出品者に相談の上で結論というか方針を出すべきではなかったか。その辺の指摘を  
してるわけです。やっぱり、こうした行政の進め方について問題があったのではないかと  
いうことで、再度そういうことに指摘したことについて、お尋ねしたいと思います。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 道の駅というのは、いわゆる営利事業でございまして、今までも利益が出て  
なかった。しかも、住民の皆さんからは、あれは千早の道の駅ちゃうでと、五條の業者の  
道の駅やんかいというふうな批判がかなりございました。そういう面も考えまして、この  
際若い農徒の皆さんにぜひやっていただこうと。彼らはやる気でもございますし、何はと  
もあれ利益を出すのが一番の命題だよという話をしております。そういうことで、恐らく  
今度こそうちの村の道の駅と言えるような道の駅になるのかなと、私はそういうふうに考  
えております。

それと、確かにここへ庁舎を持ってくるということで最終的には決着いたしました、  
これにつきましても、確かに前の計画ではかなり金額がオーバーしてまいりましたし、ま  
た周りの擁壁、その他が恐らく大丈夫やろうと思っておった我々の考え以上に、全体の地  
質その他が悪かったということで、とりあえずもとへ戻したようなわけございまして、  
我々としても非常にその点につきましてはぐあい悪かったかなという感じがいたします。  
ただ、これからも将来にわたって何かやるについて、住民の皆さんに必ず相談しろ、ある  
いはお百姓さんに相談しろとはおっしゃいますけども、とりあえず皆さんが、いわゆる今  
の生産者が農家として徹底的にこれから農業をやっていくというふうな考え方が1つある  
人もおいででございますし、中にはいわゆる老後の楽しみを奪うんかいというふうな話も  
非常にございました。その辺で、いわゆるニーズが非常に千差万別でございまして、その  
ニーズの真ん中を捉まえてやらせていただいたということでございます。何はともあれ、  
農業本来で農業推進をやるということになりますと、もちろんほかにアプローチの方法が  
いろいろあったとは思いますが、私どもの道の駅は、いわゆる老後の楽しみの方々もござ  
いますし、裏庭のいわゆる自分とこの裏庭でつくった野菜を売って、それで小遣いの足し  
になさっている方も非常に多ございますし、そういう面からいいますと、いわゆる本格的  
な農業生産地の道の駅とはかなり格好が違うのかなと、そういうふうに思います。

ということで、若い皆さんがこれから私どもの農家の皆さんを引っ張っていただ  
いて、それとともに、いわゆる村に住んどうる我々も夜のおかずの足しになるようなもの  
が買えるような、いわゆるうちの村にないコンビニと申しますか、いわゆるそういう商店の

代理も兼ねたような店づくりをぜひやっていただきたいというふうに、あの人たちをお願いいたしまして、今4月8日のオープンを目指して、鋭意職員とともにやってるところでございますので、多分といいますか、これは絶対に成功させなきゃいけない事業でございますから、我々も精いっぱい努力するつもりでございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 要望にしておきますけれども、これまでいろんなマイナス面を指摘して、そのことがプラスになっていった部分もかなりあると思うんです。副村長が見えられて、かなり改革をしていただいています。その分についていろんな意見もありますけれども、そのことによって前へ進んだ部分もあると私は思っております。先ほどの例のように、道の駅についても一気に閉鎖するという看板を上げて、そのことが住民の反発やとか意見が出まして、その上で住民の声も聞き、新たに出発するということが決まりました。夜御飯まで期待はしておりませんが、裏庭でやっておられる方とか、そういう人が元気になれば、それはそれとして一つの村の大きな利益になると思うんです。だから、そうしたことを含めて、今後村のこれまでのいいところは守りつつ改革を進め、そして村の土地とかわかってるものについては、例えばもっと協議できたはずですよ。

それともう一つ、ビジターセンターについては金剛バスの土地であるにもかかわらず、そことも協議しないまま進めていったことにこういう問題が起きたと私は思っておりますので、そうしたことについて慎重に今後協議していただきたいと、そういうことをお願いしておきます。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 子育て支援の充実についてお答えいたします。

1点目の学校給食の無償化につきましては、学校給食法で給食施設の設置や運営に要する経費以外の学校給食費は保護者負担とすると明記されております。子育て支援としましては、昨年度より実施いたしております学校給食費補助金により、子育て世代の負担軽減を引き続き図ってまいります。

2点目の学童保育についてでございますが、赤阪小学校の学童設置については、自主運営で条件が整えば、支援を基本に考えておりますが、子育て支援や定住促進の視点から、村直営での設置も検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 子育て支援については、10年ほど前でしたら、村は子どもの医療費も中学校まで実施したとかということで先進を切っておりましたけれども、今は先進を切ってるというところはほとんどありません。学校給食の無償化については、去年でも質問いたしましたが、去年の3月時点で全国で83市町村が実施されております。しかし、近畿のほうでは大阪府下ではまだどこもやっておりませんけれども、兵庫県や和歌山、奈良県などでは実施されております。村長が過疎からの脱却を言われるのであれば、子育てこれだけすぐれているよということをアピールするためにも、今学校給食の無償化に踏み切ることがその一つだと思うんですね。学校給食をもし無償化した場合は、村であとどれぐらい追加で必要なのかお尋ねいたします。

それと、学童保育の件ですけれども、先ほど51名の登録があると言いましたけれども、登録の中には週1回の利用や夏休みとか冬休み、長期の休みにのみ利用するというような人、全員が毎日利用するというわけではありませんが、自主運営であるという中で、こうした柔軟な対応もしていただいているという利点もございますので、その点で、私は今の千早小吹台小学校で行っている学童の関係者、また赤阪小学校でどれだけの人が利用したいのかというような調査も十分した上で、方針を出していただきたいと思うわけです。その点、再度お尋ねします。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 まず、1点目の学校給食の分でございますけれども、現在幼稚園は1カ月当たり1人500円、小学校で1,000円、中学校で1,500円のいわゆる補助を出させていただいております。29年度ベースで言いますと、その補助で約400万円余りというふうな部分になっております。保護者から徴収している分につきましては、29年度で1,300万円強という部分になろうかと思えます。これ双方合わせまして、約1,700万円から1,800万円ぐらいの費用になろうかと思えます。

それから、学童保育のほうでございますが、29年度で言いますと、先生おっしゃいましたとおり登録のほうが51名、そのうち、赤阪小学校で利用されてるのが9名ということで、約2割ぐらいの数ということで、赤阪小学校と千早小吹台と比べれば、非常に赤阪小学校のほうが少ないというふうな状況でございます。これにつきましては、場所が千早小吹台小学校であるから少ないのか、その辺は先生もおっしゃってるように、何らかの形で調査も必要かなとは考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 学校給食についてですが、村から400万円の補助をしていただいて、給食費の保護者負担が1,300万円、これを含めまして約1,700万円あれば学校給食費を無償化にするということが可能なわけです。そう簡単にはいかないかもしれませんが、やはりすぐれた子育て施策で若い人を呼び込むという思い切ったことを考えるのであれば、とても出せないお金だとは思いません。

それから、学童の件ですけれども、現在赤阪のほうは9名、確かに場所が赤阪校区になるので人数が少ないのかもしれませんが、現在の学童も送迎も指導員さんでやっております。こうしたことをフォローするということができれば、そうしたことも考えることができるのではないかと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、過疎からの脱却を本気で考えておられるのであったら、こうした給食の無償化に踏み込むべきだと思います。ことしの予算で企業誘致1億5,500万円、この1億5,500万円のうちの1,300万円があれば、給食費の無償化が実施できるわけです。それはことし一年の話ですけれども。

それから、これまでも指摘しましたが、村長の退職金、4年間で1,248万円、これは一般の人たちから比べますと、かけ離れた額だと思います。この3期12年で約3,500万円の退職金を受け取られました。こうしたことを少し考えたら、子育て支援が充実できるのではないかと思います。再度、こうしたことで子育て支援をさらに充実していただきたいと思いますが、その点再度御答弁をお願いします。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、給食のほうでございますけれども、先ほど課長が申しましたように、平成29年度で1,764万円、1年間の給食費がかかっております。これは、幼稚園から中学生までの347名分であります。そのうち、昨年から子育て支援策として、その一部補助という形で424万円ずつを補助しております。関口議員のおっしゃるように、給食費を大阪府でいち早く無償化して、それをアピールとして村へ移住してもらえ人がふえるんじゃないかと。その結果、過疎からの脱却が可能じゃないかというお話だと思うんですけども、今後、未来将来のことは私もよくわかりません。教育の無償化に続いて給食の無償化という話も出てくるかもわかりません。ただ、今のところ、私としてはやはり子どもの食するもの、食べるものというのは、やはり最終的には親の責任においてなされるべきだと思います。子どもの食べるもの全て税金で、行政の責任においてすることが正しいとは、今のところは思えないんです。そこで、昨年度424万円の補助することによって、現在では大阪府内では最も小学校も中学校も一番安い給食費、親の負

担当が少ない給食費ということを今実現しているわけで、すぐ今の状況のもとで無償化に走るとするのは、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

また、もう一つだけ言わせていただければ、子どもの学校給食費がただやからその自治体へ住みたいと、村へ住みたいというような人口増加が、果たして村にとって正しいのかという、そこもちょっと疑問があるんですけどね。給食の無償化で、悪い言い方ですけども、つって村へ来てもらうというのはね、僕は正直ちょっとそこにも疑問があるところで

す。

もう一つは、学童保育の件ですけど、これはもう数年前から議会でもいろいろ言われております、承知しております。ただ、そのときもお答えしたとおり、実際赤阪小学校では今空き教室がないということで。確かに、生徒数は徐々に減ってます。ただ、1学年30人の生徒が25名になったから教室があくわけでもなし、なかなか空き教室をつくることのできないということ。もう一つは、今後のこども園の設置場所が森屋地区以外のところに決定されれば、こごせ幼稚園の場所があいてくるということで、当然そうなれば、こごせ幼稚園の施設の一部を利用して、学童保育を運営ということは可能と思います。だから、あくまでもこども園の設置と関連しての赤阪地区での学童保育、それまではいろいろ御不自由をおかけするとは思いますが、赤阪地区の方には小吹台の学童保育のほうへ行っていただくしかしょうがないのかなというのが正直なところです。それからもう一つは、現在は小吹地区でなされている学童保育は、民間で運営していただいております。もしも、赤阪地区でそういう小吹台地区と同じような運営ができないという場合は、もちろん行政の責任においてするしかないと思うんですけども、そうなった場合はまた、先ほど関口先生おっしゃったように、その前に、小吹台地区の運営団体とよくよく協議して、めめないようにやっていく必要があると思っています。

以上です。

○田中議長 要望をお受けします。

関口議員。

○関口議員 給食の件ですけども、いろんな意見がある中で、やはり国の将来を考えたら、子どもをもっとふやして、未来を担う人をふやしていく、そのことがとても、もう国の施策として重要やということなんですね。学校給食もその一つだということで質問しているわけですが、給食費でつるという、そういう小さいことではなくて、子育て全体のことと進めていける方向でやりたいと思います。そのためには、やはり企業誘致に1億5,500万円あるのであれば考えてほしいなということです。

それから、学童保育については、誤解されても困りますけれども、今千早小吹台小学校

において、自主運営であるけれども、それはそれというとてもいいよさもある中で、保護者も積極的に運営にかかわって、そして、まあ言うたら自主的に活発に運営していただいております。それが分散することによってどうなるのかという、そのところをもっと関係する人と相談した上で方針を出してほしいということなんです。そのこともあわせて、それができないのであれば、送迎を村が責任を持つとか、そうしたことも考えられるのではないかと。

戻りますけれども、学校給食、今府下で一番安いとおっしゃってましたけれども、どの程度安いかわかりませんが、そうであつたらそうした給食費をもうちょっとさらに安くして、それをアピールすれば、もっと効果も出るのではないかと。私にしたら後退の意見となりますけれども、そうしたことも考えていただきたいなと思います。

○田中議長 第6番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、道の駅の今後は、について御質問いたします。

昨年12月議会で、道の駅について取り合せていただいたばかりでございますが、3月25日に売店一時閉鎖とのことで大変驚いております。道の駅は、金剛山と並び、本村の観光にとって目玉であると同時に、シンボルでもある存在です。本村から道の駅が失われることはあつてはならず、万一失われることがあれば、本村の観光行政にとって明らかな後退となります。現状では、あくまで一時閉店とのことで、将来的な再開を含意していると思われていますが、道の駅の今後の具体的なスケジュールについて、行政は現在どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、抜本的なイノシシ対策を、について御質問いたします。

現在、多くの村民がイノシシの被害に苦しめられております。年々イノシシ被害は増加しておりまして、怨嗟を通り越して、もはや諦めすら漂っているのが現状でございます。本年の予算を見ますと、昨年と同じ計画となっておりますが、例年どおりの対策によっては抜本的な解決に至らないということは、今や誰が見ても明らかではないでしょうか。行政は、イノシシ対策について一体どのように考えておられるのか。イノシシ被害を抜本的に解決する決意をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 道の駅の今後は、について御答弁申し上げます。

道の駅売店につきましては、広報2月号同時配布のチラシでお知らせしたとおり、3月

25日で一時閉店し、今後のあり方について施設の再整備を含め検討していきたいと考えております。今回一時閉店するのは、道の駅売店であり、駐車場、トイレ、公衆電話は24時間利用可能となっており、道の駅自体は運営を続けます。なお、売店につきましても、既にお知らせしましたように、暫定運営による再開を計画しており、その開始は4月8日を予定しております。暫定運営では、地域おこし協力隊とともに空き家対策にかかわっている村内団体に委託し、空き家情報、観光情報の案内を実施する予定です。また、団体の独自事業として、地元野菜など地産品販売に加え、お土産品販売、その他集客事業としてカフェ運営などを予定しております。これまでの売店機能に加え、空き家情報、観光情報など、情報発信を強化していきたいと考えております。

本格的な道の駅の再整備への検討に向けては、道の駅売店での出荷者や農産物直売所の出荷者、農協、観光協会など、関係団体のほか、住民の方にも参加していただく検討委員会を開催したいと考えております。5回程度開催し、半年程度で一定の方向性を出したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

4月8日以降は、村内団体により暫定的に運営、同時進行で本格的なリニューアルに向けて検討をしていくということと理解させていただきました。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、今回暫定運営において事業委託を受ける村内団体といいますのは、具体的にどのような団体なのでしょうか。お願いいたします。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 暫定運営で委託をする団体につきましては、村内に事務所を有する一般社団法人ちはやあかさかくらすという団体で、地域おこし協力隊とともに村の定住促進事業にかかわっておられます。団体の定款の活動目的には、観光の復興を図る活動として村の特産物の開発、販売業務について記載されており、道の駅売店の調査研究段階で道の駅売店運営に対する御提案をいただいたことから、今回の暫定運営を委託することとなりました。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 史跡保存会との契約を解除する理由といたしまして、地元野菜が少ないこ

と、また電気代、光熱費相当額ですね、そこで年間数十万円の補助が村財政の負担となっているということが上げられておりました。暫定運営におきましては、その点について解消されるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回の暫定運営において、村の地元野菜の販売につきましては、これまで道の駅売店で野菜を出荷していた方に加えまして、ほかの住民の方にも野菜など出荷していただける方を募集する予定です。また、お土産開発した棚田米プリン、棚田米プチケーキ、棚田米ラスクについても販売していきたいと考えております。

また、収支面ではこれまでの補助金を実質的な赤字補填となっていた点を課題としておりました。暫定運営では、新たに道の駅での観光案内事業や空き家バンク事業の委託を予定しており、その委託料については支出を予定しております。また、より多くの地産品販売を促進する取り組みには、販路拡大補助金の支出を予定しております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 本村の道の駅が、ほかの道の駅と比較いたしまして、規模、あと設備の面で劣るということは、これ事実であると思うんですね。小さな村なのだからという声も確かにありはするんですけれども、来ていただくお客さんには、この村の規模というのは関係ないと思うんですね。むしろ、中心部よりも遠くに位置する分、むしろほかの道の駅よりも魅力にあふれていなければ集客は望めないんじゃないでしょうか。せっかくリニューアルするんですから、次こそはもうぜひとも村民の皆さんが誇りに思えるような道の駅にしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 抜本的なイノシシ対策を、について御答弁申し上げます。

近年のイノシシの被害については、農家の方からの情報もあり、深刻な状況であると認識しています。イノシシの被害対策については、計画的な捕獲による個体管理、防護柵等の設置による圃場への侵入防止、収穫残渣を圃場に残さないようにするなどの、イノシシを近づけない対策を総合的に実施することが必要です。村では、従前より千早猟友会への捕獲委託に加え、農作物被害の防止を目的とした防護柵の購入費用に対する補助を実施してまいりました。特に、農家がみずから行う防護柵の設置に対する補助については、補助上限額が電気柵2万5,000円、ワイヤーメッシュ2万円であったものを、平成29年

度から電気柵、ワイヤーメッシュとも5万円に拡充いたしましたところです。

そのような中、本年2月に千早赤阪村有害鳥獣対策協議会を開催し、農業委員会、実行組合長会等の代表者と現在の状況と今後の対策について意見交換をいたしました。電気柵については、設置方法を正しく理解し、管理が十分でないと効果が発揮されないことから、住民への電気柵設置の講習会などが話題となりました。鳥獣被害防止対策については、引き続き本協議会での検討をしていくとともに、防護柵の適正な設置やイノシシを呼び込まない環境づくりへの啓発にも取り組み、農林業被害対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

防護柵の適正な管理が必要というのは理解するんですけども、やはり行政としてもさらなる努力というものが求められているんじゃないかというふうに思います。現在、猟友会への委託や防護柵への補助ということなんですけども、果たしてそれだけで、行政として十分に手を尽くしていると本当に言えるんでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの被害は、深刻な問題になっていると認識しております。イノシシの数を減らす方策としましては、地域での捕獲への取り組みに対する支援も検討してまいります。死体の処理など難しい課題もあります。イノシシ被害対策は、引き続き数を減らす努力もしてまいります。あわせて農地を防御することも必要となっております。行政と地域住民が一体となって対策を講じていくことが必要で、有害鳥獣対策協議会での御意見も伺いながら、今後もより効果的な対策について検討してまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

今イノシシの頭数を減らしていく上において、死体の処理など難しい課題があるというふうにおっしゃいましたけれども、その点について具体的に、どのような課題があるのか、もう少し詳しくお聞かせいただけないでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの後処理としては、食肉処理、焼却、地中に埋める

といった処理が考えられます。食肉処理いわゆるジビエにつきましては、しとめた後血抜き処理など、速やかに行わなければ商品価値がなくなってしまいます。現時点では、適切な加工ルートがありませんので難しい状況です。焼却につきましては、現在犬猫などと同じ処理業者に委託することは可能ですが、大型のイノシシの場合、処分までの保管が難しい点や、イノシシは脂分が多く焼却炉が傷むといった問題があり、数多く処理することは難しい状況です。埋める処理については、相当大きな穴を掘る必要があり、大きな手間がかかってまいります。

いずれにしても、後処理は重要な課題となってまいりますので、さまざまな情報を収集し研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 住民の皆さんは、もうイノシシにほとんど困り果てていらっしゃるわけでございます。現在の猟友会への委託並びに防護柵への補助というだけで、これまでどおりの対策では、もう今後被害が増加していくというのは、これはもうまさしく火を見るより明らかだと、そのように思っております。

抜本的な対策には、確かに民の努力というのも必要だと思うんですけども、行政の一層の努力もやはり求められているのではないかというふうに思います。確かに、イノシシの頭数を減らしていく上において、食肉処理ですとか焼却処理ですとか、あと埋める処理ですとか、その辺でたくさんの課題があるというのは理解できるんですけども、何とかできるかできないかではなく、住民の皆さんにとって何が必要かという視点で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 3月1日からの議会で、約20日間の非常に短い間でございましたが、かなり季節がダイナミックに冬から春に変わってまいりました。多分、もう一週間もしないうちに桜が咲くかなというふうな陽気でございます。皆様の御協力をいただき、ちょうど平成30年の予算を議決いただきました。30年の当初予算は35億2,500万円と、前年対比で12.5%増の積極予算でございます。主な項目を言いますと、ESCO事業の2億4,000万円、あるいは住民の安全・安心を目指しました消防団、その他の2億



1, 700万円、あるいは企業誘致に1億5,000万円ということで、何はともあれ子どもはできるだけ人口減を抑えるあるいは人口増に持っていけるような、ダイナミックな村づくりに進んでいきたいなと思います。

ただ、非常にその面で我々も苦勞しておりますが、なかなか用地の問題になると非常に私どもの村は難しいということが、ここ十数年間よくわかりました。じっくり住民の皆様方を説得しながら、前向きに進んでいきたいなと考えております。千早赤阪村が今のような状態を続ければ、間違いなく消滅するかなと思います。やっぱり、今やっと309号線も村の入り口までまいりました。今私どもの村といたしましては、富田林五條線の、ちょうど昭和45年ですか、に予定されておりました富田林五條線の完成をいま一度復活させるために、一生懸命沿線の各市町村、新宮から五條まであるいは河南町、富田林にもお願いしまして、一大プレッシャーグループをつくりながら事業化に持っていければなど。事業化いたしましても、でき上がるのは15年先、30年先でございますから、私どもが生きているわけじゃございませんが、やっぱり先に望みがあれば、皆さん住んでくれるのかなと、そういうふうに思います。そういうことで、ぜひ私どもの夢のプロジェクトとして、富田林五條線の完成を目指していきたい。特に、奈良県は既に山腹まで4車線の道路をつけていただいておりますし、大阪府だけが非常におくれていると。特に、皆さん既に御存じだと思いますけども、和歌山県の橋本から河内長野を向いて走りますと、紀見トンネルの向こうは先進国で、トンネルを出た途端に後進国になるというふうな、非常に大阪府は道路面がプアでございますので、ぜひとも大阪も、日本の大阪でございますから、非常に交通の便もいい大阪府にしていいただければ、必ず大阪もいま一度復活するし、千早赤阪も元気になるだろうと、私はそういうふうに思いながら精いっぱい努力しているところでございます。

私どもの村づくりとしたら、何はともあれ、人がふえることをまず、1人でも2人でも住んでくれる人がふえればなと思いながら、そのためにはやっぱり生活が大事ということになれば、生活の過程を得られる施設が非常に必要やなということで、イチゴ、ちはや姫もやっと今年、ちはや姫ということで1個400円で売れました。そういうふうな夢みたいな話が少しずつ前向きに進んでいくかなと思います。やっぱり、全てまず住民さんの収入あるいは農地からの、いかにして収益を上げるか、そういうことからぜひ前向きに進んでいきたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いしながら精いっぱい頑張ります。

平成30年、積極予算でございますが、ぜひともうまくいくように皆さんの御協力をお願いいたしまして、簡単ですが御挨拶といたします。どうも御苦勞さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。  
どうも御苦労さまでございました。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                      田 中   博 治

議 員                      関 口   ほづみ

議 員                      井 上   浩 一

平成30年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成30年3月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1 番   田 中   博 治

2 番   関 口   ほづみ

3 番   井 上   浩 一

4 番   田 村   陽

5 番   千 福   清 英

6 番   藤 浦   稔

7 番   山 形   研 介

4. 欠席議員

な            し

5. 署名議員

2 番   関 口   ほづみ

3 番   井 上   浩 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子                      局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 村 長               | 松 本 昌 親 | 副 村 長             | 清 水 秀 都 |
| 教 育 長             | 矢 倉 龍 男 | 人事財政課長            | 菊 井 佳 宏 |
| 理事兼地域戦略室長         | 上 島 豊   | 地域戦略室参事<br>兼総務課参事 | 幸 雄 一   |
| 会計管理者兼<br>総 務 課 長 | 中 野 光 二 | 住 民 課 長           | 池 西 昌 夫 |
| 健康福祉課長            | 尾 谷 浩   | 健康福祉課参事           | 西 口 美 和 |
| 観光・産業振興課長         | 北 浦 信 行 | 施設整備課長            | 日 谷 順 彦 |
| 理 事               | 城 和 男   | 理 事               | 志 摩 暁   |
| 教 育 課 長           | 赤 阪 秀 樹 | 教 育 課 参 事         | 薦 亜紀朗   |

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案第 5号 専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する  
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 6号 専決処分〔平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算  
（第14号）〕の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 7号 千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 9 議案第10号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第10 議案第11号 千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について
- 日程第11 議案第12号 千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正につい  
て
- 日程第12 議案第13号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第13 議案第14号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設  
置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第15号 平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15  
号）について

- 日程第 15 議案第 16 号 平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 29 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 29 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第１回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

３月議会、招集いたしましたところ、全員御出席いただきましてどうもありがとうございます。私どもちょうど第４期目の３年目になるわけでございますが、ちょうど私どもの庁舎の建設もほぼめどがついて、これから前向きに進んでいくという状況になりました。また、私どもの村も御存じのとおりでございますが、財政的には比較的順調に推移しております。この状態で、これから千早赤阪村の将来をどうするかということを考える時期に来たのではないかなと、僕は毎日考えております。特に、人口減少がとまりませんし、非常に交通の便も悪い。ただ、こういうところで過疎からの脱却をどうやって図っていくのか、非常に難しい問題でございますが、必ず道があるのかなと、そういうふうに考えます。

ということで、これからぜひ皆さんのお知恵を拝借しながらやっていかなければいけないかなと。特に、我々の行政だけでは非常に人員も少のうございますし、大変な状況でございます。こういう中で、新しい村づくり、もちろん我々も精いっぱい頑張りますが、特に議員の皆さんの御提案あるいは御援助いただかないと何もできないかなと。特に、今小吹台にいたしましても高齢化率が既に５０％を超えておりますし、千早地区も５０％を超えております。特に、千早地区に至りましては全地区土砂災害の危険区域ということでございまして、これからの村づくり、非常に難しい状況でございますし、また小吹台にいたしましても、空き家も非常に多い。やっぱり、これから村の発展を考えるにつきましては、小吹台もきっちりしたリニューアルを考えていかなきゃいけない。そういうことになりますと、ぜひ議員の皆さんのふだんお住まいの、特にお住まいの方々の御意見を聞きながらやっていかざるを得ないのかと。またそれとともに、各地域に議員おいででございますが、例えば森屋、水分あるいは東阪、中津原とか、この辺を全部見ましても非常に、今の状態からいいますと、住民の皆さんは保守的といいますか、何しろ現状維持ということで、なかなか何をするにしても動いていただけない。ただ、こういう状態でそしたら果たしていいのかなと。僕は、もう恐らく今の状態が続きますと１０年、２０年先には非常に厳しい状態が来るかなということを常々考えております。

ということで、確かに住民の皆さん方にも、いわゆる今はやりの言葉で言いますとイノベーションを起こしていただかないと、村なだめなんかなと。特に、大森なんかでも非常に長時間かかりましたけれども、なかなか前へ進まない。やっぱり、行政も一生懸命やっておりますけども、住民の皆さんの協力あるいは住民の皆さんのいわゆる意識改革、これが非常に大切かなと思います。それとともに、ことし非常に皆さんにもいろいろと御心配をかけましたが、道の駅でございますけども、これも4月の初めから従来どおり営業を続けられるようにということで、今一生懸命考えております。特に、今までの状況でございますと、なかなか私どもの村の道の駅ということは考えられなかった。新しく、必ずうちの千早赤阪村でも努力すれば収益が上がる、きっちり営業できるということを実証できるような組織をつくり上げて、ぜひ皆さんとともに、少しずつでも千早赤阪村が元気になるような格好をつけたいと。特に、私どもはぜひ議員の皆さんにはお願いしたいんですが、これから新しく営業を続けますけど、ぜひ皆さんも少しということやなしに関心を持っていただいて、もしもできることなら、同じ商品で値段が大して変わらないんだったら、スーパーとかまちへ行かないで、ぜひ私どもの販売所で買っていただくとかというふうな協力をぜひお願いしていただきまして、議会ともども、我々も精いっぱいやりますけども、村を盛り上げていきたいなと、そういうふうに考えております。

特に、これからのやっぱり村づくりは、議会とともに我々行政も精いっぱいやるということで、ぜひこれからも皆さんの御協力をいただきながら、千早赤阪村が廃村になるのではなく、少しずつは元気になっている、ことしより来年、来年よりは再来年元気になっているというふうな村の姿を住民の皆さんにお見せすることによって、住民の皆さんの意識改革も少しずつ図っていただきながら、前向きにやりたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたしまして、3月議会の冒頭の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、2月22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る2月22日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり議案第5号から議案第26号までの22議案でございます。

審議方法は、議案第5号及び議案第6号を1議案ごとに本会議において審議することに決しております。

議案第7号から議案第20号の14議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

議案第21号から議案第26号の平成30年度予算6議案については、村町の村政運営方針、各会計の概略説明を受け、総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番関口議員、3番井上議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の山形議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。山形議員。

○山形議員 それでは、御報告させていただきます。

平成30年2月15日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。それにつき、内容を御報告させていただきます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、引き続き、本会議では7件の提出案件がございました。順に申し上げます。

1つ、承認第1号南河内環境事業組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する



条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

２つ目、承認第２号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、道路占用料の見直しに関する国土交通省の通達に基づき、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。改正内容は、電柱、看板、ガス管、水道管、その他これらに類するものに使用される場合、使用料の単価の改定を行うもので、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

承認第３号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分につき承認を求めることについては、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の成立に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認され、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

承認第４号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、平成２９年の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

承認第５号平成２９年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第２号）の専決処分につき承認を求めることについては、給与条例の改正に伴う人件費予算の措置を講じるため、平成２９年１２月２５日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９９万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２１億８，５０６万１，０００円とし、その財源として繰越金１９９万円を増額するものでございます。

議案第１号平成３０年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算総額を２１億８，９５０万７，０００円とするもので、原案どおり可決されました。主な歳出でございますが、ごみ処理費では第１清掃工場業務管理費が７億５，７８３万３，０００円、前年度比２，１５３万円の減で、建築関係防水工事の新規計上でございますが、人件費や需用費などの減額によるものでございます。第２清掃工場業務管理費は６億１，９８４万２，０００円で、前年度比２，６５９万３，０００円の増で、退職者１名の退職手当と公害関係計装機器更新工事の新規計上によるものです。

以上、ごみ処理費が前年度比１，１１４万５，０００円の減で、１７億３，８２２万５，０００円でございます。し尿処理費は３億２，７５８万８，０００円で、前年度比２，０５６万９，０００円の増となっております。

財源再生センターの業務管理において、退職者１名の退職手当と施設整備精密機能検査業務委託料の計上によるものです。

なお、千早赤阪村の分担金は昨年度比２７６万円の減で５，４７５万４，０００円でございます。

主な新年度予算は以上でございます。

なお、施設整備基金積立金に関連し、地球温暖化対策実行計画最終年度の平成３２年度のごみ処理量で、１．４９％の削減目標の達成と構成団体との人口減少等があるので、第２清掃工場大規模改修等の必要性について質疑があり、平成４０年度のごみ搬入量予測においても、第２清掃工場それぞれ年間最大処理能力を上回るものと予測されることから、２施設によるごみ処理体制を維持し、適切な時期に改修を行うことが必要と答弁がありました。

第７、監査報告第１号例月出納検査の結果については、平成２９年度１０月から１２月分の検査結果の御報告がございまして、特に問題はなかったこととございました。

以上、簡単でございますがこれをもちまして平成３０年度第１回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長　続きまして、大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会定例会の経過報告がございます。

関口議員。

○関口議員　それでは、平成３０年２月１５日に平成３０年第１回大阪広域水道企業団議会２月定例会が開催されましたので、その内容を報告いたします。

本会議に先立ち、議員全員協議会が開催され、本会議の議事運営について、会期を１日間とすること、議案６件を議題とすることなどが確認されました。本会議では、企業長の堺市竹山市長から平成３０年度の企業団運営方針として、中期経営計画に基づき引き続き水道施設の更新、耐震化を推進していくこと、次に千早赤阪水道事業を初めとする市町村域水道事業において、統合時に定めた事業計画を着実に実施していくこと、平成３１年度からの７団体との水道事業統合に向けて取り組むとともに、広域化のさらなる推進に向けて勉強会及び研究会を設置することなどが述べられました。

次に、理事者から企業長提出議案６件について説明がありましたので、順次申し上げます。

第１号議案大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件は、第２号議案の個人情報保護条例の改正にあわせて、個人の権利、利益の保護の観点から行政文書の公開の請求があった場合に公開してはならないこととする文書の範囲を拡大するものでございます。

第2号議案大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正の件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、個人情報や要配慮個人情報の定義を明確化するとともに、個人情報の開示の請求があった場合に開示してはならないこととする情報の範囲を拡大するものでございます。

なお、第1号議案及び第2号議案は、いずれも公布の日からの施行でございます。

第3号議案平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件は、水道用水供給事業において40億5,900万円を、市町村域水道事業において1,200万円を減額補正するものでございます。

第4号議案平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件は、工業用水道事業において14億3,300万円を減額補正するものでございます。

第5号議案平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件は、水道用水供給事業の予算を711億2,600万円に、市町村域水道事業の予算額を25億9,000万円に定めるものでございます。

第6号議案平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件は、工業用水道事業の予算額を140億9,800万円に定めるものでございます。

以上の6議案については、全て原案どおり可決されました。

次に、企業団の一般事務に関する質問として2名の議員から発言がありました。泉大津選出の高橋議員から、市町村の自己水源の重要性に鑑み、水道事業統合に当たっては企業団として自己水源をどのように取り扱うのかといった質問があり、理事者から、水源の安定性や災害時等の危機管理面、費用対効果などを踏まえ、当該市町村の意向を十分に尊重した上で総合的に判断するとの答弁がありました。

次に、四條畷選出の島議員から、企業団として水道に関する住民などからの要望をどのように聞いていくのか。今後、企業団において水道料金システムを統一する際に、システムを供用する市下水道事業に新たな負担が生じないかといった質問があり、理事者からは、地域の水道センターが住民に身近な存在でいられるよう努め、これまでどおり要望もお受けしていく。3水道事業共通の課題については、運営協議会、企業団の全構成団体の水道事業主担当者などで構成しておりますが、そこで議論する。また、将来的には上下水道事業双方の新たな負担とならないように勘案しながら、新しい水道料金システムを導入し、業務の効率化を図っていくとの答弁がありました。

また、監査委員から平成28年度の工事の執行に係る監査の結果はおおむね適正であったこと、また平成29年8月から同年10月までの月例現金出納検査については適正であった旨、書面での報告がありました。

以上、簡単でございますが平成30年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、1月18日、19日に実施いたしました議員会派研修について、田村議員から研修報告をいただきます。

田村議員。

○田村議員 それでは、平成30年1月18日及び19日に実施いたしました議員会派合同研修につきまして御報告させていただきます。

今回の研修先は、西栗倉村、岡山県北東部の先端、鳥取県、兵庫県との県境に位置する山村であります。人口は1,500人弱と千早赤阪村の4分の1ほど、役場職員も36人と千早赤阪村の半分以下しかおりません。数年前に地方消滅が話題となったのを覚えておられる方もいらっしゃることでしょう。そこで語られていましたのは、実に896もの自治体が今後消滅しかねないという驚くべき予測でありました。西栗倉村の人口規模を考えれば、本村以上に消滅の危機に瀕していると言っても過言ではないはずです。

しかし、西栗倉村は今にも消滅を迎えるような自治体ではありませんでした。むしろ、必死に消滅にあらがう村でありました。地域おこし協力隊制度を活用して、全国から移住希望者を募り起業を促す。ウナギの養殖、保育園をターゲットにした木工所、日本酒の出張バー、まきボイラーによる温泉施設、それらは全て移住者により起業されたものです。移住者の起業によって、地域内GDPは実に10倍以上に拡大した、担当者はそうおっしゃっておられました。

西栗倉村の成功の秘密は一体どこにあるのですか、そう尋ねたところ、担当者は苦笑いしながらわかりませんとおっしゃった後、こう続けました。ただ、常に意識しているのは移住者に地域課題を押しつけるのではなく、移住者のやりたいことを徹底してサポートしてあげることです。行政が事業を主導し、そこに民を当て込むのではなくて、行政はあくまで民のやりたいことを尊重しサポートする。プレーヤーはあくまで民間、行政は彼らが活躍できる舞台づくりに徹する。行政が丸抱えするのでもなく、民間に丸投げするのでもない。絵そらごとになりがちな官民協働ですが、西栗倉村では確かにそれが機能しておりました。

しかしながら、行政が民間のやりたいことを尊重すれば、当然そこにはさまざまな問題が生じます。前例がない、失敗するかもしれない、反対する住民がいるなどなど。そこで、担当者の口から出た言葉に私は衝撃を受けました。行政がリスクを負う。

いま一度繰り返させていただきます。行政がリスクを負う、そう担当者はおっしゃいま

した。できることだけやっつけても、そこにリスクは生まれません。できるかどうかではなく、地域の将来にとって必要なのかどうかを判断基準に据える。必要だと判断すれば、できるかどうかは後回しで、とりあえずやってみる。大事なのは、できるかどうかではなく、地域にとって何が必要なのか。そして、そこで初めて行政のスキルが問われる。確かにそのとおりではないでしょうか。リスクを避け、無理なくできることだけをやる。そこに特別なスキルが必要でしょうか。たとえ実現困難であろうとも、それが地域にとって必要な事業だと判断すれば、実現に動く。実現困難なことを実現させる。そのためにこそ、行政のスキルが必要となってくるわけです。

右肩上がりで成長できた時代は終えんを迎えました。今後、日本は間違いなく縮小社会に突入していきます。地方消滅は絵そらごとではなく、現実的な未来予想図であります。生き残りをかけた戦国時代は既に始まっています。今のままで、我が千早赤阪村は本当に生き残っていけるのでしょうか。その意味におきまして、西栗倉村は一つのモデルケースとなり得る自治体でありました。地域おこし協力隊の活用法やベンチャースクールなど、西栗倉村の取り組みには確かに見習うべき事例が多々ございました。しかし、本当に見習うべきは、できるかどうかで判断するのではなく、地域にとって必要かどうかで判断するという、ある種の企業精神であったように思います。

西栗倉村で実施されたさまざまな取り組みは、いわば花であり実です。それらは全て地域に必要なかどうかで判断するという根があったからこそ生まれることができたように思えます。西栗倉村で実現できたことが、本村で実現不可能なはずがありません。できるかどうかから、何が地域にとって必要なのかへの発想の転換、今後本村が生き残っていくにはその転換が不可欠なのではないでしょうか。

以上をもちまして研修報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第5号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第5号は、平成30年1月15日付で専決処分いたしました千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成27年4月から実施しております低所得者の保険料軽減について、平成29年度分の保険料も引き続き適用することとされたため、専決処分させていただいたも

のでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第5号専決処分（千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は、平成26年の介護保険法の改正によりまして、低所得者である第1段階被保険者の保険料軽減を行ってまいりました。改正当初は、消費税率10%の引き上げが実施される予定でございましたので、これにあわせて平成29年度に保険料の軽減対象者を現行の第1段階から第3段階まで拡充されることとされておりました。

しかしながら、消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されたことに伴い、29年度は現行の第1段階のみを軽減対象とし、保険料軽減を継続するため本条例を改正するものでございます。

本条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

内容につきましては、対象年度に関し平成28年度までとしていたものを平成29年度までと改めるものでございます。

なお、本改正は本来であれば昨年の29年3月議会で改正条例を上程させていただくべき内容でございましたが、改正漏れにより専決処分させていただいた次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 対象が第1段階の人ということですが、これは村で第1段階の人はどれぐらいいてはります。もしわかったら。それで、この専決処分において予算がふえるとか減るとかというものではありませんけれども、対象人口がどれぐらいいてはるかだけ、わかったら教えてください。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 第1段階の被保険者は、済いません、正確な数字が今ちょっと手元にございませんでして、約40名程度いらっしゃるというふうにしております。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第５号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第５、議案第６号専決処分〔平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１４号）〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第６号は、平成３０年２月５日付で専決処分いたしました平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１４号）について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、平成３０年度に着手いたします中学校フェンス等設置工事に関する債務負担額の増額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第6号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）の御説明を申し上げます。

最終ページのほうをごらんください。

第1表債務負担行為の補正で変更となる事項名は、村立中学校のフェンス等を設置する工事でございます、中学校安全対策整備工事で、限度額1,000万円から250万円増額し、1,250万円に変更するものでございます。

以上、簡単はでございますが、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 1,000万円から1,250万円増額ということですが、その増額に至る理由というのをお聞かせください。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 本議案につきましては、中学生の安全対策としてフェンスを設置する工事でございます、さきの議会で1,000万円の債務負担の補正を御議決いただいたものでございますが、その後フェンスの設置位置の変更、また以前議会よりいろいろ御意見いただきました分、また中学校と詳細な協議をさせていただきまして詳細設計を行ったところ、約250万円の増額ということでさせていただくものでございます。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい、わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第6号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 6、議案第 7 号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 7 号は、千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてでございます。

本議案は、現在村の課題となっております庁舎の建てかえ、老朽化した公の施設の大規模改修等に要する資金を積み立てるため、新たに基金を設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらですが、千早赤阪村公共施設等整備基金条例ということなんですけれども、今後どの程度積み立てていかれる計画なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 公共施設、今回基金のほうを設置しまして、もともといわゆる黒字部分とかというのは財政調整基金のほうに積み立てておりましたが、今後庁舎等大規模工事等も始まりますので、やはり使うものはもうあらかじめ公共施設整備基金のほうでためとかれるほうが財政上管理もしやすいということで、そして使うものは、もう単なるむやみやたらに財政調整基金でためるのでなく、目的を持ってためようということで、今回設置させていただきました。金額のほうにつきましては、当然そのときの財政状況等によってわかりませんが、一応庁舎等につきまして一応 10 億円という目安がありますので、その

あたりぐらいまではできる限り積み立てたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第8号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第8号は、千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

平成26年の介護保険法改正により、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村へ委譲することとなったため、指定介護支援事業者の基準を市町村の条例で定めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第8号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第9号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてでございます。

本議案は、条例別表で定める実行組合長の報酬を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第10号は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行により、汚染土壌処理業の譲受、合併もしくは分割または相続の承認の申請に関する規定が追加され、これに伴う申請に対する審査の事務が平成30年4月1日より村に委譲されることとなります。また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の閣議決定に伴い、砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可申請に対する審査及び砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査に要する手数料が改正されたことにより、千早赤阪村手数料条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第10、議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第11号は、千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてでございます。

本議案は、アリーナ及びトレーニングルームの個人使用並びにプールの使用時において、同伴者及び引率者の使用料徴収について現行の条例では明文化されてないため、公平な使用料の徴収を実施するため条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第11号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第11、議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第12号は、千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いが変更されることに伴い、条例の整備を行うための改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたしま

す。

議案第１２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１２、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１３号は、千早赤阪村介護保険条例の改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第１１７条の規定に基づき、３年ごとの介護保険料の改定を行うものでございます。今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費並びに地域支援事業費等の見込み額を介護保険事業計画（第７期）により算出いたしまして、平成３０年度から平成３２年度の３カ年間の基準保険料を現行の１人当たり年額７万４，７８０円を６万９，７３０円に改定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１３号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１３、議案第１４号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１４号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の３町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第３条に規定する執務場所を、基本協定に基づき本年４月１日から河南町役場に変更することから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といた

します。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第14号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第15号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3億8,804万1,000円を減額いたしまして、予算総額を39億1,909万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきまして村税、地方特例交付金、地方交付税等の一般財源の増減補正、また国庫支出金並びに府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴います増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、新たに設置いたします公共施設等整備基金積立金の増額補正や特定財源の確定等に伴います財源更正及び不用によります減額補正などを行わせていただきました。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。どうですか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第15号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第16号は、平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

事業勘定においては、歳入歳出それぞれ4,234万円を減額いたしまして、予算総額を11億831万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料や療養給付費等負担金などの国庫支出金や府支出金、ほか特定財源の実績見込みに伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、実績見込みに伴います総務費、一般被保険者療養費等保険給付費、後期高齢者支援金、保健事業費、共同事業拠出金など不用額の減及び財源更正、出産育児一時金等の増額でございます。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ353万円を追加いたしまして、予算総額を4,332万7,000円といたしたものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金などの確定に伴います増額の補正でございます。

歳出につきましては、僻地診療所運営助成金及び村国民健康保険療養所赤字補填助成金の増額の補正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第16号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第17号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第17号は、平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定においては、歳入歳出それぞれ１億８，６２１万１，０００円を減額いたしまして、予算総額を６億６，９８４万８，０００円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金など特定財源の減額などでございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費地域支援事業の不用額の減額並びに財源更正や基金積立金の補正などでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。どうですか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１７号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１７、議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１８号は、平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１億２，８４１万７，０００円を減額いたしまして、予算総額を１億８，４１万７，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては保険基盤安定負担金額の確定などによる減額でございます。

歳出につきましては、総務費、広域連合納付金などの経費の不用による減額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたしま



す。

議案第１８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１８、議案第１９号平成２９年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第１９号は、平成２９年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ２，２０３万８，０００円を減額いたしまして、予算総額を２億２，１７０万７，０００円とするものでございます。

歳入では、下水道使用料を２０１万９，０００円増額し、分担金及び負担金を１２６万４，０００円、国庫支出金を９０万円、一般会計繰入金５４９万３，０００円、下水道事業債を１，６４０万円減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費、下水道建設費、下水道管理費、公債費の減額が主なものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第１９号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１９、議案第２０号平成２９年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２０号は、平成２９年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ４９３万７，０００円を減額いたしまして、予算総額を１億４，２１０万１，０００円とするものでございます。

内容につきましては、金剛山ロープウェイ専用水道改修工事とロープウェイ等の曳索、並行索交換工事完了による減額等、歳入では一般会計から繰入金及び観光事業債を減額するとともに、専用水道維持補修工事分に基金繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第２０号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員に付託いたします。

ここで一旦休憩を行います。

１１時２０分から再開いたします。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時２０分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２０、議案第２１号平成３０年度千早赤阪村一般会計予算についてから議事日程第２５、議案第２６号平成３０年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての６議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議事日程第２０、議案第２１号から議事日程第２５、議案第２６号までは、平成３０年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆さんの村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

昨年度を振り返ると、千早赤阪村議会議員選挙が実施され、５月から新たな議員を含めた新体制のもと、村政運営に対して慎重かつ効果的な議論を重ねていただいたところであります。そして、１０月には大型台風２１号と２２号が猛威を振るい、村内各地で土砂災害や道路陥没など甚大な被害がありました。生活道路の一部通行止めなど、今なお住民生活に

影響があるところです。引き続き、関係機関に働きかけを行い早期復旧に努めるとともに、より一層の安全・安心な暮らしの確保に向けて取り組んでいく所存です。

また、行政の取り組みに関しましては、大阪府内で初めて導入した地域おこし協力隊や、大阪府や民間会社と連携した農の活性化プロジェクトによる地域や農業の活性化、さらには南河内広域観光事業での台湾へのセールスプロモーションによる観光客の誘致など新たな取り組みを行い、未来につながる村の魅力創造及び情報発信をすることができたものと考えております。

さらに、今年度の国や大阪府の動向に目を向けると、国においては新元号が発表されるほか、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、準備がますます加速されています。また、大阪においては大阪万博誘致など、これからの成長戦略に欠かせない大きな変化をもたらす重要な1年であると認識しております。

そのような中、本村においても河内長野市や大阪府域を超えた自治体間連携による楠公さんの大河ドラマ誘致に向けた広域的な取り組みが動き出しました。これを好機と捉まえ、交流人口の増加や観光産業、文化振興を図ってまいります。そして、昨年度を初めきょうまで種をまいた取り組みを継続して実施することで、芽が出て花が咲き、実りある成果に結びつくことができるものと確信しております。そのためにも、議員各位並びに村民の皆さんの多大なお力添えをいただきながら、将来を見据えた魅力ある村政運営の実現を図っていく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成30年度予算の概要及び本村の財政状況について申し上げます。

平成30年度の一般会計予算編成におきましては、国の経済財政の現状と地方財政の動向、本村の財政状況を踏まえ、第4次総合計画、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、今年度から新たな取り組みや、より充実させた事業を重点的に実施いたします。

人口の維持、地域の活性化に向けた取り組みを行うため、民間団体と連携した空き家情報バンクの運営や移住体験ツアーの実施、また村民の皆さんの利便性向上につながる企業の誘致に向けた補助制度のさらなる拡充や簡易郵便局開設に向けた準備を行います。とりわけ、企業誘致に関しましては将来の収入確保観点からも積極的に進めてまいります。また、村民の皆さんが安全・安心して暮らしていただけるよう、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助制度の実施や公共施設等の大規模改修、長寿命化を図るため老朽化調査を実施するとともに、健やかに過ごせるよう胃内視鏡検査による胃がん検診の導入や認知症初期集中支援チームによる支援を新たに行います。さらに、夢を持って子育てができるよう妊産婦への支援の充実や新築マイホーム取得に係る支援の実施などにも

取り組み、若年層や子育て世代の定住、定着を図ることで生産年齢人口、将来を担う年少人口の増加を図るなど、村民力が結集された選ばれるまち、住み続けたいまちを目指すための攻めの施策を展開いたします。

厳しい財政状況であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向け選択と集中による限られた財源の有効利用の中で、村民の皆さんの声を少しでも多く反映できるよう、強い決意で平成30年度予算編成に臨みました。

その結果、平成30年度の当初予算における一般会計は、前年対比12.5%増の35億2,588万4,000円で、過去10年間で最も規模の大きい予算となっております。特別会計の総額予算は、20億1,904万4,000円で、一般会計及び特別会計の総額は55億4,492万8,000円となりました。

それでは、平成30年度に取り組む主要な施策について、第4次総合計画における村づくりの基本方向の6つの基本柱に沿って説明いたします。

まず、基本柱1「安全・安心・環境～豊かな自然と共生し やすらぎのある暮らしを育む むらづくり～」については、防災対策の推進では新庁舎の建設について、大規模災害が発生した場合に十分な防災機能を発揮し、村民の皆さんが安全・安心して利用できる庁舎として整備するため、一日も早い防災拠点施設の完成を目指します。くすのきホールなどの施設設備の老朽化が進む公共施設については、民間活力を利用したESCO事業により、省エネ技術を取り入れた設備の更新を行い、運営コストの削減を図ります。

また、昨年10月には台風21号、22号による土砂災害等が多数発生し、多大な被害がありました。本村としましては、村民の皆さんがより安全・安心して生活できるよう、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強における補助制度を新たに実施し、また地域防災計画に基づく災害に対する危機管理機能の向上に努めるとともに、被害の低減、地域の防災力の向上を目指します。

さらに、住宅耐震化事業では、耐震診断、設計、改修費用の補助、また耐震性の低い住宅の除却費用についても補助を引き続き実施します。

消防・救急体制では、消防団の活動服などの装備充実を行い、消防・救急体制の充実を図り、消防団員の活動効率の向上に努めます。

水道事業では、昨年度に大阪府広域水道企業団と事業統合したことから、企業団が給水事業を運営しております。今後も引き続き、企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するよう努めます。

公共下水道事業では、水分地区の未整備地区の污水管渠布設工事を行うとともに、下水道処理区域外については合併処理浄化槽の維持管理や浄化槽設置に伴う助成制度を引き続

き実施することで、浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上などに努めます。

次に、基本柱2「健康・福祉～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～」については、昨年度から実施している母子の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を継続するとともに、産後鬱の予防や早期発見、また新生児への虐待の予防を目的に、産婦健診診査費用の助成を行うなど、子育てに優しい村づくりを目指します。

また、国民健康保険診療所の運営におきましては、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と引き続き連携し、診療体制の充実及び地域医療の推進に努めます。

そのほか、がんの早期発見、早期治療を目指し、新たに医療機関での胃内視鏡検査における胃がん検診の導入など、引き続き精度の高いがん検診の提供ができるよう取り組みます。

また、乳幼児や高齢者に対する疾病予防として、任意の予防接種についても公費助成を引き続き実施します。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、本年3月に策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）に基づき、高齢者が住みなれた地域でいつでも安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業の機能強化や地域の支え合い体制の整備、医療と介護の連携の強化を行うとともに、今年度から新たに認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症高齢者支援に取り組みます。

国民健康保険では、制度の改正により、大阪府内のどこで住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう保険料率が統一されます。ただし、保険料が急激に増加することがないように、今年度の保険料については財政調整基金を運用し、前年度並みに据え置きます。

次に、基本柱3「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育む むらづくり～」については、国際社会で活躍できる人材育成、英語力の向上などを目的に、中学生、高校生を対象とした海外派遣事業を今年度も実施するとともに、中学生の英語検定費用の補助についても引き続き実施いたします。

学校教育では、子どもたちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成するため、引き続き学力向上の取り組みを推進します。

また、英語を使えるこごせっ子を育む千早赤阪村として、小学校外国語教育については、新小学校学習指導要領の平成32年度の施行を待たず、今年度から5、6年で週2時間、3、4年で週1時間の形で先行実施し、幼稚園、小学校1、2年生も含め、中学校までつながる系統のかつ先進的な英語教育を推進します。

学校施設整備関係では、村立中学校敷地内における通行車両や不審者等の対策として、門扉、フェンス等の設置を行い、生徒の安全の確保に努めます。

また、幼稚園、小学校、中学校の古くなった全ての校務用パソコンの更新を行い、事務の効率化を図ります。

少子化が進む中、子育て世代の負担軽減や安心して子育てができる環境づくりを目的として実施している学校給食費補助金についても、引き続き実施します。

また、万が一の事故や災害次に備え、給食用非常食を今年度から各学校園に配備します。

次に、基本柱4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かし村民の元気を育む むらづくり～」については、まず観光振興については昨年日本を訪れた外国人は2,800万人を超え、来阪外国人も1,000万人台の大台に乗るなど、いずれも過去最高を更新しております。本村でも、外国人観光客は金剛山ロープウェイ利用者の約5%を占めるなど、着実に増加しているところであり、本村では国内外からの観光客を受け入れるための環境整備を進めています。今年度、河内長野市や旅行業者と連携して、楠公史跡をめぐるバスツアーを開催するとともに、昨年度に引き続き、南河内広域観光事業として周辺自治体とともに外国人観光客の誘致に向けたセールスコールに取り組みます。

また、3月25日に閉店する道の駅ちはやあかさかの売店については、民間業者に運営を委ね、現在の建物の建てかえなど再建方針を検討します。金剛山ロープウェイや香楠荘については、昨年度にロープウェイの曳索、平衡索交換工事を行い、専用水道膜ろ過設備設置工事を実施するなど、観光客が安心して利用できる施設となるよう努めました。今後も、両施設の利用者増加など収入の確保に向けて、指定管理者や大阪府と連携します。

農業振興では、大阪府と共同して引き続き、農の活性化プロジェクトに取り組みます。プロジェクトでは、イチゴの産地化、企業参入に向けた農地整備、棚田の保存活動の3本柱により村内農業者との連携、協働などの事業展開を促進し、農業振興及び雇用の拡大を図ります。

このほか、農産物をイノシシ等の鳥獣被害から守るため、農家がみずから行う被害防止柵の設置費用補助を引き続き実施するとともに、農業用施設の改修に係る原材料費の支給については柔軟な事業費補助に変更し、営農活動を支援します。

林業振興では、森林資源の活用と森林整備の促進を図るため、森林経営計画に基づく森林施業に補助を行うほか、間伐材搬出補助、林道整備についての原材料支給制度を継続し、間伐の促進並びに村内材の流通促進を図るなど、森林が持つ多面的機能の発揮に努めます。また、国の森林環境税を活用した間伐を初めとする森林整備の促進に向けた検討を

進めます。

商業振興では、産業の振興及び発展を図るため、新規企業の立地や既存企業の規模の拡大に対し、必要な整備支援を積極的に行うとともに、村民の皆さんや観光客などの利便性が向上するよう、小売業や飲食業、宿泊業などに対して支援を行い、活気あるむらづくりに取り組みます。あわせて、製造業などの企業立地や設備投資に対して、固定資産税減税の導入など、税制優遇策を引き続き実施します。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～」については、村道整備、維持管理では、村道舗装や橋梁などの老朽化が進み、延命化のため予防的補修、計画的な維持管理が課題となっております。

そのような中、舗装については村道整備計画をもとに、引き続き計画的な舗装補修工事を行うとともに、地域要望や村道の損傷状況などを勘案しながら、適切な村道の維持管理に取り組みます。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、棟株橋の補修設計及び補修工事、さくらトンネルの点検業務を行うとともに、桐山時田橋ほか2橋の耐震設計業務を実施します。また、村道以外の生活道路に対する原材料支給については、柔軟な事業費補助に変更するなど、地域にとって活用しやすい制度を見直します。

さらに、安全・安心な交通の確保を図るため、今年度から経年劣化しているカーブミラーの取りかえを計画的に進め、村民の皆さんや来村者が通行しやすい交通環境の整備に積極的に取り組みます。

広域道路網については、国道309号河南赤阪バイパス2期区間工事が完了し、平成29年度末に供用開始されることから、3期区間の早期事業化や村内外の重要な連絡道路である府道について、村立中学校下の府道富田林五條線の線形改良、その他府道の急カーブや幅員狭小箇所の解消、車両の通行の支障となっている樹木の除去や安全対策などについて、引き続き大阪府に要望します。

また、災害時の緊急交通路の確保や地域の活性化を図るとともに、大阪府と奈良県を結ぶ府県間金剛山トンネル事業化構想の調査業務を実施します。

地域公共交通については、今後ますます高齢化が深刻化する中、村民の皆さんが快適に暮らすことができるよう、新たに高齢者や妊産婦などの方にタクシー運賃を助成し、買い物や通院など村内外への移動支援を行います。また、役場職員もノーマイカーデーを設け、公共交通機関を利用する取り組みを始めるとともに、路線バスの終点を森屋から村立中学校前まで延伸、新たにくすのきホールへの乗り入れ開始に向け、民間事業者と連携した地域公共交通の確保、維持に努めます。

定住人口増加に向けた取り組みとしては、所有者や移住希望者、地域などの空き家情報バンクをより活用しやすく、移住後のアフターフォローを担えるよう民間団体に運営を委託し、地域、移住者、行政が移住者の受け入れをスムーズに行えるよう取り組みます。また、新築マイホームの取得に係る費用や若年層単身者、新婚夫婦、子育て世帯向けの共同住宅の整備に係る費用を補助するとともに、空き家移住者への改修補助、引っ越し費用補助、家賃補助を引き続き実施し、今後の本村の将来を担える子育て世帯の定住、定着を図る取り組みにより重点を置き、村民の皆さんがいつまでも住み続けたい村づくりを目指します。

さらに、村民の皆さんが心豊かに心地よく暮らせるよう、またこの自然豊かな美しい風景や環境を未来に引き継ぐため、今年度に村民の皆さんとともに実施した環境条例策定ワークショップや検討委員会での意見を取りまとめ、（仮称）千早赤阪村環境条例を制定いたします。

次に、基本柱6「協働・行政経営～村民と行政がともに育む むらづくり～」については、協働による村づくりでは、昨年度は地域おこし協力隊として就任した2名の隊員に、棚田での田植え体験などを通じて、都市の住民との交流や休耕田の再生、また各地区の祭りや行事などに参加し、信頼を深めるとともに、地域の空き家に移住者を呼び込むなど活動に従事していただきました。今年度も、地域と密着した活動に従事していただき、地域力の維持強化を図ります。また、村民の皆さんと地域の役割は一体何なのかをともに考え、皆さんがより自主的、主体的に企画、実施する村づくり活動を支援するため、地域活動活性化事業を引き続き実施します。

さらに、情報公開を進めパブリックコメント制度を活用するほか、住民意識調査によって住民の皆さんの声に耳を傾けるとともに、本年から開始した村政まちかど講座もより一層活用していただけるよう、多くの村民の皆さんが行政に参加できる機会づくりに努めます。

特に、村民の皆さんの生活や活動にさまざまな利便性をサービス向上をもたらすため、広報ちはやあかさかは、本年1月号よりカラー化いたしました。本年度は、さらにホームページのリニューアルを実施し、より見やすく、よりわかりやすい広報、公聴に心がけ、情報発信の充実を図ります。

昨年3月31日に閉鎖された水分簡易郵便局にかわり、役場内に簡易郵便局を開局できるよう準備を進めるとともに、平日に役場窓口に来ることができない場合は、引き続き電話予約により住民票等の証明書を土曜、日曜に交付するなど、さらなる住民サービスの向上を図ります。

行財政運営では、自主財源の確保として滞納整理の強化により、村税の徴収率の向上に努めるとともに、引き続き村税、国民健康保険料等のコンビニ収納を実施し、利便性の向上を図ります。

人事管理では、昨年度はたび重なる職員の不祥事によりまして、村民の皆さんには多大な御心配と御迷惑をおかけいたしました。前例に固執しない創意工夫と広い視野、世の中の流れに敏感に反応するアンテナを張りめぐらせることができるよう、これまでの役場体質からの転換を図り、職員一人一人が緊張感を持って職務に取り組み、一刻も早い信頼回復に向け、不断の努力を重ねてまいりたいと考えております。時には荒療治も必要となります。村民の皆さんの厳しい御指導を真摯に受けとめ、職員の能力と資質向上のため人材育成を強化し、少数精鋭による職員定数の管理に努め、効率的な組織運営を行います。

行政の広域化の推進では、これまでの成果の検証を行いつつ、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、本村による、より効果的な広域共同事務処理を進めます。また、下水道においても富田林市、太子町、河南町、本村による広域化を進め、事務の効率化と住民サービスの維持、向上に努めます。

以上が今議会に提案しております平成30年度当初予算の施策の概要でございます。本村におきましては、私たちに求められているのは、できない理由を並べて諦めることなく、できるに変えていくための創造力と提案であり、実行力でございます。私たちが植えた新しい芽は、確実に育ちつつあります。この芽に果実が実り、収穫できる大樹に育て上げるためには、私たち行政の実行力はもちろん、村民の皆さんにも自主的、主体的な村づくりへの参画をお願いするとともに、それぞれの地域や人材などの資源を最大限活用しながら、オール千早赤阪村で粘り強く行動してまいります。

議員各位並びに村民の皆さんには、村政運営により一層力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。どうもありがとうございました。

○田中議長　ありがとうございました。

続きまして、議案第21号から議案第26号の一般会計予算及び特別会計予算につきまして概略説明がございます。

菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長　それでは、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算から議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計でございます。当初予算書の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ35億2,588万4,000円と定め

るものでございます。

同第2条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明により御説明申し上げます。

第2条第2表債務負担行為につきましては、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、平成30年度に実施するE S C O事業に伴う平成31年度から33年度の3年間の施設維持管理運営委託料で、限度額585万円でございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額などについて定めており、一番最初の村道・橋梁整備事業、限度額6,850万円から下段の給食調理・配送業務委託事業、限度額3,000万円までの16事業、総額3億8,250万円が過疎対策事業債で、償還期限は12年、据置期間が3年でございます。

次のページをお開きください。

緊急防災・減災事業債は、全国瞬時警報システムの受信設置更新事業によるもので、限度額は320万円、償還期限は10年、据置期間が2年でございます。

水道事業一般会計出資債は、大阪府広域水道企業団との水道事業の統合によるもので、限度額4,740万円、償還期限が30年、据置期間が5年でございます。

臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を補うもので、限度額は1億1,700万円、償還期限は20年、据置期間が3年でございます。

それでは、1ページへお戻りください。

第4条につきましては、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。また、予算書の説明資料としまして、116ページから123ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして国民健康保険特別会計でございます。予算書の125ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ8億9,822万8,000円、診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,493万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を事業勘定3,000万円、診療所施設勘定500万円とそれぞれ定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用について定めております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算書の195ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,256万4,000円と定めるものでございます。

同第2条の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明を申し上げます。

続きまして、下水道事業特別会計でございます。予算書の209ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,023万4,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条の地方債につきましては、212ページに起債の目的、限度額、償還期限などについて記載しております。

第3条は一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めております。また、予算書の説明資料としまして、230ページから235ページに給与費明細書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、金剛山観光事業特別会計予算でございます。予算書237ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ781万1,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それと、予算書の説明資料としまして255ページから259ページに給与費明細書及び債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、済みません、ちょっと飛んでおりまして申しわけございません、予算書167ページをごらんください。介護保険特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,167万6,000円と定めるもの

でございます。歳入歳出予算の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど附属説明資料により御説明申し上げます。

続きまして、第2条でございますが、一時借入金の限度額のほうにつきましては5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、予算の流用を定めているものでございます。

濟いません、まことに失礼します。

それでは、予算書附属説明資料のほうをごらんください。

平成30年度の会計別予算額の比較表でございます。

一般会計と特別会計の総額につきましては、55億4,492万8,000円で、前年度と比べまして8,604万9,000円、1.5%の減でございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページでございますが、一般会計予算の款別内訳の歳入でございます。主なものを御説明させていただきます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し計上しております。

15款府支出金の増につきましては、民生費府負担金の増などが主な要因でございます。

17款寄附金の減は、ふるさと応援寄附金の減が要因でございます。

18款繰入金の増は、財政調整基金繰入金や教育施設整備基金繰入金の増が要因でございます。

続きまして、21款村債の増はESCO事業などの実施に伴います過疎対策事業債の増が要因でございます。

続きまして、4ページをお開きください。目的別の歳出予算でございます。主なものを御説明させていただきます。

2款総務費の増は、くすのきホールや保健センターなどのESCO事業や災害対策事業の増が主な要因でございます。

6款商工費の減につきましては、前年度に金剛山ロープウェイ専用水道改修工事に伴います金剛山観光事業特別会計への繰出金を行ったことによる減が要因となっております。

9款教育費の増につきましては、校務用OA機器の更新や中学校フェンス等設置事業、くすのきホールの駐車場整備事業などの増が主な要因でございます。

次に、5ページをごらんください。

歳入の自主財源と依存財源の内訳となっております。

款ごとの増減の要因につきましては、先ほどの説明と同様でございますので省略させていただきます。

右の６ページの棒グラフは平成２１年度からの推移となっております。

平成２７年度決算までは、村税の減によりまして自主財源が減少してまいりましたが、平成２８年度からはふるさと応援寄附金の増により自主財源が若干増加しております。

次に、７ページをごらんください。

一般会計予算の性質別内訳でございます。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費につきましては平成３０年度予算の３９．５％で普通建設事業費の増により投資的経費は１１．７％となっております。

次に、９ページをごらんください。

村税の状況でございます。

村民税の個人につきましては、生産年齢人口の減少によりまして２３０万円の減、法人は平成２９年度決算見込みによりまして１８７万３，０００万円の増、固定資産税につきましては評価がえによります家屋の評価額の減などにより７８０万円減で予算計上しております。

下段の棒グラフは村税の推移で、平成２１年度の決算からでは約１億３，０００万円の減少となっております。

次に、１０ページをごらんください。

地方交付税の状況でございます。

普通交付税、特別交付税及び地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債は、同額で予算計上をしております。

下段の棒グラフにつきましては、地方交付税の推移でございます。普通交付税につきましては、国勢調査の人口が減少すれば交付税も減少することになっておりますが、人口減少等特別対策事業という項目などにより、ここ近年は横ばい傾向でございます。

次に、１１ページをごらんください。

地方債の状況でございます。

本年度予算額６億１，０９４万９，０００円のうち、過疎対策事業債が３億８，２５０万円、大阪広域水道企業団との水道事業の統合による水道事業一般会計出資債が４，７４０万円、地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債が１億１，７００万円、平成２０年度の臨時財政対策債の借換債が６，０８４万９，０００円でございます。

下段の棒グラフにつきましては、地方債残高の推移でございます。平成２６年度から地方交付税の算入があります過疎対策事業債により増加のほうはしておりますが、過疎対策

事業債以外の地方債につきましては減少となっております。

次に、12ページをごらんください。

基金の繰入金の状況でございます。

本年度につきましては、財源不足額を財政調整基金から3億5,000万円、そして学校施設等の整備に宛てるため教育施設整備基金から3,015万円を繰り入れるものでございます。ふるさと応援基金繰入金は、平成28年10月から平成29年9月の実績額から返礼品や手数料などを除いた約37%の7,500万円を繰り入れるものでございます。

下段の棒グラフは、財政調整基金と減債基金、そして平成29年度から新たに創設した公共施設整備基金などの残高の推移でございます。

次に、13ページをごらんください。

平成26年4月より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金の増収分につきまして、その使途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てられるものとされております。平成30年度一般会計当初予算では、地方消費税交付金を1億円で計上しておりますので、1億円の17分の7に相当する4,117万6,000円が社会保障施策経費に充てる財源でございます。国から示されている例示をもとに、記載のとおり社会福祉関係経費、社会保険関係経費、保健衛生関係経費にそれぞれ充当しておるものでございます。

次の14ページ、15ページにつきましては、予算額から見た主な指標などを記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、16ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（事業勘定）でございます。

本年度予算額8億9,882万8,000円で、前年度と比べまして2億2,697万1,000円、20.1%の減でございます。歳入の減の主な要因は、国民健康保険の府下一元化に伴います国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の減などによるものでございます。歳出の減の主な要因は、歳入と同様に、国民健康保険の府下一元化に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金共同事業拠出金などの減などによるものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）でございます。

本年度予算額2,493万1,000円で、前年度と比べまして1,420万8,000円、36.3%の減でございます。歳入の減につきましては、一般会計繰入金によるも

ので、歳出の減につきましては、平成２９年度に医療機器の整備事業を行いましたので、その事業の完了によります減となっております。

続きまして、１８ページをごらんください。

介護保険特別会計予算でございます。

本年度予算額は６億７，１６７万６，０００円で、前年度と比べまして１億６，５３７万４，０００円、１９．８％の減でございます。歳入歳出とも平成３０年３月に見直しを行います老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の第７期に基づき、それぞれ歳入歳出のほうを計上しております。

続きまして、１９ページをごらんください。

１９ページは後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本年度予算額１億１，２５６万４，０００円で、前年度と比べまして８１１万９，０００円、７．８％の増でございます。歳入の増の要因につきましては、後期高齢者医療保険料などによるものでございます。歳出の増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金などによるものでございます。

続きまして、２０ページをごらんください。

下水道事業特別会計予算でございます。

本年度予算額２億４，０２３万４，０００円、前年度と比べまして２１１万７，０００円、０．９％の減でございます。歳入の減の主な要因は一般会計繰入金などで、歳出の減の主な要因は下水道費の下水道建設費などによるものでございます。

続きまして、２１ページをごらんください。

金剛山観光事業特別会計でございます。

本年度予算額７，０８１万１，０００円、前年度と比べまして７，６２２万７，０００円、５１．８％の減でございます。歳入の減の主な要因は、一般会計からの繰入金などによる減でございます。歳出の減につきましては、平成２９年度に専用水道改修工事を行いましたので、その事業が完了に伴います減となっております。

続きまして、２３ページをごらんください。

平成３０年度一般会計当初予算の主な施策概要の一覧表で、それぞれ担当課ごとにまとめて、事業名、予算額、内容のほうを掲載しております。常任委員会での予算審議の参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

なお、４０ページからにつきましては同様に、特別会計の予算の主な施策概要を記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上で概略説明とさせていただきます。説明の中で介護保険のほう飛びまして、非常

にわかりにくい説明となりましたことをおわび申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時15分より再開をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 再開

○田中議長 再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、平成30年度予算6議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いをいたします。

それでは、6議案に対する総括質疑に入ります。

山形議員。

○山形議員 議会会派平政会を代表して、総括質問を行います。

まず、平成30年度当初予算では一般会計予算が35億2,500万円で、過去10年で最大の規模である。村民を初め村のために新庁舎建設、ESCO事業による整備の最新や移住定住促進対策事業として住宅取得助成事業、新築住宅建設助成事業、また農の活性化プロジェクト事業など、積極的な事業展開が示されているが、少ない職員数や既存の事業がある中、行政の実力に不安があるのではないかと。今後も、各種事業を実施していく中で、住民の参画が今後より一層必要でないか、また新規事業を初めとして事業の広大化、また各分野にわたり計上されているが、村長は特にどの分野に重点を置かれているのか伺います。

次に、2点目として、村長を先頭に台湾での観光プロモーションの実施や、民間企業と連携し、こごせの里ツーリズムビューローを建設し、積極的に事業を推進しているが、以前計画があったビジターセンター構想など、観光産業、地域振興の分野においてソフト、ハードともに村としての受け入れ態勢ができているのか。そして、誇れる村づくりについては、村役場が村民へのサービス業であると思う。そこで、職員全員が住民サービスに徹する意識の向上はどのように行っているのか。

3点目として、空き家バンクについて移住体験ツアー委託など、委託することでどのような改善が見込まれているのか。

最後に、村民に自主的、主体的な村づくりの参画が求められているが、本村が自治体である以上、自主的かつ主体的に村づくりの参画は本村で生活する住民の責務である。しかしながら、本村を運営していく主体は村民ではなく、役場職員一人一人がまた村の大切な

担い手であり、参画も求められている。できる、できないを判断する基準にするのではなく、何をすべきなのかどうか判断する基準とする。たとえ実現が難しくとも、村のためにプラスになるのであれば、どうすれば実現できるかを考える。村の発展のためにどうすべきなのか、熱意と情熱を持って自主的、主体的に判断して行動していく。こうした姿勢がなければ、想像力、提案力、持続力も何もかも絵に描いた餅にしかならないと思います。

以上、4点について村長の考えを伺います。

以上、総括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 答弁いたします。

最初に、一般会計についてですが、予算額で35億2,500万円と過去10年間で最大規模となっております。事業実施に当たっては、重要政策会議などで各種事業の進捗管理を行ってまいります。重点事業に対しては、職員の重点配分も必要なため、国家公務員、地方公務員として5年以上の経験者を対象とした採用試験を実施し、即戦力となる職員を7月1日付で採用すべく募集する予定でございます。

また、業務における最大の貢献や業務に関しすぐれた改善、提案などを行った職員に対して表彰を行う制度を設け、職員の熱意、努力、やる気を引き出し、職場や職員の士気高揚や励みにつなげ、事業の実行力を高めてまいります。

また、村の活性化を図るには各地区住民の協力が必要であり、地域活性化事業助成や地区補助事業、自主防災組織育成事業など住民の皆さんがみずから地域のために活動する事業に助成を行い、住民参画に対し積極的な支援を行います。

また、平成30年度の予算については村の10年先、20年先を見据え、収入確保の観点から企業誘致の支援、子育て世代の転入の起爆剤となる新築住宅建設助成事業、住宅取得助成事業など、過疎からの脱却に向け効果の高い事業へ重点を置いています。

また、村道整備等の生活の基盤となる事業や、くすのきホール、保健センター等老朽化が進む公共施設には、民間活力を利用したESCO事業などを活用し、財政規律を堅持しながら予算配分を行いました。

次に、交流人口の増加策につきましては、第4次総合計画においても交流人口増加プロジェクトを重点実施として位置づけ、にぎわいと活力を創造するため、自然資源と歴史資源を観光資源として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を目指しているところでございます。交流人口の受け入れ態勢としましては、観光客に対するおもてなしの観点から、快適で利用しやすいトイレの設備に向け、道の駅トイレの改修に取り組みました。また、文化財所有者に対するトイレ整備費用の助成は、平成29年度に引き

続き、平成30年度も継続してまいります。その他、景観向上事業による西楽寺前や消防署横の空きスペースの整備、大阪府の助成事業を活用した楠木正成関連の歴史資源の案内板の更新をしています。近年では、観光情報をスマートフォン等の機器を使って調べるのが一般的になっていますので、W i - F i 環境の整備も重要と考えております。平成30年度税制改正で新たに創設された観光促進税の活用の有無を含め、今後検討してまいります。

また、長期の滞在に対する受け皿として、近年増加している農泊についても検討していきたいと考えています。

次に、誇れる村づくりについては、昨年は不適切な会計処理や事務処理など、たび重なる職員の不祥事で、住民の皆さんに多大な心配と御迷惑をおかけいたしました。このことは、私も含め全職員が真摯に受けとめ、役場の信頼を回復すべく努力しているところでございます。

このような状況の中、職員全員が住民サービスに徹する意識の向上のため、フロアマネジャーの設置や、役場の本庁1階の窓口をコンパクトにまとめるなど、窓口業務の改善を行いました。また、住民の皆さんの利便性の向上を図るため、来年度から役場内に簡易郵便局の開局ができるよう準備を進めております。職員には、常に住民の目線に立って、最新の住民ニーズを的確に捉え、住民のための行政を心がけるよう徹底した指導を行い、職員の資質向上を図り、住民の皆さんに満足していただける住民サービスを提供してまいりたいと考えております。

次に、空き家情報バンク制度の外部委託におけるメリットについて、本村では移住者の増加と空き家放置による倒壊危険家屋の発生防止の観点から、平成27年度より空き家情報バンク制度を運用しているところでございます。しかしながら、これまでまさに手探り状態で運営してきたところであり、また民間が保有する空き家情報との連携も現時点では困難であることから、本制度の運営を外部に委託することにより、より一層効果的な効率的な空き家情報バンクの運用を目指していくものでございます。また、空き家情報バンク制度の周知に伴い、物件の照会や登録希望者数の増加、契約に当たっての苦情対応など、予想以上の業務量が発生していることから、外部委託できるものは委託することで民間との適切な役割分担を行い、限られた役場職員の効率の向上を図るものでございます。

次に、自主的、主体的な村づくりへの参画は、議員御指摘のとおり、本村の村政運営には住民だけでなく、職員一人一人が自主的かつ主体的な参画が必要不可欠であると認識しております。

こうした中、職員の中には既に地元消防団への加入や地域活動団体に自主的に参画し、

生活活動を通じまして地域の活性化に貢献している者も多数いるところでございます。さらに、将来的には千早赤阪村消防団のサポーター的な組織を役場内に立ち上げ、勤務時間中という限られた時間帯ではありますが、地域の消防、防災活動に自主的に参画するといった仕組みの構築についても研究しているところでございます。また、平成30年度から役場前の府道を職員みずから定期的に清掃活動を行う大阪府のアドプト・ロード・プログラムに役場としても参加するほか、地域の公共交通をみずからの手で守っていく観点から、月1回ノーマイカーデーにおける公共交通機関を利用した通勤の実施などを予定しております。

このように、既に職員の自主的かつ主体的な地域貢献についての取り組みが実施されているところでございますが、役所といたしましても、今後こうした各施策等を通じ職員みずからが地域に貢献していく機運のさらなる醸成を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 続きまして、井上議員。

○井上議員 会派公明党として、総括質問を行います。

基本柱4として観光・産業・地域振興についてですが、本村では現在のところ、金剛山が観光資源の中心となっています。楠木正成の史跡等があり、大河ドラマに取り上げられたときは一時的に盛り上がりましたが、現在は衰えています。もう一度という声も上がっているようですが、いずれにせよ一過性のブームで終わらせぬように、継続性のある企画、開発でなければならないと思います。

外国人観光客のニーズも多様化して、最近の情報では、ありのままの田舎暮らしであったり、普通の生活や風景を体験することに人気があるようです。本村においても、いろいろなプロモーションやプロジェクトが進行していますが、今あるものをもう一度違った視点で見直すことも必要かと思います。林業、農業の現状を周知してもらい、魅力の発信にもつながると思いますが、いかがでしょうか。村長の考えを伺います。

以上、質問といたします。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 答弁いたします。

観光・産業・地域振興についてでございますが、日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、その目的は買い物や食事とあわせ自然体験も日本観光のニーズの一つとして上げられております。村の住民にとっては当たり前のことであっても、外国人や都市住民にとっては新鮮に映ることがあり、そういった視点で村の地域資源を再確認することも大切と考えております。

農業体験を通じ、村の魅力を体感してもらうという点で、農の活性化プロジェクトの一つとして実施する棚田オーナー制や大人の棚田塾を関係団体と連携して取り組んでまいります。また、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ農泊の情報収集を積極的に行い、住民との協働を通して農泊の実践を模索していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ありがとうございます。

続きまして、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。私は、平成30年度予算上程に当たり、村長の村政運営方針の所信について、また今後の村づくりなどについて質問をいたします。

初めに、村民の医療体制を守るためにお伺いいたします。

近畿大学の医学部附属病院の統合、再編に伴い、南河内医療圏域の2次、3次救急体制がどうなるのか、不安の声が上がっております。これまででも、南河内医療圏の旧市町村は不十分だと言われておりました。近畿大学医学部附属病院は、現行一般919床、精神など特例病床10床があり、千早赤阪村を含む南河内医療圏の唯一の3次救急体制対応の基幹病院として、地域の重要な医療施設としての役割を果たしてまいりました。

しかし、平成26年1月、近畿大学医学部附属病院は堺市泉ヶ丘駅前地域に移転するという報道をしたことによって、大阪狭山市からの移転は南河内医療圏域の医療機能はもとより、地域経済などに及ぼす影響とともに住民生活に不安と衝撃を与えました。その後、近畿大学、堺市、大阪府、大阪狭山市における調整会議などが行われ、2016年12月に大阪狭山市に新分院として300床規模の2次救急、小児科、産婦人科など、現状とほぼ同等の28診療科目を備える急性期機能の病院を残す予定であるという報告があり、当時は、不十分ではあるが地域の医療機関の充実などでカバーできるものと、この間落ちついてきました。ところが、昨年11月、近畿大学附属病院は突然これまでの再編計画を変更し、病院を一切残さず、全てを堺市に移転することを公表しました。この計画変更は、南河内医療圏域における3次救急や小児、周産期の高度専門医療にも大きな影響を及ぼすだけでなく、同病院は南河内医療圏域における唯一の災害拠点病院でもあり、地域に与える影響ははかり知れません。村民の暮らし、今後のまちづくりにも大きな影響が出てくるものと思われます。病院の統合、再編計画の変更はこれまで説明してきた内容をほごにするものであり、南河内医療圏域の各市町村との十分な調整を行わず、一方的に計画変更を表明する同大学の対応は、到底容認することはできません。

昨年１２月に千早赤阪村を含む７市町村で、大阪府に対し近畿大学に当初協議をしていた３００床を残し、現状と同様の医療機能を確保するよう要請することを求めています。近畿大学に対しても、同様の要望書を提出していますが、これには本村のみ名前を連ねておりません。なぜなのでしょう、理由をお聞きしたいと思います。その上で、もともと貧弱な南河内医療圏域の医療機能を初め、災害拠点や地域経済を守るために、大阪府に対して近畿大学が一昨年１２月公表した小児科、産婦人科など、現状と同等の診療科目を残す新分院を設置するよう、近畿大学に指導することを求めていると思います。そして、村として今後の救急医療体制を守るためにどう対処していくのか伺います。

次に、府立長野北高校の募集停止について伺います。

新政府のもとで、大阪府立長野北高の募集を停止する方針が出されました。大阪府教育委員会は、昨年９月の教育委員会会議で、３年連続定員割れとなった高校を再編整備の対象として長野北高の生徒募集については、今春を最後に２０２０年末で閉校することを明らかにしました。長野北高へは、村からの通学生徒もおり、今後対象となる子どもたちは、遠く離れた学校に通わざるを得なくなります。子どもの数が減少する中で、従前どおりの定員数では定員割れが起こるのは当然のことです。定員割れは、むしろつくられたものではないでしょうか。教育現場に競争原理を持ち込み、序列化して、その地域の子どもたちから学ぶ権利を奪うことになりかねません。どこに住んでいても、安心して通える高等学校が地域にあることが求められています。長野北高は、この千早赤阪村からも地域の学校として通ってきた子どもたちも多くいます。長野北高が存続できるように、大阪府に改めて求めていると思います。

次に、村長の退職金の見直しを求めます。

村長の退職金は、任期満了の４年ごとに支給されております。退職手当については条例で定められており、給料月額に在職月額を乗じた額に１００分の４０を乗じた額とあります。村長の給料月額は７５万円ですので、４年で１，４４０万円が退職金として支払われることになります。平成２８年度任期満了時の退職金は、当時退職金は減額するべきだという世論が高まる中で、減額されて八百数十万円が支払われたかと思います。これまで３期務められて、現在４期目ですので、この間３回の退職金が支払われております。退職時期により減額されているときもあったかもしれませんので、正確ではありませんが、条例どおりですと１２年間で約４，０００万円以上の支給があったことになります。しかし、減額などのこともありますので、３，０００万円以上支給されたことになるのではないかと想像しますが、違っていたらまた言ってください。

最近の厚生労働省の調べでは、一般企業に勤めている人が大学卒業後、定年退職まで約

38年、高校卒業の場合はもっと多いかと思いますが、こうした人たちが約40年前後勤続して、2,156万円という数字が出ております。退職一時金制度のみや、最近では退職年金制度併用など、支給体制が変わっていますが、退職金が年々減少されているのが実態です。自治体首長の退職金は余り明らかにされていませんが、一般の人と比べて高額だということははっきりとしています。低賃金で厳しい生活を送っている住民の感覚から、わずか4年で1,000万円の退職金をもらうというのは、一般の住民からかけ離れているのが実態ではないでしょうか。

河南町では、町長の退職金が大幅に削減されました。私は、河南町までともいきませんが、けれども、この際村長の退職金を見直すべきではないかと思っています。村長の所信をお伺いいたします。

次に、道の駅の売店施設の一時閉鎖について伺います。

道の駅の売店施設を3月25日をもって一時閉鎖するということの経緯については、地元出品者への周知もなく、突然のことで関係者から怒りの声が上がりました。私たち議員に対しても、1月28日、日曜日であるにもかかわらず、副村長みずから住民への広報についてという文書を副村長名で届けられました。それによりますと、道の駅については、これまでも何とかしなくてはといった多くの意見があり、検討課題として上げられており、改善に向けた協議が行われていること、昨年12月には、運営を委託している楠公史跡保存会に対して売店の一時閉鎖を伝えていたこと、3月広報で住民に知らせる予定であったが、急遽2月広報で知らせることにした、地元出品者への説明会を2月1日に行うことなどが列挙されておりました。2月広報に配布されたチラシには、問い合わせ先に担当課である観光産業振興課、加えて副村長名の名前も明記されておりました。住民の間からは、普通、村からのお知らせ、広報は担当課が普通やけれどもどうしたことか、これは何か特別な意味があるのではないかと、こんな声も住民の間からは聞かれました。

さて、地元出品者への説明もなく、2月広報を配布する直前にこうした文書が急ぎ私たちに届けられることになりましたが、その辺の経過がなぜなのか、改めてお聞きしたいと思います。売店利用者は、村外利用者も含めて、ジャガイモやタマネギなど保存できる野菜、また村内産の葉物野菜、弁当などもあって、日常的に私たち村民も利用しております。地元出品者にとっては一時閉鎖の話は全く知らされておらず、春野菜の作付準備も済んだやさきの報告で驚いているとのことでした。

これまで、道の駅を少しでもにぎわいの出るようにと協力していただいた人たちに対して、何の説明もなく進めてきたことは納得できない。このことも当然のことだと思います。彼らにとっては、村内の野菜を安く提供する活動、この活動が彼らの元気の源ともな

ってきました。このことは、元気の源だけではなく、さまざまなことに波及していたと思います。お医者さんにかかることも減っていったのではないかな。また、家の中で閉じこもりがちな高齢者が畑仕事をして元気になる。今回の村のやり方は、こうした人たちの元気も奪っていることになるのではないのでしょうか。

こうしたいろんなことがありましたけれども、2月1日の地元出品者の説明会では、いろいろ意見もはき出されましたけれども、4月には売店が再開できる方向で協議が進められるようになったようで、前に向いて進んだと聞いております。そうであるなら、なぜもっと以前に関係者への説明を、また協議をしてこなかったのかが問われます。最近の行政の進め方に疑問や不信を抱く声も聞かれる中で、今回の件は象徴的と思われます。事前に丁寧な説明を行い理解をしてもらった上で、計画するべきではなかったのでしょうか。

次に、台風21、22号による災害復旧について伺います。

台風発生以来、村職員挙げて関係機関とも協力のもと、災害復旧に取り組んでいただき、復旧作業も進んできたところでございます。私は、民有地被害に対する対応についても、12月議会で取り上げてきました。新年度予算には、土砂災害特別警戒区域内の家屋移転補助制度が設けられておりますが、今回の台風による被害が特別警戒区域に指定されていない場合はどうなるのかなど、民有地の被害に対する補助は明確ではありません。激甚災害指定を受けた今回の台風による全被災者を補助の対象とすべきではないでしょうか。

次に、地域公共交通について伺います。

これまで2回の実証運行を実施して、それらを踏まえ、新年度より高齢者や妊産婦へのタクシー運賃助成が設けられ、1つ前進いたしました。地域公共交通協議会において協議された上での実施と思いますが、過去に実施された実証運行、買い物施設、公共施設を結ぶ交通網が必要と思います。

平成26年7月1日に第1回の地域公共交通協議会が開催され、以降毎年4回程度の協議会が開催されてきましたが、平成29年度は、昨年12月15日の第1回協議会が開催されたのみとなっておりますが、この協議会では買い物施設や公共施設を結ぶ交通網の検討はなされたのか伺います。

最後に、地域おこし協力隊の活動について伺います。

1年間の活動実績で、空き家住宅の取り組みなど入居成立の成果が見られます。棚田の活動や千早地区でのトークショー、空き家を活用したカフェの開設など、交流人口の増加に向けた取り組みなども行われ、村の活性化、宣伝につながっているのではないかと思います。先ほどの田村議員からの研修報告にもありましたけれども、その地域に求められてい

ることは何か、またそうした人たちに行政としてあれをせえ、これをせえという強制をするのではなく、彼らのやることをサポートする、そういう立場が必要ではないでしょうか。大阪府下で初めての地域おこし協力隊ではありますが、村としては地域おこし協力隊の1年間の活動をどのように評価しているのかお伺いします。そして、彼らの任用期間は1年として、3年を限度として延長することができると定められておりますが、今後さらに活動してもらうことになるのかお伺いをいたします。

以上、総括質問とさせていただきます。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 ただいまいろいろと質問いただきましたが、まとめて答弁させていただきます。

まず最初に、近畿大学附属病院の統合、再編に伴う医療体制についてでございますが、昨年12月の大阪府南河内保健医療協議会において、近畿大学附属病院委員長より大阪狭山市の本院及び堺病院を閉鎖すること、また平成35年4月に堺市泉ヶ丘に800床の新病院を開院し、新病院1院に集中化すると移転、再編計画の変更案の報告がなされました。村としては、南河内医療圏における医療機能について、とりわけ3次救急、小児、周産期の高度専門医療の供給体制を南河内医療圏域内で維持することが必要と考え、昨年12月20日に南河内7市町村で大阪府に対し、病院転院に伴う地域の医療体制の確保を訴える要望書を提出いたしました。

その中では、同病院が担う南河内医療圏域での医療機能が失われることとなった場合、速やかに代替医療機関として大阪南医療センター及び大阪羽曳野医療センターを南河内医療圏の基幹病院とするとともに、失われる医療機能の設置及び拡充を図るよう要望いたしました。今後も、南河内医療圏域内における救急医療体制を初め、医療機能の確保について近隣市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、府立長野北高校につきましては、府立長野高校への機能統合に伴い、本年度入学希望募集を最後に、平成31年度より統合されることが大阪府教育委員会で決定されました。府立高校の再編対象となる条件については、大阪府立学校条例第2条第2項に入学を希望する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みが認められない者は再編整備の対象とすると規定されています。長野北高校の場合、7割以上の生徒が河内長野市内からの通学であり、河内長野市の人口減少率が高いことなどから、今後の改善が認められないとのことであります。今回の統合については、南河内教育長協議会代表により、昨年11月、大阪府教育委員会教育長に対し存続を求める要望を行っております。

次に、私の退職手当の見直しでございますが、特別職の給与に関する条例に規定されたとおり支給されているものでございます。

次に、道の駅売店の一時閉鎖につきましては、従前から道の駅売店は村内地産品が非常に少ない点や、近隣の道の駅施設と比較して何もないといった御意見がありました。本年度は、その改善に向けた検討を進めており、現在委託先である楠公史跡保存会とともに相談しておりましたが、平成29年12月末に新たに販売事業のノウハウを持つ業者に委託することや地産品販売の仕組みづくりなど、道の駅を再構築することが必要と判断し、楠公史跡保存会に契約の解除を申し出ました。出荷者の方々は、楠公史跡保存会の会員で、それまでは出荷者に直接説明することがなく、今回の一時閉店について猪突であると御批判をいただきました。説明が不足していた点については、真摯に受けとめております。なお、現在出荷者から強く要望のあった暫定的な地元産品の販売については、出荷者と協議し、その内容を検討しています。また、新たな道の駅設置の検討に当たっては、出荷者や住民を含め、広く意見を聞いてその具体化を図っていきたいと考えております。

次に、台風21、22号による災害復旧については、民有地の被害に対する補助が明確になっていないとの指摘でございますが、平成30年度より国の補助制度に基づき土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転、補強対策に対する助成制度を創設いたします。現在、村では家屋の全壊倒壊、浸水被害の大きさにより、最大10万円の見舞金を給付しておりますが、民有地は個人の財産であり、基本的には所有者の責任において復旧していただく必要があります。公平性の観点や将来の財政への影響等を考えると、これ以上行政が介入することは難しいと考えております。

次に、地域公共交通につきましては、平成27年度、平成28年度において地域公共交通の実証運行の結果等を踏まえ、平成30年度は高齢者、障害者、妊産婦、免許証返納者といった要支援者を対象にしたタクシー利用助成制度について、地域公共交通協議会において検討してきたところでございます。御指摘の買い物支援等につきましては、タクシー利用助成制度を通じて支援してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊につきましては、平成29年度から2名が着任し、空き家対策と棚田保全について活動していただいております。来年度についても引き続き活動していただく予定としております。地域おこし協力隊につきましては、制度上3年間を上限とされておりますが、協力隊卒業後も引き続き本村に定住していただけるよう、自立のための起業に向け、村のしても積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 ありがとうございます。

これにて6議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第21号から議案第26号につきましては、会議規則第38条第1項の規定によりそれぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦勞さまでございました。

午後1時58分 散会

平成30年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成30年3月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一
兼総務課参事

会計管理者兼
総 務 課 長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第 7号 千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について
(委員長報告)

日程第 2 議案第 8号 千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の制定について(委員長報
告)

日程第 3 議案第 9号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について(委
員長報告)

- 日程第 4 議案第 10 号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 11 号 千早赤阪村 B & G 海洋センター条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 12 号 千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 13 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 14 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 15 号 平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 15 号）について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 16 号 平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 17 号 平成 29 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 18 号 平成 29 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 19 号 平成 29 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 20 号 平成 29 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 21 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計予算について（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 22 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 23 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 24 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 25 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 26 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算

について（委員長報告）

- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 監査委員の選任について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 2 4 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 5 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 6 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第１回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第７号から日程第２０、議案第２６号までの２０議案につきましては、３月１日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

次に、議案第７号から議案第２０号までの１４議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第２１号から議案第２６号の６議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第７号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてから日程第１４、議案第２０号平成２９年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についての１０議案を一括議題といたします。

ここで、議事日程第７、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の改正については、行政からお手元に配りました修正案が提出されています。本修正案について、提出者の説明を求めます。

尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正案につきまして御説明を申し上げます。

さきの総務民生委員会において御審議いただきました議案第１３号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、委員会終了後に条文の記載誤りを確認いたしました。本修正案はこれを正すものでございます。たび重なる修正につきましておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、修正案について御説明させていただきます。

議案第13号千早赤阪村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。第2条第1項第6号ア中「法第38条第4項」を「令第38条第4項」に改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 ただいまの修正案を承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 本修正案のとおり承認いたします。

まず、議案第7号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定について、議案第8号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について、議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第14号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）の総務民生所管分について、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第17号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第18号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての10議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月1日本会議において付託を受けました議案10件の審査を行うため、3月5日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員の出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第7号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、平成29年度一般会計の基金は21億円とのこと。その見解はどの問いに、上限は考えていない。行財政改革で人件費等削減、また特別交付税を手厚くなり、人口減少はあるものの、普通交付税も横ばいで20億円ぐらいになってきた。地方の基金が多いとの指摘もある中、庁舎の建てかえ、くすのきホール、保健センターの大規模改修が今後出てくる見込みがあり、本年度5億円を積み立てるもの。村は、庁舎の建てかえを控えており、基金の確保は当然のことだと思うが、日常的な村民の暮らしに影響しないようお願いしたい。今ごろこの条例が出るのはどの問いに、使途を明確にするため、また庁

舎の実施設設計や本工事に充てるため、このタイミングのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 7 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 8 号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の施設の具体的な内容は村にはとの問いに、ケアプランを作成する施設、村では植田診療所のこごせ、東阪の春の家、森屋のゆうゆうケアプランセンター 3 カ所のこと。事務の負担は、財源はとの問いに、平成 26 年度からの制度で、もともと富田林の広域福祉課が事務を行っていた。事務は広域福祉課で行うもので、村の負担がふえるということはない。また、負担金として広域福祉課に財源を充てるのは以前と変わらない。第 3 条 2 項で、完結の日から 2 年間で 5 年間となっているのはどう変わるのかとの問いに、利用者の記録をより長く置いておけるようになったもので、よりサービスを的確にできるように定めるものということ。以上により、よい面は事務所の運営等、直接村が意見することができること、悪い面は事務所で不正請求等問題が起こった場合、指定権者の村が原因の追求や解決を行う義務が発生することでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 9 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 10 号千早赤阪村手数料条例の改正について審議の結果を報告いたします。

審議においては、現在業者から問い合わせは今のところない。村に、そのような業者はない。今後申請があった場合のため、法律の改正による条例の追加、具体的な施設とはとの問いに、汚染した壤土を処理する施設で、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設の 4 種類のこと。具体的な事務は広域で行っているため、村は受け付け事務。村の実績はとの問いに、今のところはない。村で砂利採取、採石法を考えている場所はとの問いに、実績はない。今後あれば、申請をもって審査をする。この事務については、平成 23 年度から 6 市町村の広域まちづくり課で事務処理を行っていることでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 10 号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 12 号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、例えば従来どおり大阪府から奈良県の施設に入られた 75 歳以上の方

の住所地特例があったが、後期高齢者医療保険がまたぐ場合、つまり75歳未満の国保住所地特例の方が75歳になったときは、奈良県の広域連合で被保険者になっていた。改正後は、国保の住所地特例を引き継ぎ、大阪での広域連合の被保険者になる。これまで該当者はいない。4月1日以降の該当者は1名と考えること。住所地特例の方が多い場合、大阪府の被保険者が多いということになり、それにかかわる給付が大阪府から支給されることになるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正について審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審査においては、介護保険料が引き下げられるのはどういう理由によるものかとの問いに、28年度から29年度にかけて認定者数が減少している。なかなか原因は見込みにくいですが、原課が想定しているので、想定を受けておられる方がお亡くなりになったケースが29年度が多く、介護保険に使われている方が減少しているとの分析でいる。

今回、全ての段階で保険料が引き下げられたが、村では多い段階は、基準額第5段階の想定人員は332名、第4段階で380人、第6段階で333人、第7段階で366、最高の12段階では20人、11段階では14人とのこと。合計所得の金額は国で示されている段階に基づき、金額を想定しているとのこと。

市町村の質問調査権とはとの問いに、介護保険者から利用者に対し、諸所の調査の権限とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第14号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、認定審査会の開催回数は年間50回、事務の場所を固定するほうが予算的にいいのでは、統一したほうがいいのではという話はないかとの問いに、1つの町村に固定すれば、その町村が負担が大きくなる。場所の問題もあるので、公平に2年ごとに輪番で当初より行うことが合意になった。今のところ、輪番にすることによって大きな問題が生じ運営に支障が出るとか、3町村の間で議論が出ているということはないとのことでした。

認定審査会の委員は医師、歯科医師、薬剤師、保健分野、福祉分野の方で構成している。審査の結果が不満な方は、不満への対処法はとの問いに、不服申し立て制度や区分変

更申請制度を活用されているとのこと。

2年ごとに審査委員もかわられるのかとの問いに、2年ごとをお願いしていることから、引き続きの方もおられるし、またたまたまかわられる方もあるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第14号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、新庁舎に関する予算の増減はとの問いに、当初予算審査会経費の三十数万円は執行済み、基本設計等委託料は補正で計上し、うち周囲の測量業務を完了しているが、基本設計は委託料、発掘事業委託料については来年度に繰り越す。早々に努めていきたいとのこと。

吉年老人憩いの家やバス方転地について、繰越明許をせざるを得ない理由はとの問いに、老人憩いの家については土地所有者から不服申し立てがあり、地図改正等作業を進めているところ。バス方転については、文化財の件で大阪府教育委員会と協議中とのこと。

企業誘致3,000万円の増減はとの問いに、1件当たり1,000万円、3件分予算措置し、企業誘致に尽力を尽くしてきたが、結果的に1,000万円のレベルでは来てももらえなかったこと。こちらからも積極的に足を運んで誘致を進めたところ、また数々なところに相談、質問があったが、結果として実を結ばなかったとのこと。

ふるさと応援寄附金の現状はとの問いに、昨年度から決算額で2億3,300万円、昨年現在の1億3,000万円で1億円の減収となっている。理由はとの問いに、モンベル返礼品が大半を占めていたので、モンベルがないことの影響が大きいとのこと。モンベルにかわるものはとの問いに、総務省の指針に合い、なおかつ魅力のあるものは難しいが、今後引き続き業者等を検討していきたいとのこと。法人税の増額の理由はとの問いに、当初予算を若干低い目で想定していたこと、また今年度については業績が好調な企業が多かったとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第16号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、実績見込みによるものであるとのこと、施設勘定の繰り入れの見通しはとの問いに、診療所の赤字補填分について今回300万円計上しているが、3月末の赤字額は300万円以上に見込まれている。今後、協会と協議していきたいとのこと。

指定管理者に対する機器の購入１，５００万円については、住民の方には便利になっている。また、疫病の早期発見に努めている。赤字についてはさらに膨らむ見通しの中で、国保の事業勘定また一般会計に大きく影響が出るものではないかとの問いに、公的医療機関で黒字になることは最初から見込んでいない中、村の健康課題について協会と検討し、民間では受け入れてもらえない困難事例等をバックアップしてもらいたいと考えている。また、協会、診療所、行政で村に合った取り組みを模索している。赤字だけ見るのではなく、協会を利用し、村全体の医療保険、行政全般を考えていきたいとのこと。

診療所の収支は、今後の対応はとの問いに、赤字分１，５００万円とのこと。今回３００万円を補填し、見込んでいる１，２００万円については、最終どうするかは当初協定している中で中身を鑑み、協会と相談し決定していきたいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１６号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１７号平成２９年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みを伴うものとのことでした。最終的に積立金の見込みはとの問いに、９，０００万円から９，５００万円を見込んでいるとのこと。保険料の収納率は、特別徴収はほぼ１００％、普通徴収は９９．７％とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１７号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の補正は実績見込みを伴うものとのことでした。保険料の収納率は２７年度、２８年度１００％とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第１８号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第８６号職員の育児休業等に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

なお、委員会審査における詳細な内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 委員長報告の中でお尋ねしたいんですが、議案第１５号千早赤阪村一般会計補正予算についてですけれども、審査の結果、全員異議なく本会議において可決すべきものと決しましたと報告されたと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

○田中議長 山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 はい、間違いないと思いますけど。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私この予算のときに、異議ありということで発言したんですけれども、賛成多数で可決されたというふうに報告していただくべきものだと思うんですが。

○田中議長 私から言います。

賛成多数ということでございます。

○関口議員 委員長報告は、賛成多数ということで変更していただけるということでよろしいですねんね。

○田中議長 はい、結構です。

○山形総務民生常任委員長 こちらの誤りがあったと思いますので、そういう形で訂正させていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第９号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、議案第１１号千早赤阪村Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の改正について、議案第１５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１５号）文教建設所管分について、議案第１９号平成２９年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、議案第２０号平成２９年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第１号）についての５議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る３月１日の本会議において付託を受けました議案５件の審査を行うため、３月６日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第９号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、実行組合長報酬の近隣の状況は、業務の依頼は今後あるのか、費用弁

償はとの問いに、経営所得安定対策における営農計画書の配布に対する報酬は継続する。南河内大半で報償の形、現行報酬は村では1人1万2,000円、富田林市、羽曳野市、河内長野市で5,000円から7,000円、また別途営農計画書の配布枚数掛ける200円などで支払いをされているということです。

実行組合長の意見はとの問いに、昨年、年度当初の会議で検討中であることは説明したが、特に意見はなかった。当初予算が固まった時点で業務内容の精査の結果と会長には説明した。人数は19名、事務局は農協で各地区から選出された方の名簿をいただいているとのことでございました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第9号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の改正は公平性を保つ料金徴収と考えているとのこと。共有スペースについては免除と考えている。線引きを現場で周知願いたいとお願いいたしました。何人ぐらい見込まれているのかとの問いに、アリーナについては約100人、約3万円程度の使用料のアップと考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、繰越明許費の河川災害復旧事業の場所は中津原川の災害場所、地方債1,800万円の景観向上整備事業は消防分署横、棚田等の観光客が駐車できる6台ぐらいの駐車スペース、自転車等で来村される方の駐車スペースとあずまの休憩スペースを設置する。

文化財保護費の土地借り上げ料35万円の減は、上赤阪城址土地所有者と協議を進めてきた中で、30万円の賃借料で協議が調ったことによるもの。文化遺産観光リフレッシュ事業の減1,000万円はとの問いに、500万円2件分を予定していたが、補助の応募がなかったとのこと。地区の人から要望があり、数カ所分の予算を受け、教育委員会からも働きかけをしたが、他の箇所を優先したいとの話があり、今年度は見送ったとのことでした。観光客にとって、村のイメージが悪くなるのではとの問いに、引き続き努力したいとのこと。

英語検定の受検者数は、合格率はとの問いに、中学生全学年で110名、結果はまだ出

ていない。英検以外の受験の補助は考えていないのかとの問いに、英語を考えるこごせつ子を育てるという狙いに沿って取り組んでいるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、審査の結果を報告いたします。

個人マンホールポンプとは、工事費が100%残った理由はといった問いに、家が本管より低い場合、個人の家にポンプを据えて一旦汚水をため、たまった時点で本管にくみ上げるシステムとのこと。3年以内に下水道につないでくださいとお願いしているが、ポンプの設置が必要な家の接続がなかったためとのことでした。

下水道施設の長寿命化工事費についても、50%残っている理由は、5カ年計画の最終年度で交換予定には達しているが、落札減とのこと。受益者負担が昨年度に比べ3分の2程度減った理由は、当初予算は前年度に納めていただいている土地の平均面積、29年度の対象物件数を掛けている。実際の対象面積が下がれば負担金も下がるとのこと。

下水道の普及率と未接続件数と、その対応についての質問がありました。28年度末75.7%、250件程度、村では毎年水洗化の促進を広報紙で2回、工事時点で水洗化を促す説明をしている。今後の対応については検討しているところ。未接続の住民の意向調査のため、アンケートなども実施していきたいとのこと。合併浄化槽の浄化槽区域の水洗化率は39%程度。村が補助している基数は142件ということでした。合併浄化槽の区域は、全村のうち下水道の区域外、千早地区の全域、上東阪地区の全域、小吹地区の小吹台に隣接する地区以外、中津原地区半分以上、その他の地区はほぼ下水道の地区で、ほか下水道の区域内でも下水道の整備が非常におくれている地区については、補助の対象となっているということでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第19号は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

維持補修工事費108万円についての問いに、ロープウェイ専用水道改修工事において、浄水施設までの配水管の経年劣化によるふぐあいに伴う補修工事とのことでした。

ことしの金剛山ロープウェイ香楠荘の利用状況については、前年よりたくさん来ていただいたとのこと。PRについては、今後とも利用者の増を目指して検討していきたいとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

ただいま議案第15号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）の総務民生所管分についての関口議員より反対をしたというふうにおっしゃいましたけど、これは今本人からの訂正がございまして、反対はしてないということが決定いたしましたのでお知らせいたします。報告をいたします。

いいですか、関口議員。

○関口議員 はい、失礼しました。

○田中議長 これより議案第7号千早赤阪村公共施設等整備基金条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号千早赤阪村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号千早赤阪村B&G海洋センター条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１４号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１５号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１６号平成２９年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号平成２９年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１８号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号平成２９年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（第1号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第15、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算についてから日程第20、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての6議案を一括議題といたします。

まず、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算の総務民生所管分について、議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、議案第24号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算についての4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る３月１日の本会議において付託を受けました平成３０年度予算４議案の審査を行うため、３月７日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名出席のもと開催をいたしました。

初めに、議案第２１号平成３０年度千早赤阪村一般会計予算についての審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務費、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査を行いました。このような経緯を経て、議案第２１号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、賛成多数となり、議案第２１号の総務民生所管分については、本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２２号平成３０年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

事業勘定、直営診療所、施設勘定の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２２号の質疑を終結した後、採決を行いました。

採決の結果、賛成多数となり、議案第２２号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２３号平成３０年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２３号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、賛成多数となり、議案第２３号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第２４号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。このような経過を経て、議案第２４号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第２４号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算の文教建設所管分について、議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についての3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る3月1日の本会議において付託を受けました平成30年度予算3議案の審査を行うため、3月8日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、観光産業振興課、施設整備課の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第21号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第21号についての文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第25号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第25号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、議案第26号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第26号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

もう一度言います。討論される方ありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第21号議案平成30年度千早赤阪村一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

村長の所信表明は、厳しい財政状況であるとの認識のもと、選択と集中による限られた財源の有効活用の中で、村民の声を反映できるよう強い決意で予算編成に臨んだ。その結果、対前年度比12.5%の35億2,588万4,000円で過去10年間で最も規模の大きい予算となったと表明しています。新年度予算では、役場内に簡易郵便局を設置することや崖地近接等危険家屋住宅移転助成事業、また移住・定住促進対策事業の拡充、土砂災害警戒区域内の住宅に対し補強の一部の助成など、暮らしや防災、定住促進の新規事業が盛り込まれ、評価すべきものもあります。また、役場フロアの変更や役場来庁者への窓口案内なども行い、わかりやすい役場にするために努力もされているところです。

一方、職員数は一般職77名という少ない職員数の中で、住民福祉、保健、介護、観光、土木、教育など、全ての分野にまたがる業務を担っております。長年職員採用がほとんど行われていない中、平成23年度以降、毎年3名から五、六名程度の職員が採用されるようになりました。平成29年4月現在、勤続7年未満の職員が30名となり、全体の39%を占めています。このような職員構成の中でも、職員の仕事ぶりに住民から、よくやってくれているといった声も聞かれるようになりました。これは課長以下、一生懸命努力していただいている結果だと感じております。

しかし、残念なことにこの1年の間、不適正会計処理や書類の紛失などが発覚し、職員の処分も行われました。そしてこの間、職員のキャリアアッププランにより、全職員対象にさまざまな職員研修が行われています。きょうの議会にも新しい職員さんも参加していただいているとお聞きしております。

事務事業の研修や法律研修、コンプライアンス研修など、職員のスキルアップ、住民サ

ービス向上につながるものもあり、職員が積極的に、意欲的に参加している内容もあり、仕事に自信を持って天職のように仕事をこなしている姿も見られます。しかし、中には災害時の救援救助活動に対する心構え、困難に打ちかつ粘り強い精神力の養成などを目的に、1泊2日の自衛隊派遣研修まで含まれていました。なぜ自衛隊なのか、消防署などもあるのにといった疑問も持ちます。研修が日常業務への負担になっているのではないかと懸念もいたします。職員の負担にならないことを心から願うものです。

さて、私は村長の退職金についても触れました。退職金は、3期12年の間に3,490万円支給されました。低賃金で厳しい生活をしている一般の住民とかけ離れている額ではないでしょうか。河南町では、ことし1月8割削減が実施されました。そこまでとはいかなくても、退職金の削減をと求めましたが、見直すことに言及されませんでした。職員には、スキルアップやスピード感を求め、職員への減給処分を実施したにもかかわらず、最高責任者である村長の処分は行われておりません。このような村長の日ごろの政治姿勢を批判し、反対討論といたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田村議員。

○田村議員 議案第21号平成30年度千早赤阪村一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年度千早赤阪村一般会計予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。本村は、平成26年過疎地域として公示され、自立促進のために過疎地域自立促進計画を策定し、そのほか各種施策を進め、第4次総合計画の実現を目指しております。

一方、国におきましては人口減少と将来展望を踏まえた上で、地域の実情に合った地方創生のための総合戦略の取り組みを強力に推進しております。

このような現状と社会情勢の中、本村予算につきましては第4次総合計画を基本に、村の自立促進と地方創生を目指し、安全・安心で元気な村づくりに重点を置いた各種福祉、保健施策の充実や防災対策、生活環境の整備、教育環境の充実、整備、交通安全施設の整備、企業誘致施策の推進、また農林業の振興や観光施策などについて、国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少の経費で最大の効果を上げるべく予算計上をされており、一定の評価をいたすものでございます。

私といたしましても、今後も引き続き住民ニーズを的確に把握し、住民目線で事業を行うのはもちろんのこと、今後予定しております役場新庁舎の建設には多額の経費を要することから、財政健全化に配慮し、安定した行財政運営に努められることを要望し、賛成討



論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第22号議案平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成30年度より、国保の運営が市町村から都道府県に移行されます。被保険者の多くが低所得者である中、国保料が高いという構造問題が解決されない中、国保料の統一化と負担増の心配がありました。市町村や医療関係者などからさまざまな意見、要望が出され、激変緩和措置がとられることで国保料の統一化は先送りされ、平成30年度の村保険料は据え置かれることになりました。しかし、村では平成29年度に1人当たり平均2万円の引き上げが実施されたことで、据え置かれたとはいえ、高い保険料というのが実感です。保険料の引き上げは行わないことを求めます。

また、今後保険料の統一を行わないよう、関係機関への働きかけを求めます。国保診療所の運営について、平成29年度より地域医療振興協会に指定管理が変更され、委託料として1,700万円と当初の助成金1,500万円が交付されました。その後も、今議会で300万円の補填が行われました。そのときの質疑では、29年度の最終赤字は1,500万円ぐらいになる見込みで、赤字の差額1,200万円については、今後協会側と協議するとのことでした。平成29年度の施設勘定は5,000万円を超える決算となる見込みと思われます。

こうしたことから、平成30年度は医師の異動など、改善に向け取り組みが行われますが、30年度当初予算で2,453万3,000円が計上されました。28年度までのやすらぎ会での委託の場合の施設勘定予算は1,227万円、これと比べましても約2倍の

予算に膨れ上がります。村立診療所は、村民の命と健康を守る立場から必要な予算ではありますが、そのことが村民の負担、保険料の引き上げになってはなりません。今後、経営改善と病気予防や健康管理のための取り組みが必要です。そのための努力を要望し、反対討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

井上議員。

○井上議員 議案第22号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

事業勘定では、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正により、平成30年度から大阪府が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体となることから統一保険料とする中、被保険者の負担軽減のため、村財政調整基金を運用し、医療分保険料を据え置かれています。また、レセプト点検により医療費の適正化を図り、人間ドック、特定健康診査、若年健診等により疾病予防に努められています。

次に、診療施設勘定では昨年4月より地域医療振興協会を新たな指定管理者とし、千早赤阪村国民健康保険診療所及び千早診療所の運営を委託し、身近な公的医療機関として一般診療や訪問診療など、地域医療の充実、予防接種事業など、公衆衛生の向上及び住民の健康保持、増進に努められています。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第23号議案平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成30年度は、3年に1度の事業計画見直しを行い、第7期の初年度の年となります。第1号被保険者の保険料が第6期より引き下げられ、基準額第5段階で月額6,232円から5,817円に引き下げられることになります。保険料の引き下げについては、被保険者の軽減に努められ評価するところであります。これまでの経過を見ますと、第6期の保険料は府下41団体中3番目に高い保険料で、非常に高く見積もられておりました。また、介護認定者数の推移を見ますと、平成29年度は減少しており、施設利用者も減少しています。今後、介護サービスや施設利用者の増減により、保険料算定に影響が出てまいります。30年度は、国の診療報酬と介護報酬の改定が同時に行われる年となりました。そのため、診療報酬の改定に連動して、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ押し流す仕組みが盛り込まれ、介護サービスの利用抑制につながりかねないという声が多く出ています。

また、ことし8月からサービス利用者の利用料2割負担者のうち、現役並み所得の利用者が3割負担に引き上げられ、村でも影響が出てまいります。高齢になってやむなく介護が必要となった場合、家族のみに負担が重くのしかかっていたものが、介護保険制度の導入によって救われたというところもあります。しかし、介護保険制度のたび重なる改定によって、必要な介護が受けられるのか、こうした心配が出ています。村では、介護予防や健康づくりのための事業を行っていますが、引き続き進めていただくこと、そして保険料抑制のために一般会計からの繰り入れについても検討していただくことを要望して討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

千福議員。

○千福議員 議案第23号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

介護保険制度は、平成30年度から第7期計画がスタートします。この第7期計画のもとに計上された予算は、高齢化が進展する中、要介護状態の維持改善を目的として、本人の意欲や能力を引き出すために、介護予防に重点を置いた内容や地域における総合的な相談窓口機能や予防マネジメントなど、包括的、継続的に担う地域包括支援センターの運営経費など、介護保険事業に欠かせないものであり、第6期計画の内容を精査し、第7期計画作成に当たっては地域包括ケアのさらなる進化を目標とし、要支援者、要介護者への給付費を計上するなど、村の介護保険運営に必要な予算であり、高齢福祉の増進に必要と考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第27号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第27号は、監査委員の選任についてでございます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員の定数につきましては、平成29年第4回の12月定例会で千早赤阪村監査委員条例の改正を行い、監査委員の定数を2人から3人に増員したことから、今回新たに藤進氏に監査委員をお願いするものでございます。

藤進氏は、昭和22年生まれ、河内長野市在住で、昭和44年関西大学経済学部を卒業後、河内長野市役所に奉職され、財政課長、環境経済部長、総務部長、企画総務部長など要職を務め、平成12年10月に河内長野市副市長に選任され、8年間副市長として市政運営にかかわられました。副市長退任後も、平成22年10月から平成26年3月までは南河内3市2町1村の共同処理準備室長や、南河内の広域連携研究会事務局長を歴任され、6市町村の調整役として南河内地域の発展に寄与されました。今後は、地方自治法に定める行政事務の執行等に関する監査を定期的に行うため、市町村の行政実務の経験が豊富で精通した監査委員を新たに選任する必要があります。

このようなことから、私といたしましては市町村の行政実務の経験が豊富で精通した藤進氏が監査委員として最適任者であると考え任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案

の理由並びに説明といたします。

なお、御承認いただければ、任期は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第27号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

しばらくお待ち願います。

ただいま監査委員として議会で同意されました藤進氏にお越しいただきました。

それでは、一言御挨拶をお願いいたします。

○藤進氏 失礼いたします。

私は、ただいま監査委員として御承認を賜りました藤進でございます。よろしくお願いいたします。議会運営の貴重なお時間をおかりいたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいまは私の監査委員としての同意を、議員皆様方の温かい御同意を賜りましたことに感謝申し上げ、改めて心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。もとより私

は浅学非才の身ではございますが、これまで積み重ねてきました行政経験を生かしまして、監査委員としての使命を果たすべく、一生懸命に取り組んでまいり所存でございます。

これからも、議員先生方の御指導、御鞭撻を賜らんことを切にお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○田中議長 どうもありがとうございました。御退場をお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２２、議案第２８号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２８号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。委員の定数は３名で、任期は３年でございます。東條裕樹委員に引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

東條裕樹氏は、現在アパート経営をされており、また地域の実情にも非常に詳しく、人柄も温厚で人格高潔なお方でございます。私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員に最適任であると考えますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、同意いただければ、任期は平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第２８号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第２８号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第２８号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第２８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２３、議案第２９号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２９号は、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等が変更されることに伴い条例の整備を行うための改正でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第２９号千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

この条例改正の主な内容は、一般被保険者に係る医療、後期支援金、介護納付金賦課総額及び保険料率の改正、基礎賦課限度額の改正、介護納付金賦課額の改正、保険料の減額の改正等でございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表１ページの目次第１章から第２条の２、協議会の委員の定数までは国民健康保険法施行令の改正による文言の追加や条ずれ等でございますので、説明は省略させていただきます。

第11条の2、保険料の賦課額は現在、医療分では国民健康保険に要する費用、支援金分では後期高齢者支援金の納付に要する費用、介護分では介護納付金に要する費用と規定していますが、平成30年度より大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますので、村は大阪府に各事業費納付金を支払うこととなりますので、これに伴う改正でございます。

2ページをお願いします。

第11条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額は現在、市町村が独自で保険給付や保健事業などを見込み、賦課額を算定していますが、前条と同様、平成30年度より大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となりますので、新たな仕組みにより賦課総額を算定するものでございます。

3ページ、ア、療養の給付に要する費用や、イ、国民健康保険事業納付金などの見込み額から、4ページ下段ア、イの国や府の補助金、5ページ、ウ、国民健康保険保険給付費等交付金などの見込み額を控除した額を基準として算定した額とするものでございます。

第15条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、現在、村は国民健康保険法施行令の金額にあわせた保険料率としておりますが、大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ料率を改正するものでございます。

第1号所得割は、基礎賦課総額の100分の50で、改正はございません。

第2号均等割は100分の35から100分の30に改正し、6ページ、第3号平等割は100分の15から100分の20に改正するものでございます。これは、応益割の負担割合を変更することで多子世帯に配慮するものでございます。

第3号のイ、ウにつきましては、文言の変更で軽減率などに変更はございません。

第15条の6、基礎賦課限度額は、国民健康保険法施行令の改正によるもので、医療分保険料の賦課限度額を54万円から4万円引き上げ58万円とし、中間所得層の保険料軽減を図るものでございます。

7ページをお願いします。

第15条6の2、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額は、第11条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額と同様の改正で、平成30年度から大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、新たな仕組みにより後期高齢者支援金の賦課総額を算定した額とするものでございます。

8ページをお願いします。

第15条の6の6、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の保険料率は、第15条一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料と同様の改正で、大阪府が示す市町村標準

保険料率にあわせて保険料を改正するものでございます。

第15条の7、介護納付金賦課総額は、第11条の3、一般被保険者に係る賦課総額と同様の改正で、平成30年度から大阪府が国民健康保険の財政運営責任主体となり、新たな仕組みにより介護納付金の賦課総額を算定した額とするものでございます。

9ページをお願いします。

第15条の8、介護納付金賦課額は大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ改正するもので、平等割を廃止し、単身世帯の保険料軽減を図るものでございます。

第15条の11、介護納付金賦課総額の保険料率は、第15条一般被保険者に係る基礎賦課総額の保険料率と同様の改正で、大阪府が示す市町村標準保険料率にあわせ改正するものでございます。

第1号所得割は、賦課総額の100分の50で改正はございません。

10ページ、第2号均等割は100分の35から100分の50に改正し、第3号平等割は廃止するものでございます。

第22条は、保険料の軽減でございます。

第2号は、保険料の5割軽減判定金額の改正で、判定に用いる被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に改正することにより所得制限を引き上げ、対象世帯の拡充を行うものでございます。

第3号についても同様、保険料の2割軽減の判定所得金額について、被保険者に乗ずる金額を49万円から50万円に改正することにより、対象世帯の拡充を行うものでございます。

11ページをお願いします。

第3項は、後期高齢者支援金保険料、第4項は介護納付金保険料で、医療分保険料の限度額の改正に伴う文言の変更で、保険料の減額に影響するものではございません。

施行日については、平成30年4月1日から施行するもので、経過措置として条例第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

12ページをお願いします。

前項の規定にかかわらず、当分の間、年度分に係る改正後の保険料率は、国及び府の激変緩和措置対象交付金及び繰入基金を財源に充て、市町村標準保険料率から賦課総額に充当した金額に相当する率及び額をおのおの控除した額とするものでございます。

以上、本条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 30年度からの広域化に伴って、国保料の激変緩和措置が6年間とられることとなりますけれども、その後についてはどういう予定になるのか教えてください。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 平成30年度の保険料につきましては、さきの委員会で承認いただきましたとおり、一般分の医療分につきましては平成29年度と同額、据え置きということにさせていただいております。以降の保険料については、6年間激変緩和措置期間がありますので、村の財政調整基金、その辺を勘案しまして設定していきたいと思います。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 激変緩和措置の6年間というのが非常に影響するわけで、うちの村の場合は附則に当分の間の年度というふうに書いておりますので、6年間に絞られるのか、それ以降も被保険者の保険料軽減のために努力していただけるのかなという期待も持てるわけなんです。その辺については、どういうふうに判断をしていいのか、激変緩和措置のある間なのか、それともそれ以降も軽減のために努力していただけるのか、その辺わかれれば御答弁いただきたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 大阪府は、現在6年間の激変緩和措置期間を設けるということでされております。それで、6年後には統一保険料ということをおっしゃっておられますので、村も6年後の統一保険料にあわせ設定していくということでただいま考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 大阪府下の市町村、全国でもですけれども、統一保険料にすること自体が被保険者の負担につながるということで、それとあわせて、うちの村は法定外繰り入れはやっておりませんけれども、全国的には法定外繰り入れを行って保険料の軽減に努めてるわけ。そうしたこともやれなくなるということで、この統一化がいろいろ問題があり、その後、激変緩和措置で6年間は様子を見ようという措置だと思うんですけれども、ぜひ統一保険料にならないように要望していただきたいと思うわけです。

それから、賦課限度額が54万円から58万円に引き上げられることになりまして、4万円の引き上げ、中間所得層の負担軽減のためだというふうに言われておりますが、実際には本当にそうなるのか。村で58万円に引き上げられる人がどれぐらいいてはるのか。そのことによって、本当に中間所得層の軽減につながってるのかというのは、非常に曖昧

というか、はっきりせえへんところなんですよね。その辺が私たちにわかるように教えていただきたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 保険料の限度額を上げるというところですけども、今現在54万円から58万円に引き上げするというところで4万円上がります。今現在、村で9世帯の方が限度額に達しておられる世帯がございます。それで、58万円に引き上げますと8世帯の方になります。それで、今議員おっしゃっていただいたように、限度額を上げると中間所得層の方に配慮したというところを細かく説明していただきたいということでございますけども、保険料総額というのが予算時に計算するわけでございます。それで、7月に本算定ということで料率を決めさせていただきます。そのときに、限度額の世帯が多ければ多いほど、たくさんの保険料を払っていただくということになりますので、限度額が高ければ高いほど所得の高い人がたくさんの保険料を払うというふうになりますので、中間所得層の方が保険料が安くなるというふうな仕組みでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 58万円に引き上げられる世帯が8世帯ということ。

わかりませんが、このことで市は32万円、入りとしてはふえるわけですから、その分が中間所得層の軽減につながるということでありますので、実際本当にそうなるのか。本来ならば、国庫支出金がどんどんどんどんこの間削られてきましたけれども、そこを以前のように復活すれば、こうした負担にならないと私は思いますが、それは私の意見として言っておきたいと思います。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第２９号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 条例改正について意見を言います。

今回の条例改正は、国保運営の広域化に伴う国民健康保険法の改正に伴うものも含まれております。本村のように小さい自治体にとっては、国保財政の運営は大変厳しく、国保の広域化の全てを否定できない側面もあります。しかし、国保会計への国庫支出金の割合は１９８０年代の５０％から２０１５年では２５％にまで引き下げられました。こうしたことで、全国の国保会計が厳しい状況に置かれ、国保料の引き上げや広域化へとつながりました。

今回の改正で、中間所得層の負担軽減を理由に、賦課限度額を５４万円から５８万円、４万円引き上げられることは全体の負担増となり、疑問が残ります。村保険料については、保険料統一に従わず、２９年度の保険料を据え置くとされました。これは６年間の激変緩和措置があることなどで据え置かれておりますが、今後激変緩和措置が中止されると、保険料の統一化、引き上げが心配されます。国に対しては、国保会計への国庫支出金の増額を求めていると、国保料の統一を行わないよう求めて意見いたします。

○田中議長 これより議案第２９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第２４、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第25、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩に入ります。

13時00分より再開をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 午前中に引き続きまして、議事日程第26、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目に、学校での心肺蘇生教育の普及推進等についてお伺いします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野で

は、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこでお伺いしますが、本村においても児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及、推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。本村の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みを含め御答弁願います。

2番目に、設備投資に係る新たな固定資産税特例についてお伺いします。

本通常国会に提出される生産性向上特別措置法案において、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資が支援されます。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例が講じられることになりました。これは、市町村の判断で新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになるというものです。その中で、物づくりサービス補助金の運用を開始するに当たり、当該特例措置の対象となる事業者等について、1つ、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、2つ、申請書類の中で、事業者が計画策定の意味を表明していること、その計画が市町村計画に適合することが見込まれることが優先採択において加味されます。今回、村内にも補助金を活用したい企業もおられることから、ぜひ本村においても計画策定、特例率等の実施を願いたいと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項、1番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 学校での心肺蘇生教育の普及、推進等についてお答えいたします。

心肺蘇生を含め、学校において児童・生徒が安全に学習できる学校環境の構築は非常に重要であると考えております。議員御質問の自動体外式除細動器、AEDにつきましては村内全ての学校園に設置しております。AEDにつきましては、耐用年数があることから、平成27年度にはこれらの全ての機器の入れかえを終えております。児童・生徒に対

する心肺蘇生教育でございますが、小学校では５年生、６年生、中学校では２年生を対象として心肺蘇生法の実技講習を含む救命救急学習を富田林消防本部の協力のもと実施いたしております。また、学校における突然死ゼロに向け、緊急事態への教職員の対応能力を高めるため、教職員を対象としたＡＥＤ講習を実施しており、ＰＴＡとも連携し、保護者の参加も呼びかけております。

今後におきましては、安全な学校環境の構築を目指し、富田林消防本部など関係機関と連携し、講習など実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 今御答弁いただきました小学校、中学校で実施されているということなのですが、その時間、どれぐらいの時間をされているかというのと、あと大まかで結構です、内容を教えていただきたいと思います。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 ＡＥＤの講習、心肺蘇生教育の部分の時間数でございますけれども、いわゆる授業１時間を利用してさせていただいております。中学校では、２年生を対象なんですけれども、人形や簡易の模擬のＡＥＤを使った実技の練習、これにつきましては２年生全員が体験できるように行っております。

小学校でございますけれども、小学校におきましては、ＡＥＤにつきましては使用の様子を参観するというふうな形で、必要な場合によったらＡＥＤを備えつけの場所から現場まで持ってくる。ＡＥＤにつきましては、持ち出すときにあけますと、非常に大きな音が鳴ります。そういうふうな音が鳴っても気にせずちゃんと持ち出して、現場まで運ぶといったような訓練をしております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 中学校では全員がされるということで、小学校ではちょっと全員にはされていないということなんですけど、私も使用された方、経験された方にお話を聞いたんですけど、なかなかケースから出すのが出せないと。その場、緊張して。そういう状況もあると思われますので、できれば全員が体験できたらいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○田中議長 赤阪教育課長。



○赤阪教育課長 より実践に近い形で、生徒らが体験できるようになればなどは考えております。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 そういう形で、できれば全員が、なおかつ、できれば実際に即した、例えば何回心臓を圧迫して行うとか、そういうことまでしていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 設備投資に係る新たな固定資産税特例について御答弁申し上げます。

物づくりサービス補助金は、中小企業の生産性の大幅な向上を図るための設備投資を支援するものです。本事業の優先採択においては、市町村が固定資産税の特例率をゼロとする意向を示していることと、事業者が市町村計画に適合する計画を策定することが加味されることとされております。

市町村が作成する導入促進基本計画については、２月９日に閣議決定された革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法案が成立した後、国から示される導入促進指針に基づき、国に協議、同意の上策定されるスキームが予定されています。村としては、高齢化に備え、法人関係税をふやしていく必要があることから、法案の動向に注意しつつ、その内容について検討を進めてまいります。また、固定資産税の特例率については、市町村の条例で割合を定めることになっております。村としましては、事業の優先採択になるようゼロとしていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

今の中であつた、市町村が策定する導入促進基本計画とはどのような内容か教えてください。よろしくお願いします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 御質問の市町村が策定する導入促進計画につきましては、国の策定する導入促進指針に基づいて策定するものでございます。現在、国の説明資料で示されている導入促進基本計画の内容は、先端設備等の導入促進の目標、先端設備等の種類、先端設備等の導入促進の内容に関する事項、計画期間などでございます。今後、法案

の動向を見ながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○井上議員 要望をお願いします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

ぜひ特例をどんどん使えるような企業があらわれることを願っております。あとまた、きっちりとゼロにさせていただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 第2番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき質問いたします。担当課の答弁を求めます。

認定こども園の開園についてですが、2月号の広報で設置候補地があった村立テニスコートですが、断念せざるを得ないという記事がございました。そこで、こども園の開園に向けての候補地が現在どのように進められているのか、担当課の答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 認定こども園の開園について御答弁申し上げます。

平成29年10月に千早赤阪村認定こども園整備指針を策定し、私有地も含め計12カ所の開設候補地を選出し、鋭意検討を重ねてまいりました。候補地については、住民の皆様の利用しやすい、極力村の中心地付近であることや、村有地の有効活用の観点から第1候補地として村立テニスコートを選定し、土質調査を実施しました結果、断念せざるを得ないと判断したことは既に御報告のとおりでございます。

本村は、約90%が山林や農地で占められており、自然豊かな環境である一方、土砂災害特別警戒区域等が多数あり、開発が容易に行える土地は多くはございません。現在は、さきに検討していた候補地の中から数件に絞り、事業主体である社会福祉法人千早赤阪福祉会と改めて協議を行っておる最中でございます。

今後、迅速に開設場所を決定し、住民の皆様へ御報告したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今の答弁を頂戴しますと、そうかなという気はするんですけど、そこで単純なというよりも、ちょっとお伺いしますけども、これ今一生懸命開設場所を決定するのに努力していただいているんですけど、この時期についてちょっと、開園がいつごろできるのか、担当課としては。御答弁願います。

○田中議長 尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 議員御質問の開園時期でございますが、当初、昨年10月に策定しました認定こども園整備指針におきましては、平成32年4月開園を目指すということで記載のほうをさせていただいておりましたが、あくまでテニスコートを第1候補地として考えた結果の期日でございました。当然ながら、早期の開設に向けて努力をしていく所存ではございますが、選定箇所の結果におきましては、期日のほうも延期せざるを得ない場合も、当然可能性としてはあり得るものというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 今の答弁で、32年4月、当初はそういう形で予定やということをしたもので、これからのことについて今から質問させていただきますけども。平成32年4月開園予定のことでしたんですけど、認定こども園、状況については今答弁ありましたように、理解しながら進んでいきたいなど、私はそう思っておりますけども、村民の中に、本当にできるのかなという不安と、それからこども園に対する期待というものが交差して、早うつくってほしいな、うれしいなというお人もおられますので、できるだけ早くこの事業着手をしていただきたいと、そう願いたいと思っております。

そこで、課長の答弁は別として、村長、ちょっとお伺いしたいんですけど、この質問事項に関連して村長に伺うんですけども、このげんき保育園の跡地利用なんですけど、この保育園の土地は、私の認識では村が無償で貸し付けている。保育園を仮に開園なさんと、契約上、保育園の側が建物を撤去せないかと。返還せないかんということになると思うんですけど。そしてもう一つ、一方で、私がいつもよく言うてるんですけども、村の小吹台出張所や、以前から私がしてきている小吹台のいきいきサロンは老朽化して耐震性がなく、来年度予算のESCO事業でも対象外になっております。山ゆり作業所に貸し付けている建物も、正直言って耐震性がないということを私も認識してるんですけど、またその隣にある小学校のプールも廃止を活用されず、長年放置されてそのままになっている。年々、地元の元気がなくなっていくのが危惧してるんですけども、特に小吹台地区の今村内ではもう60%弱かな、ぐらい超えるほど高齢化が進んでおります。

そこで、このげんき保育園の廃園にあわせて、先ほど申し上げた老朽化した各施設の集

約化と建てかえを行い、小吹台地区の活性化が図れないものかと私考えてるんですけど、常々村長も小吹台地区に関して活性化をせないかないという、今回の30年度の表明でもそういう言葉を頂戴しておりますので、そこらをちょっとお聞かせ願えたら結構です。よろしくどうぞお願いいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 げんき保育園の跡地利用と老朽化した施設の集約化ということやと思いますが、山形議員には以前から小吹台地域の活性化について、いろいろと御提案をいただき、まことにありがとうございます。

御指摘いただきました小吹台連絡所やいきいきサロンの老朽化につきましては、今後の課題として問題意識を強く持っているところでございます。今後の施設のあり方や小吹台地域の活性化を検討していく上で御提案いただいている各施設の集約化というのも、一つの有効な手段であると考えております。新庁舎や認定こども園が一定のめどがついた段階で、立地についてはげんき保育園の跡地がいいのか、現在地での建てかえがいいのか、小吹台連絡所やいきいきサロン、山ゆり作業所、小吹郵便局も含めた形で複合的な施設の建設の可能性について検討してまいりたいと考えております。今の状況はそういうところでございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

ここに課長さんが出席なさってるんですけども、再々小吹台のいきいきサロンの施設について、耐震化にうたってたんですけども、幸いにして、今回げんき保育園と一緒にってこども園をつくるということがこの場で決まりました。その流れについて、今回ちょっと関連質問をさせていただいたわけですけども、ちょっと前よりは踏み込んだ御答弁を頂戴しましたので、ちょっとやる気が、うれしいなという気持ち、こういう恒例になりましたけど、冗談抜きにもう一期でも頑張って、この解決、何というか立地条件というか、こういう形が進行するように、もう一遍頑張りたいなという気持ちが今その答弁で湧き出てきたんですけど、これは要望の一つとしときますけども。

最後に、尾谷課長に要望しておきます。

これは全体のことなんですけども、今の教育委員会もそうですけども、少子化における教育、それから保育問題として、村としても大きな課題であると思っております。認定こども園の早期開園について、また子どもの子育て、その施策についても確実な実施をしていただくようよろしく御要望させていただきまして、この質問を終わります。ありがとう

ございました。

○田中議長 第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦稔です。議長通告に基づき、庁舎建設計画について伺います。

平成25年11月に始まった庁舎建設の検討結果を踏まえて、平成27年3月に基本計画が策定されました。その位置はくすのきホールを建てかえ、くすのきホール周辺として、事業費約10億円とされました。そして、同年10月には基本設計が開始されました。しかし、平成28年5月に事業費約29億円になるということになり、住民説明会、アンケートの意見等を受けて、くすのきホール案は凍結されました。事業費が大きくなった理由は、アクセス道路の整備、既存施設のやりかえ、排水施設の新設等でありました。これらは、当初からあるいは事前調査でわかることであって、この結果、これまでの事務費と基本設計委託料1,600万円は成果のない経費として、税金が無駄に消えました。

平成28年10月、新たに建設予定地案が示され、平成29年3月に現庁舎の建てかえが決定されました。こうした中で、くすのきホール案が無くなったことについて、1つは庁舎建設は一大プロジェクトにもかかわらず、専門家がいないうまま職員の中で取り組んだことは、組織体制が不十分であったことなどが考えられます。2つ目は、早い完成を目指す余り、基本計画、設計の過程において条件の整理、検討が十分に行われなかったこと、そして財政バランスを考慮したとは言いがたい状況に進められたように見え、これらの責任は村長みずから議会と相談すべき事項であり、また議会はそのチェック機能を十分発揮していれば、こうした事態を回避できた可能性があったのではなど、住民の声があることなどで、議会にも責任は十分あると承知しておりますが、村として具体的にどう対応したのか伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 庁舎建設計画の経過につきまして御答弁申し上げます。

庁舎建設計画の経過につきましては、さきの東日本大震災の発生を受け、本村におきましても防災拠点となる庁舎の早期建てかえの機運が高まり、建設に向けた体制づくりと計画への着手が喫緊の課題となりました。このため、平成26年度に総務課におきまして、課長を含む一般事務職員2名体制で庁舎建設に向けた事業を開始し、27年3月に役場内部におきまして基本計画を策定いたしました。

議員御指摘の件につきましては、監査報告にもありますように、新庁舎建設が大きなプロジェクトであるにもかかわらず、専門家不在の中で本来この業務の中で詰めるべき建設区域の確定や法的な規制のチェック、建設可能な規模、概算建設費等の算出などに関しま

して煮詰め切れていなかったこと、また早期の完成を目指すという焦燥感に駆られる余り、拙速かつ通常業務の延長上で進めた結果、不十分な検討のまま基本設計や実施設計の契約を行ったことが原因であると考えております。そのため、ゼロベースで検討を行いました結果、アクセス道路の整備も含めると総額が約30億円となり、村の財政運営に重大な影響を及ぼすこととなりますことから、住民や議会の意見も踏まえた上で方針転換を図ったものでございます。が、その判断そのものには合理性が認められるものと考えており、また監査報告におきましても、同様の意見をいただいているところでございます。

以上の反省を踏まえまして、改善策としまして、平成27年12月の建築職1名の配置を初め、現在地域戦略室におきまして設備職、行政職を含め庁舎建設に向けた体制の充実を図りながら、現在現庁舎の建てかえ工事の基本設計発注に向けて事業を進めておるところでございます。

また、本年7月以降、庁舎建設に向けた工事も具体化しますことから、本年4月から1名府OBの建築職を雇用する予定としております。さらに、外部の委員で構成をします千早赤阪村庁舎建設検討委員会におきましても、平成28年度から役場が指名した委員以外に、公募によって旧小学校区ごとに選出されました住民代表4名のほか、府建築士協会から推薦されました建築専門委員2名を加えるなど、住民意見や専門家の意見も反映する仕組みを構築しているところでございます。さらには、議会の皆さん方に対しましても、全員協議会や村議会、庁舎建設特別委員会におきまして、これまで機会あるごとに御説明申し上げ、意見を伺ってきたところでございます。

今後とも、総事業費の上限10億円を念頭に、リスクマネジメントを徹底しながら、新庁舎建設に向けて業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

平成29年3月に、現庁舎の場所での建てかえが決定され、平成29年7月の広報で平成30年度前半に仮移転との記事を掲載されました。その後、地図訂正を要することが判明した。その公図を見ると、村敷地内に大阪府と個人の地番があり、水利明示対側地と府道の間に個人の地番があります。現況と公図に相違があることは、専門家でなくても役場の職員なら公図を閲覧すればすぐにわかることで、役場の敷地に限ったことではなく、どの場所でもあり得ることです。現況と公図に相違があることを想定し計画を進めるべきところ、スピード感だけで計画を進めた結果だと思います。地図訂正は、関係者の協力がな

けれどもできないが、本年に入ってこの話は不調になったと聞いております。そのため、開発区域の確定が難しくなりましたが、本年2月19日の第11回庁舎建設特別委員会では、今後の方針とスケジュールが示され、明示を行わなくても建設に着手できる可能性がある」と報告を受けました。大規模災害がいつ起こるとも限らない状況であり、防災拠点となるべき新庁舎の早期建設は必要であります。安易ではないかと危惧しております。開発許可が不要、開発許可が必要の判断は、いつごろできるのですか。開発許可が必要と判断された場合でも、本当に建設計画どおりに進むのか、お伺いします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 議員の御指摘のとおり、他の自治体におきましても保有する公有財産の全てにおきまして、境界明示等がなされているものではないことは承知をしておりますけれども、村有財産を適切に管理する観点からは、少なくとも庁舎敷地に関しましては、土地購入時に境界明示が行われているべきものであり、また平成9年にはプレハブ庁舎の建設もあったことから、当然にその時点で明示がなされるものと認識していたというものでございます。基本計画策定時のチェックの甘さはございますけれども、これまで長きにわたって放置するなど、役場における不適切な財政管理が庁舎建設の遅延の大きな原因の一つでもあるというふうに考えております。

開発許可の要、不要につきましては、庁舎建設を進めていく過程におきまして、監督官庁でもある広域まちづくり課と事前相談という形で随時協議をしながら、開発許可を要しない形での建設が可能となるよう計画のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、仮に最終的に開発許可が必要と判断された場合には、庁舎建設予定地に係ります公図の訂正でありますとか筆界の特定、地権者との調整、境界明示と所有者の確定といった手続を経る必要がありますことから、スケジュール的には大幅な見直しが求められるということになると思います。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 もし、たびたびにわたって発表された事業が滞り、あるいは頓挫すると、住民は行政に対して不信感を持たざるを得ません。新庁舎建設関係事業として、平成29年度予算を平成30年度に繰り越した約1,600万円の経費をかけて、開発はできませんではあり得ません。村は、これまでの一連の事業を進めるに当たり、無駄にした経費と時間は幾らになるのかを住民に対してどのように説明されていかれるのかを伺います。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 御指摘いただきました千早赤阪村新庁舎建設基本設計及び実施設計等の業務の変更につきましては、これまで全員協議会でありますとか村議会、庁舎建設特別委員会でも御説明はしてきたところでございます。適宜議会にもお諮りしながら進めてきたというところでございます。

庁舎建設に限らず、行政計画というものは、その時々状況に応じまして不断の見直しを行うというものでございまして、今回の新庁舎建設の見直しに伴いまして契約解除を行ったことにつきましても、その実施履行部分に対します1,600万円余りの支出につきましては、昨年3月の監査委員による監査報告におきましても、合理性が認められるとされているところでございます。

また、当該支出の全てが無駄になるわけではなく、履行部分に係ります成果品が今回の新庁舎建設におけます基本設計や、今後のくすのきホールの改修などにおけます基礎調査などにも相当部分が活かされるものというふうに考えております。

今後とも、事業を進めるに際しましては、その実現に向けまして庁内だけでなく、関係機関とともに十分かつ慎重に検討をするとともに、庁舎建設検討委員会や村議会、庁舎建設特別委員会で意見も十分にお聞きしながら、新庁舎建設を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 村長や副村長は、事あるごとに職員の意識改革とスキルアップを言われ、村政運営方針でも、私たちが植えた新しい芽は確実に育ちつつあると、ことしの村政方針でも言われました。これは大事なことであります。しかし、村の事業の最終責任は村長にあると考えておりますが、いろんなこれまでのふぐあいについて、村長は何ら表明されておられません。今住民が村長に期待し注目しているのは、過疎からの脱却と庁舎建設計画にあります。住民の声を真摯に受けとめ、4期目の3年目を公約実現の年とされることをあわせて、慌てることなく村政運営を行っていただくよう要望いたします。

○田中議長 第4番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、一般質問させていただきます。

本年3月議会初日に、松本村長より30年度村政運営方針を受け、一般質問をさせていただきます。この質問につきましては、平政会での総括質問等重複する箇所もあるかもわかりません。



村長は、従前より交流人口の増加や観光産業、文化振興を言い続けておられます。新年度においても、南河内広域観光事業や、そして大河ドラマの誘致、そしてバスツアーの開催、外国人客の誘致などいろいろな方面にわたって取り組みを発表されました。その受け入れ態勢は整っているのでしょうか、お伺いいたします。案内掲示や休憩所そして食事所、お土産物、遊歩道、さらに宿泊所等々です。その分については、私が感じるところでは何ひとつ整っているとは思えません。そしてまた、地域グルメ、お土産開発委託との実績をお伺いいたします。

そして、もう一点の質問であります。

地域おこし協力隊採用の効果と今後について。

府下で昨年度初めて地域おこし協力隊を採用され、2人の隊員はそれぞれの分野において、今現在全力で取り組んでいただいていると、そのように私は感じております。協力隊は今月で1年が経過し、そしてその経過をもって担当課において、その評価がどのような形で評価されているか、そしてまた30年度、そしてまた3年目契約ということでありまして、最終年度においてどのような期待をされているか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 平成30年度村政所信表明について御答弁申し上げます。

交流人口の増加策につきましては、第4次総合計画において交流人口増加プロジェクトを重点施策として位置づけ、にぎわいと活力を創造するため、自然資源と歴史資源を観光資源として活用させ、本村の魅力を最大限に引き出し、交流人口の増加を目指しているところでございます。

総括質問でも御答弁いたしました但、交流人口の受け入れ態勢といたしましては、平成29年度に景観向上及び再整備事業を実施し、案内看板の設置と消防分署横に休息所の整備をいたしました。また、快適で利用しやすいトイレの整備に向け、道の駅トイレの改修に取り組みました。観光客にサービスを提供する食事所や宿泊所など、施設は十分でないことから、平成30年度予算計上いたしました企業応援補助金の中で、飲食の店舗や宿泊施設についても補助対象とする制度としていくつもりでございます。本年度、事業者の設備投資への意欲を刺激し、観光客が滞在する施設の充実整備に向け誘導していきたいと考えております。

地域グルメ、お土産開発委託については、平成26年度から28年度にかけ、村観光協会に委託し、棚田米プリン、棚田米プチケーキ、棚田米ラスクの3商品を開発いたしました。開発したお土産品については、それぞれ開発した店舗での販売のほか、村ふるさと納

税や棚田でのクラウドファンディングのお礼品に活用しております。また、雑誌等で紹介されたこともあり、村の魅力づくりに貢献しているものと考えております。

今後も、開発お土産品を村のPRに活用できるよう、道の駅売店などで販売していきたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 ありがとうございます。

再整備事業という形の言葉が出ておりました。この事業について、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 景観向上及び再整備事業では、シンボリックな案内看板を消防分署前、西楽寺前及び道の駅売店の駐車場入り口付近の3カ所に設置いたします。この看板は、木製の彫り物をつけ、太平記の名場面を絵巻物で紹介するなど、本村のシンボリックな位置づけの案内番とし、千早赤阪村のイメージアップを図っていきたいと考えております。

また、再整備事業の一環で、楠木正成関連の史跡開設案内板を統一して整備いたします。場所は、千早城跡、建水分神社、楠公誕生地、楠公産湯の井戸、寄手塚・身方塚の5カ所で整備いたします。こちらは、銅板で作成した案内板とし、いずれも菊水をイメージしたロゴマークをつけて統一感を出していきたいと考えております。また、河内長野市におきましても平成30年度において、千早赤阪村と同じロゴマークをつけた案内説明板の整備を予定されており、1市1村で一体感のある整備をしていく計画となっております。

また、教育課においては史跡上赤阪城跡整備事業として、老朽化しておりました守閣展望スペースの手すり柵の改修を、また一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会においては、同箇所の見晴らし向上のため樹木伐採を行っております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 もう一点、30年度に予算計上されております企業応援補助金について、具体的に説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 平成30年度当初に予算計上しております企業応援補助金につきましても、新たな事業の創出や発展性を持って起業する方を応援し、地域経済の活性

化を図る目的のもと、平成30年度から創設する予定の補助制度でございます。

補助内容の主な内容でございますけれども、現時点で想定しておりますのは、飲食の店舗や宿泊施設、アトリエや工房などの起業、開業に必要な事務所、店舗等の整備費用、また土地取得費用のほか、起業に必要な市場調査、経営相談、観光庁への提出書類及び店舗の広報PR費用などを対象といたしまして、上限1,000万円の補助を行う予定でございます。

なお、詳細な制度設計につきましては、現段階ではまだ成案を得られてはおりませんが、税収の増加や地域の活性化はもとより、働く場の確保や移住・定住の促進につながるような事業者を支援する制度となるよう、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

交流人口等の増加策の分につきましては、いろんな形で計画、そしてまた実施のほうをやっています。本村に来られた方々が、よい村であったとか、いい印象を持って帰っていただいて、そしてまた再度本村のほうへ訪れていただくというような形で、いろんな方面において一層の整備のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊採用の効果と今後につきまして御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、今年度から2名の隊員に着任をしていただいております。1人は空き家対策、1人は棚田の保全活動と、いずれも本村における重要な課題に対しまして活動していただいているところでございまして、議員お見込みのとおり、両隊員とも本村のにぎわいづくりのために全力で取り組んでいただいているところでございます。今年度の具体的な取り組みにつきまして、まず空き家対策といたしましては、空き家を活用しましたカフェやワークショップの開催など、地域の魅力創出やにぎわいづくりの取り組みのほか、村外からの移住希望者の支援などに活躍をいただいております。また、棚田保全といたしましては下赤阪棚田の会等の団体などと協力をいたしまして、棚田の保全活動や援農、また耕作放棄地の耕作再開などの取り組みのほか、田植え体験イベントなどを通じての援農者の発掘や育成、また棚田米の販路拡大などに御活躍いただいているところでございます。地域戦略室といたしましては、この1年の両隊員のこうした活動につきまして、当初の期待を大幅に上回るすばらしい活躍をしていただいていると、非常に評価し

ているところでございます。

来年度につきましても、引き続きこうした活動を継続していただき、さらなる地域の活性化や魅力創造につなげていただきますとともに、これから2年後の地域おこし協力隊卒業後の起業を見据え、この地域に定住、定着するための活動というものもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 地域おこし協力隊の方ですね、一応3年契約で、本年で1年経過したという形の部分なんですけど、ここ1年間については活動に関しては評価をしていただいているという、ただいまの御答弁でありましたけども、ただいまの答弁の中で、起業というちょっとお話があったかと思うんですが、この後2年後、そしてまた3年後経過するに当たって、本村に定住していただくがための生計のための職業、なりわいというんですか、が必要であります。隊員の今後の生活にとって、極めて重要な事柄であります。村として、隊員の卒業後の起業についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域おこし協力隊といいますのは、都市地域から過疎地域などの条件不利な地域に住民票を異動しまして、生活の拠点を移した方に対しまして委嘱をするという制度でございます。最終的な目標は、その隊員が地域協力活動を行いながら、その地域に定住、定着していただくこと、ということが目標となっております。このことから、議員御指摘のとおり、卒業後のなりわいづくり、起業ということは極めて重要な事項であるというふうに考えております。このため、役場といたしましても具体的な支援といたしまして、例えば本村の空き家情報バンクの運営の委託など、来年度検討しておりますほか、今後例えば、商工会等を通じまして経営のノウハウに関する研修会の情報提供など、協力隊の今後のなりわいの発掘に関しまして助言等を行い、協力隊の今後の起業に向けた活動について、村としても積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

今後、お二方の協力隊の皆さんに一層意欲が湧くような形で、いろんな方面でのサポー

ト等をぜひやっていていただきたいと思います。この件に関しましては、言いましたら地域の方々もちょっと協力が必要な面もあろうかと思います。そして、言いましたら起業に向けた活動という形で、いろんな面で専門的な部分においてもサポートのほうをぜひお願いしときたいと思います。ただいまの件は要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長　ここで休憩をいたします。

午後２時１０分から再開いたします。

午後１時５４分　休憩

午後２時１０分　再開

○田中議長　再開いたします。

第５番目の質問者、関口議員。

○関口議員　日本共産党関口ほづみです。私は、通告に基づき２点について質問いたします。村長初め理事者の皆さんの御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、村長４期目就任の折り返し地点に当たり、この間の村政運営について質問をいたします。

平成２９年度は、役場フロアの変更や職員研修、来庁者への受付案内など、住民サービス向上に向けた取り組みが進められました。役場を訪れた人から、丁寧に対応してもらったという声も聞きます。一方、新庁舎建設に伴う仮移転やビジターセンターの設置、こども園の計画、道の駅売店の一部閉鎖に至る行政の進め方に問題はなかったでしょうか。役場内で十分議論され、関係機関と協議も行われた上で結論を出し、住民に広報できたのか疑問が残るところでございます。

新庁舎の建設については、くすのきホール跡に建設しようと強引に進めたことが、そもそも問題でした。当初、多くの住民からくすのきホールを解体することに見直しや反対の声が出されていたにもかかわらず、強引に当初計画を進めた結果、費用がかかり過ぎることなども明らかになり、基本設計、実施設計などの業務契約解除となり、１，６１４万円の精算金が発生し、村財政に大きな損失を生みました。そうした経過の後、役場は現庁舎跡に建設することが決まり、住民の要望が実り、胸をなでおろしました。昨年７月の広報には、庁舎建設に向け、役場の仮移転とスケジュールが報じられました。その後進展はなく、住民にとってはどうなっているのか、こういった声が出ております。

ビジターセンターの設置についても、２７年度で基本計画策定に１，２９６万円が執行されたものの、地主との協議が調わず中断されました。こども園については、昨年１０月２３日の全員協議会で、認定こども園を検討する、こういう方針が出され、テニスコート

地を候補地に選定していることなどが報告されました。しかし、テニスコート場は建物を建てるには地盤が軟弱だということで中断されております。道の駅の売店一時閉鎖についても、地元出品者への説明もなく、道の駅には3月25日をもち閉店というポスターがかけられ、住民に対しては2月広報にチラシが折り込まれました。

こうした一連のことから、住民が反対しているものを強引に進めてきたことや、関係者と十分協議が行われない状況でアドバルーンを上げてきたことではないか。こうした行政の進め方に問題はなかったか。改めて伺いたいします。

次に、子育て支援の充実を求めて質問いたします。

人口減少と高齢化が進む中、これ以上の人口減少に歯どめをかけるために、若い世代が子育てしやすい環境を整え、村民の村外流出にストップ、それと村外からの移住で人口増につなげていきたいと、これまでも提案をしてきました。村では、昨年府下初めて地域おこし協力隊を採用し、その活動が今活発に進められております。空き家を利用したカフェの開設や千早でのトークショー、空き家の改修や宣伝など活発に行われ、空き家バンクへの入居成立の成果も見られます。先日は、千早地区の空き家に宿泊をし、大学のフィールドワークも行われました。地域おこし協力隊も加わって、若い人に村のことを知ってもらい、こうした企画で村のことを宣伝してもらえるものと私は期待をしております。

若い人が環境のよい千早赤阪村で子育てしたいと希望する人も多くおられ、空き家に入居したいと登録している人が66件あると聞いております。環境が整えば、若い人が千早に移り住みたいという人がこれだけおられるということがわかりました。私は、これまでも要望、提案してきましたが、学校給食の無償化をぜひ実施していただいて、人口増につなげていただきたいと再度要望するものです。学校給食の無償化は、大阪府下ではまだこの自治体も実施しておりません。空き家入居登録している人以外にも、子育て環境がよければ、千早に移住したいと希望する人はまだまだいると思います。ぜひ実施をお願いいたします。

次に、学童保育の充実を求めます。

現在の社会情勢では、共働き家庭がふえ、学童を必要とする家庭がふえております。2年前の村長選挙で、村長は赤阪小学校区への学童設置を公約されました。現在、千早小吹台小学校の学童は公設民営、自主運営の形で運営されています。平成29年5月現在で登録児童数は、千早小吹台小学校、赤阪小合わせて51名おり、8名の指導員さんがローテーションを組んで子どもたちの放課後の生活指導や見守りを行っていただいております。両校からの児童が利用し、一定の人数が確保でき運営が成り立っているという側面もあります。組織が分散することにより、児童数が減少することも予想されます。今後実施する

に当たっては、関係者の意見をよく聞き、村の実情に合ったものにすることが欠かせないと思います。そして、将来的には村が責任を持って運営するべきと思いますが、そうしたことについて村の考え方を伺いたいと思います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 新庁舎建設、認定こども園の設置などにつきましては、いずれも本村の村政運営における重要施策として位置づけており、いずれの施策につきましても、この間の庁内や関係機関を初め議会の皆様とも十分議論し、議会の御理解を得た上でスピード感を持って進めてきたところでございます。

御指摘のありました新庁舎建設につきましては、主たる原因としましては村有財産の敷地境界明示がないなど、過去の不適切な財産管理によって、この間事業の進捗のおくれや計画の変更が発生していることは事実であり、この点に関する御批判については真摯に受けとめたいと考えております。

また、認定こども園につきましては、当初から地質調査の結果も踏まえて最終候補地を決定することとしていたものであり、当該調査結果を踏まえ、現在候補地を引き続き検討しているところでございます。

そして、道の駅再編整備につきましては、長年光熱水費に相当する赤字部分に税金を投入しており、再考する必要があることから見直しを行うものであり、今後の進め方に関しては、生産者の皆さんとも鋭意協議してまいります。

今後とも、村政運営に関する重要な施策につきましては、庁内や関係機関を初め、議会の皆様とも十分議論し、御理解を得た上でその政策形成プロセスを積極的に広報し、検討段階から住民意見をできる限り反映するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 総括質問でも言いましたが、この間の重要な村政運営上とても重要な施策について、この間役場の建設については、あれだけ反対や問題を指摘したにもかかわらず、強引に進めてきたことに問題があったのではないかと。そのことに関しては、改めて今の役場に建てかえることに変更されたということについては、私たちも評価をするものです。

また一方、こども園につきましては予定地であったところは村営地でありましたので、そうした地質調査については発表する前にできたのではないかなと思うのです。また、道の駅についても、今地域おこし協力隊の人たちを中心に、4月から売店は継続していただ

けるということも出ましたので、1つのマイナスからそれを乗り越えてプラスに行けると  
いうことでは、非常によかったと思うんですね、このことは。だけれども、やっぱりこれ  
も地元出品者に相談の上で結論というか方針を出すべきではなかったか。その辺の指摘を  
してるわけです。やっぱり、こうした行政の進め方について問題があったのではないかと  
いうことで、再度そういうことに指摘したことについて、お尋ねしたいと思います。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 道の駅というのは、いわゆる営利事業でございまして、今までも利益が出て  
なかった。しかも、住民の皆さんからは、あれは千早の道の駅ちゃうでと、五條の業者の  
道の駅やんかいというふうな批判がかなりございました。そういう面も考えまして、この  
際若い農徒の皆さんにぜひやっていただこうと。彼らはやる気でもございますし、何はと  
もあれ利益を出すのが一番の命題だよという話をしております。そういうことで、恐らく  
今度こそうちの村の道の駅と言えるような道の駅になるのかなと、私はそういうふうに考  
えております。

それと、確かにここへ庁舎を持ってくるということで最終的には決着いたしました、  
これにつきましても、確かに前の計画ではかなり金額がオーバーしてまいりましたし、ま  
た周りの擁壁、その他が恐らく大丈夫やろうと思っておった我々の考え以上に、全体の地  
質その他が悪かったということで、とりあえずもとへ戻したようなわけございまして、  
我々としても非常にその点につきましてはぐあい悪かったかなという感じがいたします。  
ただ、これからも将来にわたって何かやるについて、住民の皆さんに必ず相談しろ、ある  
いはお百姓さんに相談しろとはおっしゃいますけども、とりあえず皆さんが、いわゆる今  
の生産者が農家として徹底的にこれから農業をやっていくというふうな考え方が1つある  
人もおいででございますし、中にはいわゆる老後の楽しみを奪うんかいというふうな話も  
非常にございました。その辺で、いわゆるニーズが非常に千差万別でございまして、その  
ニーズの真ん中を捉まえてやらせていただいたということでございます。何はともあれ、  
農業本来で農業推進をやるということになりますと、もちろんほかにアプローチの方法が  
いろいろあったとは思いますが、私どもの道の駅は、いわゆる老後の楽しみの方々もござ  
いますし、裏庭のいわゆる自分とこの裏庭でつくった野菜を売って、それで小遣いの足し  
になさっている方も非常に多ございますし、そういう面からいいますと、いわゆる本格的  
な農業生産地の道の駅とはかなり格好が違うのかなと、そういうふうに思います。

ということで、若い皆さんがこれから私どもの農家の皆さんを引っ張っていただ  
いて、それとともに、いわゆる村に住んどる我々も夜のおかずの足しになるようなものが  
買えるような、いわゆるうちの村にないコンビニと申しますか、いわゆるそういう商店の



代理も兼ねたような店づくりをぜひやっていただきたいというふうに、あの人たちをお願いいたしまして、今4月8日のオープンを目指して、鋭意職員とともにやってるところでございますので、多分といいますか、これは絶対に成功させなきゃいけない事業でございますから、我々も精いっぱい努力するつもりでございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 要望にしておきますけれども、これまでいろんなマイナス面を指摘して、そのことがプラスになっていった部分もかなりあると思うんです。副村長が見えられて、かなり改革をしていただいています。その分についていろんな意見もありますけれども、そのことによって前へ進んだ部分もあると私は思っております。先ほどの例のように、道の駅についても一気に閉鎖するという看板を上げて、そのことが住民の反発やとか意見が出まして、その上で住民の声も聞き、新たに出発するということが決まりました。夜御飯まで期待はしておりませんが、裏庭でやっておられる方とか、そういう人が元気になれば、それはそれとして一つの村の大きな利益になると思うんです。だから、そうしたことを含めて、今後村のこれまでのいいところは守りつつ改革を進め、そして村の土地とかわかってるものについては、例えばもっと協議できたはずですよ。

それともう一つ、ビジターセンターについては金剛バスの土地であるにもかかわらず、そこも協議しないまま進めていったことにこういう問題が起きたと私は思っておりますので、そうしたことについて慎重に今後協議していただきたいと、そういうことをお願いしておきます。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 子育て支援の充実についてお答えいたします。

1点目の学校給食の無償化につきましては、学校給食法で給食施設の設置や運営に要する経費以外の学校給食費は保護者負担とすると明記されております。子育て支援としましては、昨年度より実施いたしております学校給食費補助金により、子育て世代の負担軽減を引き続き図ってまいります。

2点目の学童保育についてでございますが、赤阪小学校の学童設置については、自主運営で条件が整えば、支援を基本に考えておりますが、子育て支援や定住促進の視点から、村直営での設置も検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 子育て支援については、10年ほど前でしたら、村は子どもの医療費も中学校まで実施したとかということで先進を切っておりましたけれども、今は先進を切ってるというところはほとんどありません。学校給食の無償化については、去年でも質問いたしましたが、去年の3月時点で全国で83市町村が実施されております。しかし、近畿のほうでは大阪府下ではまだどこもやっておりませんけれども、兵庫県や和歌山、奈良県などでは実施されております。村長が過疎からの脱却を言われるのであれば、子育てこれだけすぐれているよということをアピールするためにも、今学校給食の無償化に踏み切ることがその一つだと思うんですね。学校給食をもし無償化した場合は、村であとどれぐらい追加で必要なのかお尋ねいたします。

それと、学童保育の件ですけれども、先ほど51名の登録があると言いましたけれども、登録の中には週1回の利用や夏休みとか冬休み、長期の休みにのみ利用するというような人、全員が毎日利用するというわけではありませんが、自主運営であるという中で、こうした柔軟な対応もしていただいているという利点もございますので、その点で、私は今の千早小吹台小学校で行っている学童の関係者、また赤阪小学校でどれだけの人が利用したいのかというような調査も十分した上で、方針を出していただきたいと思うわけです。その点、再度お尋ねします。

○田中議長 赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 まず、1点目の学校給食の分でございますけれども、現在幼稚園は1カ月当たり1人500円、小学校で1,000円、中学校で1,500円のいわゆる補助を出させていただいております。29年度ベースで言いますと、その補助で約400万円余りというふうな部分になっております。保護者から徴収している分につきましては、29年度で1,300万円強という部分になろうかと思っております。これ双方合わせまして、約1,700万円から1,800万円ぐらいの費用になろうかと思っております。

それから、学童保育のほうでございますが、29年度で言いますと、先生おっしゃいましたとおり登録のほうが51名、そのうち、赤阪小学校で利用されてるのが9名ということで、約2割ぐらいの数ということで、赤阪小学校と千早小吹台と比べれば、非常に赤阪小学校のほうが少ないというふうな状況でございます。これにつきましては、場所が千早小吹台小学校であるから少ないのか、その辺は先生もおっしゃってるように、何らかの形で調査も必要かなとは考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 学校給食についてですが、村から400万円の補助をしていただいて、給食費の保護者負担が1,300万円、これを含めまして約1,700万円あれば学校給食費を無償化にするということが可能なわけです。そう簡単にはいかないかもしれませんが、やはりすぐれた子育て施策で若い人を呼び込むという思い切ったことを考えるのであれば、とても出せないお金だとは思いません。

それから、学童の件ですけれども、現在赤阪のほうは9名、確かに場所が赤阪校区になるので人数が少ないのかもしれませんが、現在の学童も送迎も指導員さんでやっております。こうしたことをフォローするということができれば、そうしたことも考えることができるのではないかと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、過疎からの脱却を本気で考えておられるのであったら、こうした給食の無償化に踏み込むべきだと思います。ことしの予算で企業誘致1億5,500万円、この1億5,500万円のうちの1,300万円があれば、給食費の無償化が実施できるわけです。それはことし一年の話ですけれども。

それから、これまでも指摘しましたが、村長の退職金、4年間で1,248万円、これは一般の人たちから比べますと、かけ離れた額だと思います。この3期12年で約3,500万円の退職金を受け取られました。こうしたことを少し考えたら、子育て支援が充実できるのではないかと思います。再度、こうしたことで子育て支援をさらに充実していただきたいと思いますが、その点再度御答弁をお願いします。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、給食のほうでございますけれども、先ほど課長が申しましたように、平成29年度で1,764万円、1年間の給食費がかかっております。これは、幼稚園から中学生までの347名分であります。そのうち、昨年から子育て支援策として、その一部補助という形で424万円ずつを補助しております。関口議員のおっしゃるように、給食費を大阪府でいち早く無償化して、それをアピールとして村へ移住してもらえ人がふえるんじゃないかと。その結果、過疎からの脱却が可能じゃないかというお話だと思うんですけども、今後、未来将来のことは私もよくわかりません。教育の無償化に続いて給食の無償化という話も出てくるかもわかりません。ただ、今のところ、私としてはやはり子どもの食するもの、食べるものというのは、やはり最終的には親の責任においてなされるべきだと思います。子どもの食べるもの全て税金で、行政の責任においてすることが正しいとは、今のところは思えないんです。そこで、昨年度424万円の補助することによって、現在では大阪府内では最も小学校も中学校も一番安い給食費、親の負

担当が少ない給食費ということを実現しているわけで、すぐ今の状況のもとで無償化に走るとするのは、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

また、もう一つだけ言わせていただければ、子どもの学校給食費がただやからその自治体へ住みたいと、村へ住みたいというような人口増加が、果たして村にとって正しいのかという、そこもちょっと疑問があるんですけどね。給食の無償化で、悪い言い方ですけども、つって村へ来てもらうというのはね、僕は正直ちょっとそこにも疑問があるところです。

もう一つは、学童保育の件ですけど、これはもう数年前から議会でもいろいろ言われております、承知しております。ただ、そのときもお答えしたとおり、実際赤阪小学校では今空き教室がないということで。確かに、生徒数は徐々に減ってます。ただ、1学年30人の生徒が25名になったから教室があくわけでもなし、なかなか空き教室をつくることのできないということ。もう一つは、今後のこども園の設置場所が森屋地区以外のところに決定されれば、こごせ幼稚園の場所があいてくるということで、当然そうなれば、こごせ幼稚園の施設の一部を利用して、学童保育を運営ということは可能だと思います。だから、あくまでもこども園の設置と関連しての赤阪地区での学童保育、それまではいろいろ御不自由をおかけするとは思いますが、赤阪地区の方には小吹台の学童保育のほうへ行っていただくしかしょうがないのかなというのが正直なところです。それからもう一つは、現在は小吹地区でなされている学童保育は、民間で運営していただいております。もしも、赤阪地区でそういう小吹台地区と同じような運営ができないという場合は、もちろん行政の責任においてするしかないと思うんですけども、そうなった場合はまた、先ほど関口先生おっしゃったように、その前に、小吹台地区の運営団体とよくよく協議して、めめないようにやっていく必要があると思っています。

以上です。

○田中議長 要望をお受けします。

関口議員。

○関口議員 給食の件ですけども、いろんな意見がある中で、やはり国の将来を考えたら、子どもをもっとふやして、未来を担う人をふやしていく、そのことがとても、もう国の施策として重要やということなんですね。学校給食もその一つだということで質問しているわけですが、給食費でつるという、そういう小さいことではなくて、子育て全体のことと進めていける方向でやりたいと思います。そのためには、やはり企業誘致に1億5,500万円あるのであれば考えてほしいなということです。

それから、学童保育については、誤解されても困りますけれども、今千早小吹台小学校

において、自主運営であるけれども、それはそれというとてもいいよさもある中で、保護者も積極的に運営にかかわって、そして、まあ言うたら自主的に活発に運営していただいております。それが分散することによってどうなるのかという、そのところをもっと関係する人と相談した上で方針を出してほしいということなんです。そのこともあわせて、それができないのであれば、送迎を村が責任を持つとか、そうしたことも考えられるのではないかと。

戻りますけれども、学校給食、今府下で一番安いとおっしゃってましたけれども、どの程度安いかわかりませんが、そうであつたらそうした給食費をもうちょっとさらに安くして、それをアピールすれば、もっと効果も出るのではないかと。私にしたら後退の意見となりますけれども、そうしたことも考えていただきたいなと思います。

○田中議長 第6番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、道の駅の今後は、について御質問いたします。

昨年12月議会で、道の駅について取り合げさせていただいたばかりでございますが、3月25日に売店一時閉鎖とのことで大変驚いております。道の駅は、金剛山と並び、本村の観光にとって目玉であると同時に、シンボルでもある存在です。本村から道の駅が失われることはあってはならず、万一失われることがあれば、本村の観光行政にとって明らかな後退となります。現状では、あくまで一時閉店とのことで、将来的な再開を含意していると思われませんが、道の駅の今後の具体的なスケジュールについて、行政は現在どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、抜本的なイノシシ対策を、について御質問いたします。

現在、多くの村民がイノシシの被害に苦しめられております。年々イノシシ被害は増加しておりまして、怨嗟を通り越して、もはや諦めすら漂っているのが現状でございます。本年の予算を見ますと、昨年と同じ計画となっておりますが、例年どおりの対策によっては抜本的な解決に至らないということは、今や誰が見ても明らかではないでしょうか。行政は、イノシシ対策について一体どのように考えておられるのか。イノシシ被害を抜本的に解決する決意をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 道の駅の今後は、について御答弁申し上げます。

道の駅売店につきましては、広報2月号同時配布のチラシでお知らせしたとおり、3月

25日で一時閉店し、今後のあり方について施設の再整備を含め検討していきたいと考えております。今回一時閉店するのは、道の駅売店であり、駐車場、トイレ、公衆電話は24時間利用可能となっており、道の駅自体は運営を続けます。なお、売店につきましても、既にお知らせしましたように、暫定運営による再開を計画しており、その開始は4月8日を予定しております。暫定運営では、地域おこし協力隊とともに空き家対策にかかわっている村内団体に委託し、空き家情報、観光情報の案内を実施する予定です。また、団体の独自事業として、地元野菜など地産品販売に加え、お土産品販売、その他集客事業としてカフェ運営などを予定しております。これまでの売店機能に加え、空き家情報、観光情報など、情報発信を強化していきたいと考えております。

本格的な道の駅の再整備への検討に向けては、道の駅売店での出荷者や農産物直売所の出荷者、農協、観光協会など、関係団体のほか、住民の方にも参加していただく検討委員会を開催したいと考えております。5回程度開催し、半年程度で一定の方向性を出したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

4月8日以降は、村内団体により暫定的に運営、同時進行で本格的なリニューアルに向けて検討をしていくということと理解させていただきました。そこでちょっとお聞きしたいんですけども、今回暫定運営において事業委託を受ける村内団体といいますのは、具体的にどのような団体なのでしょうか。お願いいたします。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 暫定運営で委託をする団体につきましては、村内に事務所を有する一般社団法人ちはやあかさかくらすという団体で、地域おこし協力隊とともに村の定住促進事業にかかわっておられます。団体の定款の活動目的には、観光の復興を図る活動として村の特産物の開発、販売業務について記載されており、道の駅売店の調査研究段階で道の駅売店運営に対する御提案をいただいたことから、今回の暫定運営を委託することとなりました。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 史跡保存会との契約を解除する理由といたしまして、地元野菜が少ないこ

と、また電気代、光熱費相当額ですね、そこで年間数十万円の補助が村財政の負担となっているということが上げられておりました。暫定運営におきましては、その点について解消されるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回の暫定運営において、村の地元野菜の販売につきましては、これまで道の駅売店で野菜を出荷していた方に加えまして、ほかの住民の方にも野菜など出荷していただける方を募集する予定です。また、お土産開発した棚田米プリン、棚田米プチケーキ、棚田米ラスクについても販売していきたいと考えております。

また、収支面ではこれまでの補助金を実質的な赤字補填となっていた点を課題としておりました。暫定運営では、新たに道の駅での観光案内事業や空き家バンク事業の委託を予定しており、その委託料については支出を予定しております。また、より多くの地産品販売を促進する取り組みには、販路拡大補助金の支出を予定しております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 本村の道の駅が、ほかの道の駅と比較いたしまして、規模、あと設備の面で劣るということは、これ事実であると思うんですね。小さな村なのだからという声も確かにありはするんですけれども、来ていただくお客さんには、この村の規模というのは関係ないと思うんですね。むしろ、中心部よりも遠くに位置する分、むしろほかの道の駅よりも魅力にあふれていなければ集客は望めないんじゃないでしょうか。せっかくリニューアルするんですから、次こそはもうぜひとも村民の皆さんが誇りに思えるような道の駅にしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 抜本的なイノシシ対策を、について御答弁申し上げます。

近年のイノシシの被害については、農家の方からの情報もあり、深刻な状況であると認識しています。イノシシの被害対策については、計画的な捕獲による個体管理、防護柵等の設置による圃場への侵入防止、収穫残渣を圃場に残さないようにするなどの、イノシシを近づけない対策を総合的に実施することが必要です。村では、従前より千早猟友会への捕獲委託に加え、農作物被害の防止を目的とした防護柵の購入費用に対する補助を実施してまいりました。特に、農家がみずから行う防護柵の設置に対する補助については、補助上限額が電気柵2万5,000円、ワイヤーメッシュ2万円であったものを、平成29年

度から電気柵、ワイヤーメッシュとも5万円に拡充いたしましたところです。

そのような中、本年2月に千早赤阪村有害鳥獣対策協議会を開催し、農業委員会、実行組合長会等の代表者と現在の状況と今後の対策について意見交換をいたしました。電気柵については、設置方法を正しく理解し、管理が十分でないと効果が発揮されないことから、住民への電気柵設置の講習会などが話題となりました。鳥獣被害防止対策については、引き続き本協議会での検討をしていくとともに、防護柵の適正な設置やイノシシを呼び込まない環境づくりへの啓発にも取り組み、農林業被害対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

防護柵の適正な管理が必要というのは理解するんですけども、やはり行政としてもさらなる努力というものが求められているんじゃないかというふうに思います。現在、猟友会への委託や防護柵への補助ということなんですけども、果たしてそれだけで、行政として十分に手を尽くしていると本当に言えるんでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの被害は、深刻な問題になっていると認識しております。イノシシの数を減らす方策としましては、地域での捕獲への取り組みに対する支援も検討してまいります。死体の処理など難しい課題もあります。イノシシ被害対策は、引き続き数を減らす努力もしてまいります。あわせて農地を防御することも必要となっております。行政と地域住民が一体となって対策を講じていくことが必要で、有害鳥獣対策協議会での御意見も伺いながら、今後もより効果的な対策について検討してまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

今イノシシの頭数を減らしていく上において、死体の処理など難しい課題があるというふうにおっしゃいましたけれども、その点について具体的に、どのような課題があるのか、もう少し詳しくお聞かせいただけないでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 イノシシの後処理としては、食肉処理、焼却、地中に埋める



といった処理が考えられます。食肉処理いわゆるジビエにつきましては、しとめた後血抜き処理など、速やかに行わなければ商品価値がなくなってしまいます。現時点では、適切な加工ルートがありませんので難しい状況です。焼却につきましては、現在犬猫などと同じ処理業者に委託することは可能ですが、大型のイノシシの場合、処分までの保管が難しい点や、イノシシは脂分が多く焼却炉が傷むといった問題があり、数多く処理することは難しい状況です。埋める処理については、相当大きな穴を掘る必要があり、大きな手間がかかってまいります。

いずれにしても、後処理は重要な課題となってまいりますので、さまざまな情報を収集し研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 住民の皆さんは、もうイノシシにほとんど困り果てていらっしゃるわけでございます。現在の猟友会への委託並びに防護柵への補助というだけで、これまでどおりの対策では、もう今後被害が増加していくというのは、これはもうまさしく火を見るより明らかだと、そのように思っております。

抜本的な対策には、確かに民の努力というのも必要だと思うんですけども、行政の一層の努力もやはり求められているのではないかというふうに思います。確かに、イノシシの頭数を減らしていく上において、食肉処理ですとか焼却処理ですとか、あと埋める処理ですとか、その辺でたくさんの課題があるというのは理解できるんですけども、何とかできるかできないかではなく、住民の皆さんにとって何が必要かという視点で取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 3月1日からの議会で、約20日間の非常に短い間でございましたが、かなり季節がダイナミックに冬から春に変わってまいりました。多分、もう一週間もしないうちに桜が咲くかなというふうな陽気でございます。皆様の御協力をいただき、ちょうど平成30年の予算を議決いただきました。30年の当初予算は35億2,500万円と、前年対比で12.5%増の積極予算でございます。主な項目を言いますと、ESCO事業の2億4,000万円、あるいは住民の安全・安心を目指しました消防団、その他の2億

1, 700万円、あるいは企業誘致に1億5, 000万円ということで、何はともあれ私どもはできるだけ人口減を抑えるあるいは人口増に持っていけるような、ダイナミックな村づくりに進んでいきたいなと思います。

ただ、非常にその面で我々も苦勞しておりますが、なかなか用地の問題になると非常に私どもの村は難しいということが、ここ十数年間よくわかりました。じっくり住民の皆様方を説得しながら、前向きに進んでいきたいなと考えております。千早赤阪村が今のような状態を続ければ、間違いなく消滅するかなと思います。やっぱり、今やっと309号線も村の入り口までまいりました。今私どもの村といたしましては、富田林五條線の、ちょうど昭和45年ですか、に予定されておりました富田林五條線の完成をいま一度復活させるために、一生懸命沿線の各市町村、新宮から五條まであるいは河南町、富田林にもお願いしまして、一大プレッシャーグループをつくりながら事業化に持っていければなど。事業化いたしましても、でき上がるのは15年先、30年先でございますから、私どもが生きているわけじゃございませんが、やっぱり先に望みがあれば、皆さん住んでくれるのかなと、そういうふうに思います。そういうことで、ぜひ私どもの夢のプロジェクトとして、富田林五條線の完成を目指していきたい。特に、奈良県は既に山腹まで4車線の道路をつけていただいておりますし、大阪府だけが非常におくれていると。特に、皆さん既に御存じだと思いますけども、和歌山県の橋本から河内長野を向いて走りますと、紀見トンネルの向こうは先進国で、トンネルを出た途端に後進国になるというふうな、非常に大阪府は道路面がプアでございますので、ぜひとも大阪も、日本の大阪でございますから、非常に交通の便もいい大阪府にしていいただければ、必ず大阪もいま一度復活するし、千早赤阪も元気になるだろうと、私はそういうふうに思いながら精いっぱい努力しているところでございます。

私どもの村づくりとしたら、何はともあれ、人がふえることをまず、1人でも2人でも住んでくれる人がふえればなと思いながら、そのためにはやっぱり生活が大事ということになれば、生活の過程を得られる施設が非常に必要やなということで、イチゴ、ちはや姫もやっと今年、ちはや姫ということで1個400円で売れました。そういうふうな夢みたいな話が少しずつ前向きに進んでいくかなと思います。やっぱり、全てまず住民さんの収入あるいは農地からの、いかにして収益を上げるか、そういうことからぜひ前向きに進んでいきたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いしながら精いっぱい頑張ります。

平成30年、積極予算でございますが、ぜひともうまくいくように皆さんの御協力をお願いいたしまして、簡単ですが御挨拶といたします。どうも御苦勞さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。  
どうも御苦労さまでございました。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

議 員

議 員

平成30年第1回千早赤阪村議会臨時会会議録

1. 招集年月日

平成30年1月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1 番 田 中 博 治

2 番 関 口 ほづみ

3 番 井 上 浩 一

4 番 田 村 陽

5 番 千 福 清 英

6 番 藤 浦 稔

7 番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6 番 藤 浦 稔

7 番 山 形 研 介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 局 長 | 植 木 朋 子 | 局 長 代 理 | 松 村 典 英 |
|-----|---------|---------|---------|

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 村 長               | 松 本 昌 親 | 副 村 長             | 清 水 秀 都 |
| 教 育 長             | 矢 倉 龍 男 | 人事財政課長            | 菊 井 佳 宏 |
| 理事兼地域戦略室長         | 上 島 豊   | 地域戦略室参事<br>兼総務課参事 | 幸 雄 一   |
| 会計管理者兼<br>総 務 課 長 | 中 野 光 二 | 住 民 課 長           | 池 西 昌 夫 |
| 健康福祉課長            | 尾 谷 浩   | 健康福祉課参事           | 西 口 美 和 |
| 観光・産業振興課長         | 北 浦 信 行 | 施設整備課長            | 日 谷 順 彦 |
| 理 事               | 城 和 男   | 理 事               | 志 摩 暁   |
| 教 育 課 長           | 赤 阪 秀 樹 | 教 育 課 参 事         | 葛 亜紀朗   |

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 千早赤阪村手数料条例の改正について

日程第4 議案第2号 千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について

日程第5 議案第3号 農地等災害復旧事業の施行について

日程第6 議案第4号 平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）に  
ついて

日程第7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する  
事項について

日程第8 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第  
１回千早赤阪村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、６番藤浦議員、７番山形議員  
を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１月１２日の１日といたしたいと思います。これに異議ありま  
せんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１月１２日の１日と決  
しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、議案第１号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とい  
たします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 第１号議案は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、平成２９年度に介護予防・日常生活支援総合事業が完全実施され、今年度末  
に事業者のみなし指定期間が終了することから、介護保険法第１１５条の４５の５第１項  
の規定に基づく第１号事業のサービス提供事業所の指定申請に対し、平成３０年度より審  
査手数料を新たに徴収するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますよ  
うお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第１号千早赤阪村手数料条例の一部を改正する条例

について説明をいたします。

この条例改正の主な内容は、平成27年3月に介護保険法改正に伴いまして、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、当該事業におけるサービス提供事業所においては、所在する市町村において、事業所の指定を受けなければならないとされたところでございます。

一方で、従来から介護保険制度における要支援者に対する予防給付としまして、サービス提供を行っていた事業所につきましては、経過措置として、新たな許可申請は一定期間免除されておりました。その経過措置が平成30年3月末をもって終了となることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条10号及び別表第10の表題において、文言の統一といたしまして「介護保険法事務関係」を「介護保険法関係事務」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表3ページをごらんください。

別表第10の17において、介護保険法第115条の45の5第1項の規定にございます介護予防・日常生活支援総合事業における新規のサービス事業所の指定審査手数料といたしまして1件当たり3万円を徴収する旨を追記するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

同表18において、前項と同様の介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業所の指定期間満了に伴う更新の指定審査手数料といたしまして、1件当たり1万円を徴収する旨を追記するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 改正に伴いまして、別表の17、新たに申請する場合は事業者がいるということですが、うちの村で言いましたら、これまでは該当するところがあったのか、また新たに申請をしてもらわないといけないところがどれぐらいあるのかお尋ねします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 まず、この総合事業の新規の指定申請でございましたが、こちらは2件ございました。富田林市の事業所が1件、河内長野市の事業所が1件、それぞれ1件ずつで合計2件の新規の事業所の指定を、まず27年以降行っております。

しかしながら、今現在、経過措置として既に指定を受けておられた既存の事業所の部分のにつきましては、15事業所ございます。これらの事業所につきましては、この経過措置がこの3月末で終了しますので、今現在更新の申請を受け付けておる最中でございます。ですので、これらの既存事業所につきましてはこの条例の対象にはなりません。4月以降に新たに新規で受け付ける事業所、またこれらの更新を受けた事業所が5年後の更新の際の指定の際に、この指定審査手数料を徴収することになるということでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そうしましたら、もう既にこの事務はやられておって、今後新たについていうことでよろしいですね。わかりました。

○田中議長 答弁いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田中議長 議事日程第４、議案第２号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第２号は、千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてでございます。

本議案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域公共交通総合連携計画にかわり、まちづくりと連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築に資する地域公共交通網形成計画を作成することができることとされたことから、条例規定の所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、担当より説明いたします。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を上島人事財政課地域戦略室長。

○上島理事兼地域戦略室長 それでは、議案第２号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。

千早赤阪村地域公共交通協議会条例第１条におきまして、千早赤阪村地域公共交通協議会の設置目的を規定しておりますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正によりまして、同法に基づいて定めることができることとされております法定計画の名称が「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に改正されましたことから、本条例におきましても法律上の名称に合わせるために改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 平成２６年の法改正により、地域公共交通網形成計画の作成の必要性が出てきたってことですが、連携計画と網形成計画の内容に関しては、具体的な何か相違がありましたらお教えいただきたいところです。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 総合連携計画も網形成計画も、公共交通の活性化及び再生を

推進するということについては変わりはありませんけれども、総合連携計画ではこれまで十分に扱われてこなかったまちづくりとの連携でありますとか、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築について網形成計画におきまして位置づけることができるようになったというふうにされております。

以上でございます。

○田中議長 どうですか。

田村議員。

○田村議員 今、おっしゃいました面的なネットワークですか、公共交通ネットワーク、そこについてもう少し御説明いただけますか。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 これまでは、既存の公共交通をどのように生かしていくのかということだけが、ある意味目的と手段とされておったんですけども、そういった一つの公共交通だけでなく、本当に面的に全体的にまちづくりと合わせて公共交通ってのをまちづくりの中でそういったものを組み合わせていこう、そういった形で視点が一転変わってきたというところだというふうにき聞き及んでおります。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 公共交通網だけではなくて、まちづくりとも一体化して、地域全体でっていう意味での面的ってことですね。わかりました。理解いたしました。

以上です。

○田中議長 要望でいいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第3号農地等災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第3号は、農地等災害復旧事業の施行について議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、平成29年度台風21号豪雨による農地2件及び農業用施設3件の災害復旧事業を実施するに当たり、土地改良法の規定により村議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当より説明いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 それでは、議案第3号の御説明を申し上げます。

平成29年台風21号による農地災害、農業用施設災害計5件について、去る12月27日、農林水産省の災害査定官などによる査定が実施されましたことから、土地改良法の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

別記といたしまして、事業概要を記載しております。

別記について御説明いたします。

まず、1件目、910の1石橋農地、所在地森屋地内、受益面積0.22ヘクタール、事業内容としましては土羽打ち及び積みブロック工でございます。

2件目、910分の2尾上農地、所在地は小吹地内です。受益面積0.04ヘクタール、事業内容は盛り土復旧工及び堆積土除去となっております。

3件目、910の501カケヒ高塚農道、所在地は森屋地内、受益面積2.25ヘクタール、事業内容はコンクリートブロック練り積み、コンクリート舗装復旧工、重力式擁壁工となっております。

4件目、910の502向ノ浦水路、所在地は東阪地内、受益面積は1.49ヘクタール、事業内容はコンクリートブロック練り積み、用水路敷設、盛り土復旧工でございます。

5件目、910分の503野原水路、所在地水分地内、受益面積1.33ヘクタール、事業内容、管路復旧、会所柵工、布団かご工、蛇かご工でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

関口議員。

○関口議員 今回農地等の関係機関合計5件ですけれども、まだまだシートのかぶったところとかたくさん見受けられるわけですが、これは今度の災害の指定ですか、それに基づいて復旧されるものですが、ほかにまだまだあるかと思うんですが、その辺は見通しとしてどうなのか、農地の農業関係施設においてこうしたところにはかからないけれども、というようなところがあれば教えてください。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回の議決内容につきましては、国の補助事業にのれる内容ということで、一定の基準以上のものを記載しております。それ以外の部分につきましては、原材料支給等に対応する予定となっておりますので、各水路等についてはそういう形で対応させていただきます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国の補助事業にのらない部分について、村単独とかそういうものについては、今おっしゃいましたように、原材料支給とかそうしたことで復旧の考慮をしていただいているということで理解してよろしいですね。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 あくまで、原材料支給の要件として、複数の受益者であったりそういった部分もありますけれども、そういった要件にのれる災害地については原材料支給で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 もう3カ月近くたちまして、そして農地もそろそろやりかけておられる方もおりますけれども、まだまだ手つかずというようなところはまだあるのかどうかお尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 農地等につきましては、各所有者さんのほうで復旧されるということになりますので、それは各農地の所有者さんの御都合もあると思いますので、詳細は把握しておりません。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 なかなか後継者もない中でこういう状況があって、また農業を再開しようという気がなかなかうせてくることにもつながりかねないので、一般質問でも言いましたけれども、いろんな形で相談に乗れる体制をつくっていただいて、今後農家の方のそういう相談もできるだけ乗っていただきますようお願いしておきます。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することにより異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第4号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第4号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ7,618万5,000円を追加いたしまして、予算総額を35億3,105万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、農地及び農林業施設災害復旧に伴う工事費用の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第4号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)につきまして御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

4ページ、第2表地方債補正で変更となる起債事業は水道事業一般会計出資債で、地方債の限度額を2,280万円から220万円増額し、2,500万円とするものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額50万円の増、全額一般財源で、顧問弁護士委託料でございます。

4目財産管理費、補正額530万円の増、全額一般財源で、役場庁舎敷地の筆界特定測量等業務委託料400万円と役場庁舎の漏水工事130万円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額42万4,000円の増と、9目介護保険費、補正額37万4,000円の増は、全額一般財源で、職員の平均給与月額の変更に伴う階層の変更による職員共済組合負担金でございます。

この後の農林水産業費から各項目にわたり、職員共済組合負担金の増額補正につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額700万円の増、全額その他として雑入で、地方創生加速化交付金返還金でございます。

次のページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額2万円の増、全額一般財源で、災害時総合支援負担金でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額731万5,000円の増、財源内訳は国庫支出金199万4,000円、その他として分担金199万5,000円、一般財源332万6,000円で、農地災害復旧工事398万9,000円と災害復旧事業測量設計業務委託料100万円、農地災害復旧工事232万6,000円でございます。

2目農業用施設災害復旧費、補正額1,506万4,000円の増、財源内訳は国庫支出金979万1,000円、その他として分担金527万3,000円、農業用施設災害復旧工事でございます。

3目林業施設災害復旧費、補正額3,908万円の増、財源内訳は国庫支出金1,923万4,000円、その他として負担金1,984万6,000円で、林業施設災害査定に伴います特別旅費60万1,000円と林道災害復旧工事3,826万1,000円などでございます。

続きまして、歳入でございます。

10ページをお開きください。

2、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、補正額726万8,000円の増、農地災害復旧費分担金199万5,000円、農業用施設災害復旧費分担金527万3,000円でございます。

2項負担金、4目災害復旧費負担金、補正額1,984万6,000円の増、林業施設災害復旧費分担金でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、9目災害復旧費国庫補助金、補正額3,101万9,000円の増、農地災害復旧費補助金199万4,000円、農業用施設災害復旧費補助金979万1,000円、林業施設災害復旧費補助金1,923万4,000円でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額1,105万2,0

００円の増でございます。

２０款諸収入、４項雑入、２目雑入、補正額７００万円の増、金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金返還金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 商工費の地方創生加速化交付金の返還ですけれども、この地方創生加速化交付金による事業を適正に事務処理してなかったということでの返還金ですけれども、だと思いますが、改めまして、ここでその結果幾らあって、そして国のほうに幾ら返還しなくてはならなかったかということを詳しく報告していただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 地方創生交付金の返還でございますが、この事業につきましては２７年度の３月の補正予算で計上させてもらいまして、繰り越しして平成２８年度に実施した事業でございます。総事業費、実績報告のほうでは６，１９２万３，９８５円、これで実績報告のほうを出しまして、最終もろとるわけですが、その中にはいろいろ事業としましていろいろ香楠荘の改修工事など、あと天空テラスとかいろいろロープウェイのラッピング業務とか、あとロープウェイの５０周年事業といろいろな事業がやってるわけで、その中で今回問題となっておりますのが、周辺施設のプロモーションビデオ作成事業５００万円、それとガイドブック、ポスター作成事業２００万円。この事業についてはそれぞれ完了はしてるんですが、今回不適正な監査の調査によりまして、本来２９年３月末までにできていないとおかしいものが、４月の下旬とか納期もいろいろあります、最終的に全部網品したのが７月末ということで、本来国の事業でございますので、年度末に終了しなければならないところ、７月にこの事業がおくれていたということでございますので、今回大阪府そして国とも協議のほうをいろいろ発覚してからやっております、その結果プロモーションビデオの５００万円、ガイドブックの２００万円、この７００万円についての返還ということに一応決まりましたので、今回補正予算のほうを計上させてもらってるというような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 総事業費が６，１９２万円のうちの７００万円については、事務処理が適正に行われていなかったという指摘のもとで、国、大阪府の指導もいただきながら処理やったということで、７００万円の返還で済んだというのか、７００万円返還しなくてはなら



ないことになったというふうに判断するのは別にしまして、もともと事業主体が、村ではなくてツーリズムビューロー、そこに全部下請してたというところら辺に問題があったのではないかと思います、その辺はどのように判断されているのかお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 村のほうで直でプロモーションビデオ、そのいうておりますプロモーションビデオとは別の分で800万円ということで、村の企画のほうで直で実施している事業もあります。その800万円、先ほど6,000何ぼ言うてましたうちの800万円除いた分がツーリズムビューローのほうに委託したと、ツーリズムビューローのほうで実施したということなんですけど、もともとの申請につきましては、村が直ですというようなものでなく、民間団体、各種団体、いろいろ巻き込んでするというのが本来、やから採択されたというようにことも当時の担当からは聞いておりますので、これが仮に村が直で全部するということになれば、国の採択、わかりませんが、採択されてない可能性が高かったではないかなと、想像ではございますが考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国のこうした新たな事業にのって村の村おこしもやっていきたいということで、いけると期待はしたものの、いろんな問題も生じたと。受けるところが観光協会であったのかその辺も、こうしたことがこれから村の村おこし、活性化に向けていろいろやっていくときに教訓として生かさなければならぬことも多々あるかと思うんですね。村も、現実職員さんが少ない中でいろいろと民間の活力も導入しながら、今後大変だとは思いますが、この700万円で落ちついたというふうに見るべきかどうかもあるんですけど、このことがまた村の財政に響かせてはいけないとも思いますので、その辺は要望になりますけれども、私たちもわからないことがいっぱいあります中で、今後の教訓にしていきたいということを言うときます。

○田中議長 要望ですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

千福議員。

○千福議員 今質問ありましたツーリズムビューローに関連するんですけども、歳入のほうで、20款のところの諸収入、この雑入ちゅうふうな形で表記されて700万円、補正されております。私、ちょっと勉強不足ですけども、この雑入ちゅうふうな形の部分、どういうふうな形の部分であるかちゅうのをちょっと教えていただきたいんですけど

ども。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 済みません。今回計上させてもらうてます諸収入の雑入で、今回の補正予算でしたらこれだけなんですけど、ここの雑入ですね、本来村のほうではいろいろと、本来なら当初予算見てもうたらいろいろ雑入っていうのが書いておりまして、簡単に言えば、一般の方が役場のコピー機を利用した場合のコピー手数料とか、あと各地区で宝くじの事業をもらて、各地域で事業してもらてる部分はありますけど、そういったものも宝くじ協会から一旦村のほうに入って、地域に渡してます。そういう交付金とかも雑入で上げておりましたり、小吹台の舗装工事やっております、それは大阪ガスと半々でやってる、そういった事業を村のほうに半分とかちょっと何割とか負担してもらう分、そういったものを全て予算上雑入というような形でいろいろ計上させてもらうてますような状況でございます。

今回のツーリズムビューローについては、村からツーリズムビューローのほうに交付して事業をやってもうたけど、それができてなかったんでその分国に返しますんで、その分をツーリズムビューローのほうからお金を返還してもらうच्छゅうことで今回雑入というような形で予算計上のほうをさせてもらうてます。

以上でございます。

○千福議員 ありがとうございます。

○田中議長 要望でいいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 担当課にお聞きします。

担当課としまして、今回の一件の原因はどこにあったとお考えですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回、本来年度内に完了すべきものが完了していなかったところと不適正にあったと認識しております。当時、その辺の年度内完了という認識が不足していたというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 年度内完了の認識が不足というのは、年度内に完了しなければならないという認識はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 全くなかったということではないんですけれども、例えばプロモーションビデオであれば初夏の映像が必要であるとか、そういったところをよりよいものをといるところを判断したということで、それが本来年度内完了というところどちらが重要かというところで認識が間違っていたというふうに考えています。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今の初夏のプロモーションビデオの追加撮影についてなんですけれども、そこに関連しまして、そもそも加速化交付金の申請、それを申請しようと決定した時期っていうのはいつぐらいになるんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この加速化交付金の申請時期については、27年度の3月補正でさせてもらってますんで、28年度の2月、3月ごろやったというような感じで記憶しております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 その前に、そもそも加速化交付金を2月にいきなり申請しようと始まったのではなくて、もう少し前からやっぱりお話がもう担当課内であったと思うんですね。その点に関してはいかがですか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 それは村から国のほうにこういった形で申請しました。それで3月議会のほうで予算を採択させてもらって、事業についてはもう年度内できませんので28年度に繰り越しやったと。そして、28年度から担当課のほうでいわゆるこの事業をしていくに当たって、村が直ですることではなく、やっぱり各団体からの参画も得てということでしたので、4月、5月ごろから準備をかかってもらいまして、一応計画はやっておりますが、それに基づいて実際それに、いろいろ計画をまた練り直したり、各種団体の意見を聞きながら、いろんな加盟団体ありまして、ツーリズムビューローという協議会をつくったように聞いております。そこで事業のほうで、実際にはその団体からは28年7月ごろにこういう、28年4月28日にツーリズムビューローのほうから村のほうにこの事業でっていうことで申請があつて、そこで村のほうで交付決定して、ツーリズムビューローがそっから動き出したというような状況にと聞いております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 事業をしようとの交付の申請を決定したのは、2月ぐらいで申請をしようとして決めて、そこから準備期間2カ月ですよ、4月ということは。そういういわば突貫工事で進んでいったということによろしいのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 2月、ちょっと詳細はあれなんですけど、2月まずは村から国のほうに事業を採択するための申請がそのぐらいの時期やったという記憶をしております。それから予算をつけて、それから原課が発注するのが、ツーリズムビューローが担当課と交付申請とかやりとりするのが4月ということになってますので、短期間やったというような感じでは認識のほうはしております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 担当課にまたお聞きいたします。

根本的な疑問なんですけれども、今回初夏の映像が、プロモーションビデオの撮影ができなかったということで、追加撮影になったわけなんですけれども、考えてみればこれは、初夏なんですよね。ということは、4月段階でビューローが立ち上がって、それからまた2カ月、初夏まで時期があるわけですよ。ということは、十分撮影する余裕っていうのはあったと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。なぜ28年6月には撮影できなかったのか。どうお考えですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 実際の撮影が会員である団体が行っておりまして、そこへの委託、再委託であります。7月に行われておりますので、それ以降の撮影となったと認識しております。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 では、つまり交付申請した時点で、役場としましてどういうふうに進めていくっていう工程表っていうものはなかったのでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 当時、ビューローとして会議を開いて、どういった団体がどういった分担をするというところで決められて、各団体ごとに事業を担当したというふうに聞いております。その時点で詳細にどこまで工程の確認があったかっていうのは、私ちょっと今把握しておりませんので、お答えできません。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 先ほど、一番最初におっしゃられたその担当課及び観光課に期限内に製作しなければならないという認識が甘かったっていうふうにおっしゃいましたが、もう一点、やはり準備不足というんですかね、ツーリズムビューロー立ち上げに対して、その後どういうふうな工程表で進めていくのか、その点が不足していたのが一つ今回の一件の原因でないのかというように思うんですけれども、担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 結果として、やはり当初にその辺の日程的な認識が不足していたのではないかと考えられます。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 一事が万事というわけではないですけれども、一つ先ほど関口先生がおっしゃったように、次回以降はこういうことも決して起こらないように、もうしっかりと準備した上で間違いなく進められるという確信のもとで事業を進めていただきたいと思います。

先ほど、認識が甘かったということでしたけれども、現在の認識は一新されたと考えてよろしいのでしょうか。コンプライアンス意識は徹底されたと考えてよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 事業の年度内完了については、改めてそこは徹底していきたいというふうに認識を新たに考えております。

以上です。

○田中議長 どうですか。

○田村議員 以上です。

○田中議長 いいですか。北浦課長につきましては、答弁する場合はマスクをとってきちんと、聞こえにくいですので守ってください。着用してください、終わったら。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第４号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決すること  
に異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第４号につきましては本会議で議決する  
ことに決しました。

これより議案第４号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第７、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮  
問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等  
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出  
がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第８、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題  
といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を  
行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第1回千早赤阪村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

藤 浦 稔

議 員

山 形 研 介